

部落絶対解放・日帝打倒、融和主義粉碎の旗のもとに団結せよ!

荊冠

NO.10 '76.10

全国部落解放研究会連合
全国部落青年戦闘同志会

機関誌

10.31狭山特集号

■ファシスト・カクマル総せん滅し、全力で10・31首都決戦へ

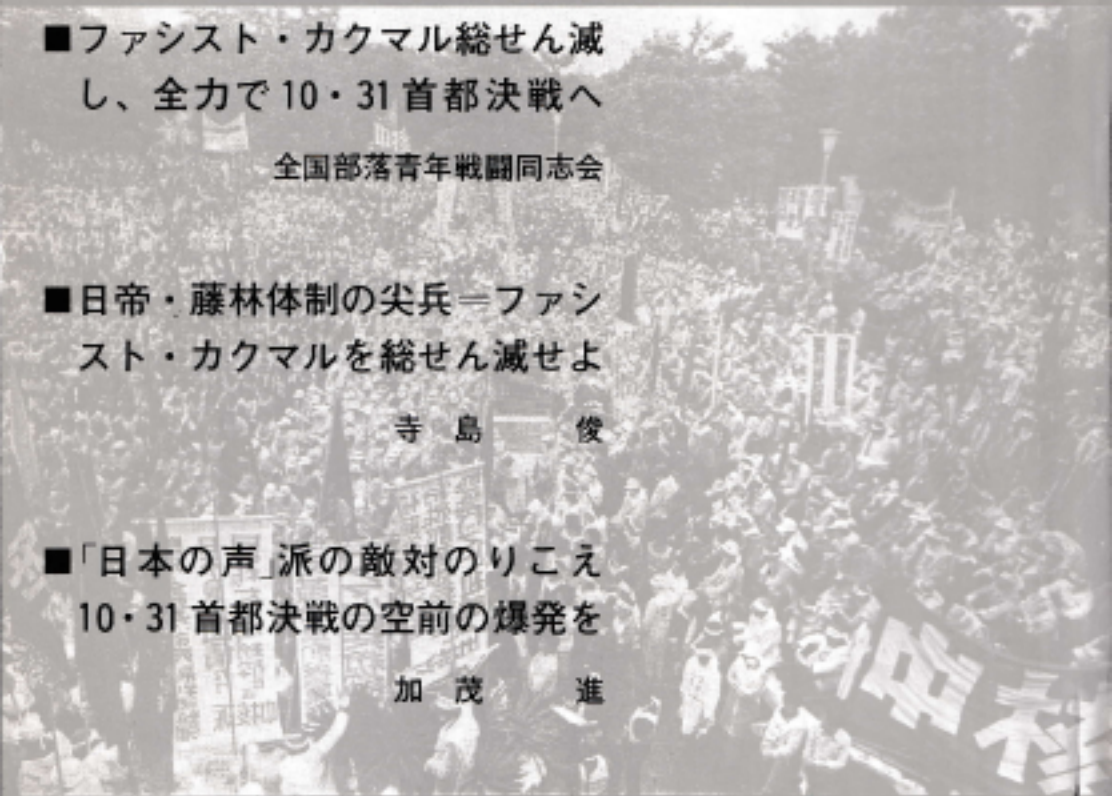
全国部落青年戦闘同志会

■日帝・藤林体制の尖兵＝ファシスト・カクマルを総せん滅せよ

寺島 俊

■「日本の声」派の敵対のりこえ
10・31首都決戦の空前の爆発を

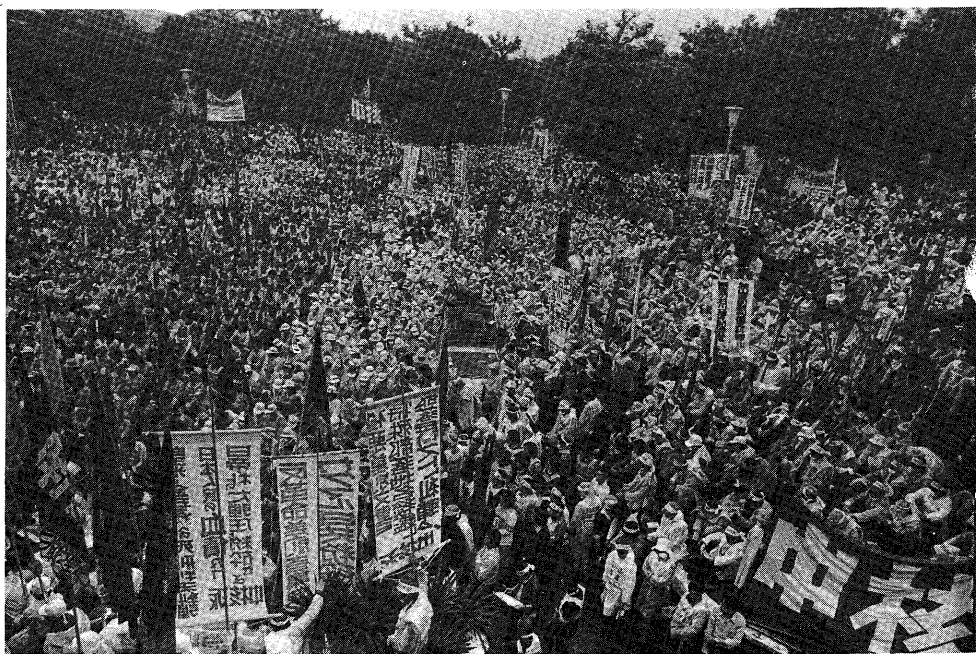
加茂 進



全力で10・31首都決戦へ



(上・下) 革命派五千を先頭に一万五千の総結集で大爆発した5・23
決戦一首都・日比谷野音大集会
全国三十万の決起を完全に牽引し、獄中14年石川氏即時奪
還、日帝・藤林体制打倒への決戦的激突局面をきりひらく



反帝国主義・反スターリン主義 万国の労働者団結せよ!

共産主義者

革命的共産主義者同盟

全国委員会政治機関紙

30号

1100円

先制的内戦戦略下の三つの任務
と建軍闘争の諸問題について

北島真一

カクマル打倒し、侵略を内乱へ

五・一五体制粉碎 — 沖縄奪還闘争のあらたな発展のために
/ 大城晃一 朝鮮侵略戦争前夜における革命的反軍闘争の任務
/ 広瀬次平 革命的部落解放運動の飛躍かちとれ / 星野隆

■破産の危機にあえぐイギリス帝国主義
/ 大室恵一・辻本 聡

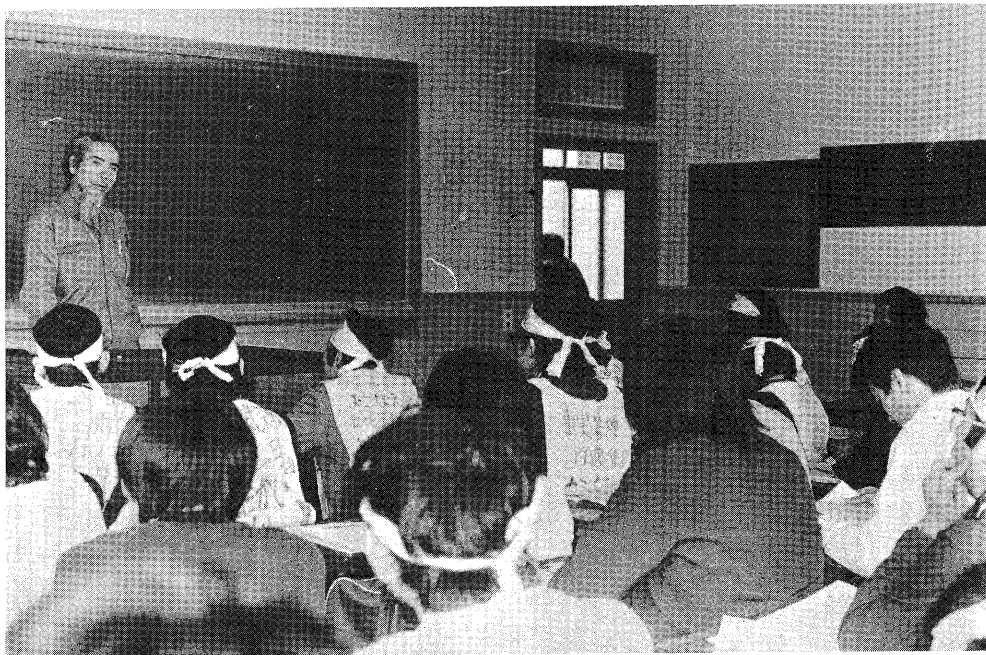
■中国スターリン主義の歴史的破産と
内外政策の三〇年代型反革命性
/ 沢西武志

朴体制の危機と日米帝国主義

— たたかう朝鮮人民と連帯せよ

織田武雄

全篇書下し!! 絶賛発売中!



(上) 5・23午前中の中核派五千の独自集会 5・21立教大会戦の大勝利のうえにファシスト・カクマルの破壊=介入策動を粉碎して5・23決戦を唯一革命的に牽引した
(下) 都内デモを果敢なジグザグデモで牽引する中核派大部隊



(上) 首都圏カクマルJAC三十五名の白色襲撃を完全に粉碎してからとられた五・二一立教大狭山集会
(下) (解放同盟都連副委員長中山氏の講演に聞き入る立大生) 柴田道子氏の遺影を先頭に都連がハリストに突入(五・二三、日比谷公園)



荊冠 NO. 10

全国部落解放研究会連合
全国部落青年戦闘同志会

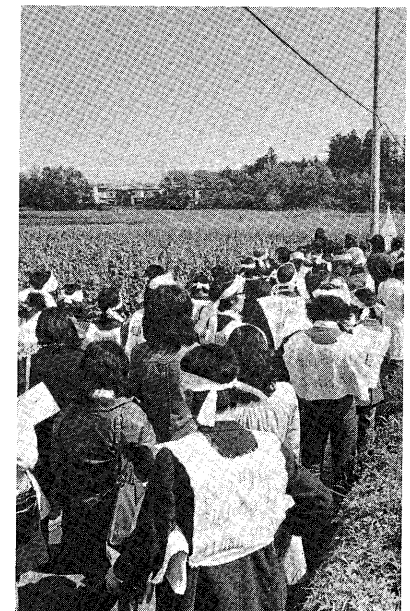
機 関 誌

1976・10

10・31 狭山特集号



獄中十四年無実の石川一雄氏を即時奪還せよ！
(上) 一九六三年不当逮捕当時の石川氏



(下右) 狭山現地調査を行う法政大五・二三実行委の
隊列(七六年五・一)
(下左) 権力の万年筆デッチあげを怒りをこめて説明
する石川氏のお父さん

荊冠社

荊冠十号目次

— 十・三一狭山特集号 —

ファシスト・カクマル総せん滅
し、全力で十・三一首都決戦へ

全国部落青年戦闘同志会

鳶 賢治

4

日帝・藤林体制の尖兵—ファシ
スト・カクマルを総せん滅せよ

全国部落青年戦闘同志会

寺 島 俊

32

暗黒の寺尾判決を粉碎せよ

47

この差別裁判を糾弾せよ

■松原パークレーン差別デツチ上げ事件糾弾闘争の大衆的爆発を

かちとれ！ 関西部落解放研究会連合

82

■決戦局面をむかえた「橋のない川」公判闘争の完全勝利

かちとれ！ 関西部落解放研究会連合

97

全青の革命的成果ふみ固め

10・31狭山—首都総力結集へ

108

「日本の声」派の敵対のりこえ
十・三一首都決戦の空前の爆発を

123

全国部落青年戦闘同志会

加 茂 進

資 料

最高裁決戦への石川一雄氏の戦闘宣言

146

グラビア

狭山五・二三最高裁決戦など

146

ファシスト・カクマル総せん滅し、 全力で十・三一首都決戦へ

全国部落青年戦闘同志会

鳶賢治

I 先制的内戦戦略の物質化 今秋決戦の大勝利かちとれ

(1) 革命的情勢の急速な接近と 先制的内戦戦略の意義

内外の大情勢は、ますます激動化の度を深めており、革命的情勢への接近過程が急速に進行している。われわれをとりまく全情勢は、一九三〇年代をはるかにうわま

わる世界史的大破局の時代、プロレタリア階級闘争の激動的発展の時代、蜂起と革命戦争の時代がいまや誰れの目にもはつきりとしたかたちで到来していることをさし示している。革共同が六六年第三回大会いらい十年にわたって蓄積してきた時代認識と情勢把握、とくに新年号(戦争)テーゼの圧倒的正しさが輝くばかりに実証されてきているのである。

それは、まず第一に、帝国主義とスターリン主義の戦後世界体制の解体的危機、その決定的一環としての日帝の体制的危機・朝鮮危機・アジア新植民地主義体制の危機が恐るべき勢いで進行していることである。

第二に、かかる戦後世界体制の矛盾の爆発が、「帝国主義が帝国主義であるかぎり、スターリン主義がスター

リン主義であるかぎり、帝国主義の侵略戦争、帝国主義間戦争、帝国主義とスターリン主義の一部または全部をまきこんだ国際戦争―世界戦争は不可避である」という方向へむかって収れんされていかざるをえないことである。

第三に、八・一八板門店事件に端的に示される南朝鮮・朴体制の危機と日米帝の朝鮮侵略戦争準備の策動が、北朝鮮、中ソスターリン主義の反プロレタリア的対応を對抗軸とし、まきこみつつ、一触即発性をもって激化していることである。

第四に、世界危機―日帝危機―朝鮮侵略戦争前夜情勢の急迫化を基礎として発生したロッキード事件が、自民党危機、日帝の政治危機をひきだし、日帝の侵略と反動と暗黒の攻撃が急ピッチで激化しつつあることである。

第五に、かかる世界危機―日帝の体制的危機の深まりと、侵略・反動・暗黒の攻撃激化に対する革命党と革命的プロレタリア人民のたたかいの爆発は、不可避的に革命党への権力の大弾圧と、革命と反革命との内戦的激突を發展させるということである。

こうした内外する激動的情勢の危機的深刻化は、今後ますます容赦なく進んでいくのであり、板門店事件、ロッキード危機のいつそうの深まりにあきらかなように、われわれの情勢把握の正しさを具体的かつ鮮明に照らし

出すものとなつていのである。

八月十八日、米帝の挑発行為に端を発した板門店事件とそれをめぐる事態は、朝鮮危機の一触即発性、日米帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢の切迫性を白日のもとに暴きだしてつぎだした。それは、日米帝の朝鮮侵略戦争体制の恐るべき現実と、日米共同作戦体制および日米帝の朝鮮侵略政策を、生々しく暴きたてたのである。

米帝はただちに「あらゆる行動をとる」と恫喝的声明を発表し、国家安全保障会議の幹部機構WSAGを開催し、ただちに強圧的な臨戦態勢に突入した。しかもそれは、七・八安保協開催―防衛協力委の設置によって決定的なものとなった朝鮮侵略臨戦体制のもとで、日米共同作戦を最大基軸としておこなわれたのである。在韓米軍の臨戦態勢の発動、在沖空軍、海兵隊の急派、空母ミッドウェーの横須賀からの朝鮮海域への出動など日米軍の総力戦の出動、グアムおよび米本土基地からの在日米軍増援、そして在日米軍の臨戦態勢突入と相呼応した自衛隊の臨戦態勢が発動されたのである。このような日米帝の動向は、北朝鮮スターリニストの反プロレタリア的な軍事的対抗措置とあいまって、朝鮮危機の一触即発的緊張、日米帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢の急迫化を決定的につぎだすと同時に、これに対応するわれわれの任務、

「侵略を内乱へ」の任務の切迫性、重大性を重々しくつきつけているのである。

他方、このような板門店事件と朝鮮侵略戦争の切迫化に深く連動して、日帝をめぐる政治情勢もおそろるべき勢いで深化している。内外の戦後体制の崩壊的危機の深まりと朝鮮侵略戦争前夜情勢の切迫化がロッキード事件を生み出したのであるが、こんにちでは、ロッキード事件の展開は日帝の戦後体制の行き詰まりとその危機性を政治的に暴きだすものとなり、しかもそれが日帝の体制的危機を決定的に促進するものとなっている。田中逮捕・起訴からさらに自民党内抗争・政権抗争に発展したこんにちの事態は、党分裂をはらんだ泥沼的な自民党危機と化し、それが政治危機の情勢をもつくりだすにいたっているのである。それは、いわば「五五年体制」ともいべき戦後自民党支配体制の崩壊的危機であり、戦後日本帝国主義の延命と再建―発展の在り方じしんが完全に行きづまっていること、日帝がこれまでどおりのやり方でやっていけなくなったことが自民党危機というかたちをとって表現されているものである。

だが、ロッキード危機が深刻で底深いものであればあるほど、日帝によるその「のりきり」過程が、より侵略的、反動的、暗黒的なものとならざるをえない。かかる危機のなかでこそ、日帝・自民党は小選挙区制導入策動、

天皇在位五〇年記念祭を突破口とした統治形態のボナパルティズム的転換の攻撃、天皇制・天皇制イデオロギーなどの暗黒攻撃をがむしやらに強めていくのであり、ロッキード危機が、逆に侵略と反動と暗黒の道を一挙に促進していくことは不可避なのである。

このようなことは内外情勢の激動的深まりが、まだまだそのほんの序の口にしかすぎないのであつて情勢の深刻化はいまからこそ本格化、全面化していくのである。そして、それは、革命的情勢の急速な接近に対応した革命党の決定的武装と飛躍、レーニンの三大義務の厳格な遂行を決定的に要請しているのである。

世界危機―日帝危機―朝鮮侵略戦争の歴史的前夜情勢のもとにおける革命的前衛党としての激しい、対応の方向性は、わが先制的内戦戦略の圧倒的物質化の道でなければならぬ。そして、二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファシヨ解放戦争こそは、激動する内外情勢と階級闘争の内乱の発展期のもとで、現代革命の勝利にむかつて階級闘争の真に進むべき道をあかあかととらしだしている。それは、階級闘争の革命的、内乱的、武装的發展の必然性にもとづいて独得のかたちをとつた内戦として爆発したものであり、それゆえ、未曾有の世界史的激動期に対応する階級闘争の激動的発展を今日的にきりひらくものなのである。

ファシスト・カクマルは、世界的破局と階級闘争の内乱的發展に恐怖し、敵対し、権力の破防法攻撃に屈服し、権力と連合して革命党・革命勢力に白色テロルをもつておそいかかった反革命、現代のファシストである。それゆえ、二重対峙・対カクマル戦は革命と反革命との血みどろの内戦、流血の死闘戦、相互絶滅戦、絶対戦争そのものであり、階級闘争の必然的所産なのである。したがつてまた、この革命的内戦こそ、現代革命の歴史的胜利のために決して避けておとることのできないものである。われわれは三〇年代階級闘争の血の教訓をのりこえて、この革命的内戦をどこまでも激化させていくのである。

先制的内戦戦略は、このファシスト・カクマルとの戦争を革命的内戦の徹底的推進の立場からきわめて積極的にとらえかえし、階級闘争全体をそれにひきこむかたちで展開し、本質的には敵階級に一步先んじて内乱・内戦―蜂起の陣型をつくりだしていく必勝の決定的戦略である。

この先制的内戦戦略にもとづく二重対峙・対カクマル戦の推進は、まずもってプロレタリア革命の綱領的全体

性を徹底的に發展させるばかりか、ファシスト・カクマルが凶暴なる武装反革命であり、それとの戦争が絶対戦争であることから、武装と武装闘争、革命的暴力と暴力革命、プロレタリア独裁という現代革命の核心問題を決定的に飛躍せしめるものなのである。さらに、この革命的内戦のなかでこそ、革命を真に成就する武装せる革命党を建設しうるのであり、建党、建軍のたたかいを決定的に達成せしめるのである。まさに、先制的内戦戦略こそ、現代革命勝利のための真に創造的戦略であり、わが反帝・反スターリン主義世界革命の基本戦略とそれにもとづく戦略的総路線物質化の決定的水路であり、そうしたものとして現代革命勝利の唯一の道、「侵略と反動の先兵ファシスト・カクマルをせん滅し、たたかうアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱へ」のたたかひの実現の道なのである。革共同の三・一四宣言は、ファシスト・カクマルが凶暴な反革命であり、現代のファシストであることを満天下に明らかにするとともに、こうした革命的内戦の革命的意義の核心的展開にふまえ、この戦争Ⅱ蜂起の勝利の原則を一点のくもりもなく明らかにしきつたのである。

この三・一四宣言Ⅱ先制的内戦戦略にのつたわが戦争の激烈にして着実な發展は、三―八月期の爆発的猛攻にみられるように、ファシスト・カクマルにかつてな

い軍事的、政治的、組織的大打撃を与え、かれらを結党
いらい未曾有の危機にたたきこんでいるのである。

(2) カクマルの党的危機の激化と 容帝反共主義の完成

ファシスト・カクマルは、わが革命的内戦の重圧と帝
国主義の体制的危機のドラスティックな深まりのなかで、
結党いらい未曾有の党的危機にたたきこまれていた。戦
争上の敗北と路線なき路線—コントン化は、党的危機を
いつそう深刻なものとし、反革命的動揺と混乱を際限の
ないものとしている。それは、しかも底知れぬ反動化、
容帝反共主義の完成へとカクマルを導くものなのである。
ファシスト・カクマルの党的危機の第一の要因は、な
によりも戦争的敗北であり、またそれによって不可避と
なった反革命指導路線の総破綻的危機、戦争体制の決定
的動揺である。

三〇八月期におけるわが三・一四宣言物質化のたたか
いは、四、五月産別戦争の大爆発、五・二一立教大会戦
圧勝を頂点とした対JAC戦、七・六SKI本部員新岡

重せん滅、七・一五関西軍事中枢角野重撃沈などの敵白
色軍事中枢への猛爆撃となって、まさに凄じい勢いで前
進している。この七六年前半期のわが大勝利に完全にう
ちのめされたカクマルは、反革命通信四二八号において
「今克敏」こと土門〓根本の言葉によって戦争上の敗北
とそのとりもどしの白色テロルの衝動をついに告白して
しまったのであるが、このことはファシスト・カクマル
のえん戦思想ゆえに必然化した「勝利宣言」路線、「三
・二八」路線がわが戦争によって根底から爆砕されてし
まったこと、かれらの反革命戦争指導路線が完全に破綻し、
長期強靱なわが内戦過程に深々とひきづりこまれてしま
ったことを決定的に認めたことを意味しているのである。
この戦争上の敗北とその反革命的自己合理化としての「謀
略」論の大破産、戦争路線の破産、戦闘力の壊滅的危機
という現実こそ、ファシスト・カクマルの党的危機を根
源から規定する、もつとも深刻な根拠にほかならないの
である。

ファシスト・カクマルの党的危機の第二の要因は、戦
争上の敗北と中枢分裂の深刻化—泥沼化がよりいっそう
のイデオロギー的反動化、容帝反共主義の全面的開花を
もたらしているということである。

危機の深刻化のなかで、一方では絶望的で凶暴な白色テ
ロ衝動を強め、他方では、路線上・イデオロギー上の容
帝反共主義的純化をとげてきた。とくに、体制的危機の
激化とその破局的深まり、侵略と内乱の時代の到来、わ
が朝鮮侵略粉砕・ロッキード事件弾劾闘争の爆発的前進
は、帝国主義の絶対的安定を存立与件とするファシスト
・カクマルを根底からおびやかすものであった。かかる
反革命としての存立的危機に直面したかれらは、自己の
利害とイデオロギーを帝国主義にますます一体化させる
ことよって危機をのりきろうとしたのである。「東部
エスタブリッシュメントによる近代化」論、然り、「米
帝の新孤立主義」論、然り、「米帝はただソ連の軍事的
進出に対抗している」論、然り、である。また、かれら
は日米帝の朝鮮侵略の先兵として、「米帝による朝鮮民
主化」論、「日帝の二大政党による政治的安定」論、「ロ
ッキード問題による自民党分裂ゆえに侵略不可能」論な
ど、まさに帝国主義者も思わず顔を赤らめてしまうよう
な反共デマゴギーを吹聴してきたのである。

だが、朝鮮情勢の一触即発的危機の激化、田中逮捕・
起訴をはじめとしたロッキード情勢の進展—日帝の体制
的危機の深まりと、容帝反共主義に対するわれわれの革
命的批判に徹底的に追いつめられたかれらは、わが路
線への反革命的対抗をも契機としながら、ますます容帝

反共主義を純化させるにいたった。「世界戦争は同時に
核戦争であり、そのようになるならば、すべては終りに
なる」という常識を、無常識で非常識な中核派とちがって
中・ソなどのスターリン主義者ももっている」(反革命
通信四三〇号)というファシスト・カクマルの主張こそ、
まさにかれらの容帝反共主義的純化の現段階を画する記
念碑的言質にほかならない。従来、ファシストどもは、
現代帝国主義は、自ら侵略戦争に訴えることはなく、た
だスターリン主義の「地理的拡大」から自己を防衛する
だけだという「反共防衛ライン」論を唱えてきたのであ
るが、こんにちでは、帝国主義はもろろん、スターリン
主義においても戦争すなわち帝国主義的侵略戦争、帝と
スタの一部または全部をまきこんだ国際戦争—世界戦争
をひきおこす根拠と動因はまったくありえないと宣言す
るにいたつていたのである。まさに「帝とスタの千年王
国」論の今日的完成であり、カクマルの反革命の変質が
行きつくところまで行きついたことをあますところなく
実証するものにほかならないのである。

このようにカクマルは、帝国主義がすでに過去のもの
として歴史の屑かごに捨て去った反動的イデオロギーに
しがみつき、それを自らの一部と化すことよってファ
シストとして延命しなければならぬという、そのよう
な断末魔の絶望的危機に叩きこまれているというわけな

のである。

ファシスト・カクマルの党的危機の第三の要因は、中枢分裂の深刻化とならんで、かれらの組織の混乱と崩壊過程がいまや堰を切ったような勢いではじまっているということである。それは、その戦闘力ⅡJAC、その基本的組織実体Ⅱ産別潜入分子どもの惨状となつてこんにち露呈している。

このように軍事的大打撃を基礎としていまや果てしなく激化するカクマルの党的危機は、わが正義の戦争によつてうみだされた当然の帰結にほかならないのであるが、それゆえにまた、カクマルは自ら唯一の反革命的延命のための活路を絶望的、衝動的な白色テロルにもとめるのである。だが、これこそ、わが革命的内戦の絶好のエジキであり、われわれが待ちに待った戦局の到来なのである。

(3) 血みどろの今秋決戦に総蜂起せよ

戦局は完全に成熟している。いまや革命と反革命との革命的内戦は、二重対峙・対カクマル戦史上、最大・最高の激烈な決戦期をむかえているのである。われわれは、

三・一四宣言Ⅱ先制的内戦戦略で総武装し、この激烈な一大決戦を猛然と勝利へむかつて進撃していかねばならないのである。この血みどろの相互絶滅戦を鬼神も避けるがごとき戦闘精神で勝ちぬぎ、戦争の確固不拔たる軍事的ヘゲモニーをうちたてること、全党・全人民のすべての力をこの革命的内戦に投入し、この戦争勝利をおしていつさいをきりひろくこと、これがわれわれのなすべきことの核心でなければならぬ。

すでに、われわれの当面する任務は一点の曇りもなく鮮明である。

第一の任務は、全党の戦争化、建軍闘争のうえにたつて、戦争の主導権を確固不拔のものとする大戦争、ファシスト・カクマルをいつそうの危機に叩きこむ大戦争をなんとしても実現することである。

二重対峙・対カクマル戦、三・一四復讐戦貫徹Ⅱ総反攻完遂の戦いが独得の蜂起戦であり、長期にわたる蜂起戦としての革命戦争であることにふまえて、せん滅戦の激烈な発展をかちとらねばならない。ファシストとの白熱した戦闘においてこそ、全党・全軍の建軍闘争、党建設の成果が集約的に検証されるのであり、この白熱的戦闘の目的意識的、計画的展開とつみあげが革命的内戦の帰趨を決定づけるのである。

それゆえにまた、全党の戦争化、その最尖端的表現と

しての建軍闘争を圧倒的に推進すると同時に、全党の総インフ化のたたかい、防衛戦争の攻撃的戦略的展開を、いずれも戦争の運命を左右する死活的闘争として決定的に重視し、その勝利のために粘り強くたたかいていかねばならない。われわれは、戦争としての戦争、内戦としての内戦を最基軸とし、これをもつていつさいをきりひらいていくのである。反革命三頭目、黒田、松崎、土門らを階級的に処刑せよ。反革命軍事中枢、反革命戦闘主力JAC、産別潜入分子、地方カクマルのいつさいを一人残らずせん滅せよ。

第二の任務は、戦争的勝利を基礎に、朝鮮危機Ⅰ日帝危機の爆発的激化に対応して「侵略と反動の先兵Ⅱカクマルをせん滅し、たたかう朝鮮人民と連帯し、日帝の朝鮮侵略を内乱へ」の過渡的戦略的スローガンのもとに、たたかう全人民を政治的軍事的に動員し、内乱・内戦Ⅰ蜂起の陣型を圧倒的に構築することである。とくに十・二一闘争を最大の焦点として、朝鮮侵略粉砕・ロッキード事件弾劾の大衆的戦闘の大高揚をつくりだしていかなければならない。こうしたたたかいの爆発的発展とのかたい結合のもとに、天皇五〇年祭粉砕、小選挙区制粉砕、狭山最高裁決戦勝利、三里塚軍事空港粉砕のたたかいを圧倒的におし進めなくてはならない。

第三の任務は、武装し戦う革共同の建設をたたかいて

ることである。九月Ⅰ今秋の激戦、激闘のなかでこそ、全党の総戦争化と革命党建設の決定的前進をきりひろかねばならない。全党の圧倒的飛躍を實現し、たたかう人民の五つの任務Ⅰインフ、防衛、政治動員、「前進」拡大、軍資金カンパを徹底推進し、戦争下の革命的共産主義運動の大前進をかちとつていかななくてはならないのである。

全党・全軍の同志諸君！

全党・全軍・全革命勢力の燃えるような戦闘精神をがっちりうち固め、新たな大戦争をたたかいて堅忍不拔の陣型をうちたてよ！

戦争の激烈な勝利のうえに、十・三一狭山首都決戦へ総決起せよ！

Ⅱ 狭山決戦情勢の成熟と 歴史的勝利への展望

革命的内戦の激化・発展を最先端・最基軸とする階級情勢の激動的展開のなかで、狭山闘争はいよいよ最大最高の白熱点をむかえている。狭山最高裁決戦は一・二八

一五・二三決戦とそれをひきつぐ八月全青の革命的大高揚の地平のうえに、ついに最大の正念場、十・三一大決戦の空前の爆発へののぼりつめようとしている。たまたかの爆発の高揚に恐れをなし、朝鮮侵略・侵略戦争体制構築の尖兵として一挙に「密室書面審理」「上告棄却」策動を強め、「力の論理」のゴリ押しでもって狭山正面突破をはかる日帝・藤林体制との、全党・全人民の総力をあげた力対力の大激突のときが到来したのである。狭山闘争十一年の地平がたちかかってきた根源的爆発力が、いまこそいかに大噴火させられなければならない。日帝・藤林体制にたいしてわが革命的路線と狭山勝利の方針で牽引された中央政治闘争Ⅱ大衆の実力闘争の大爆発をたたきつけ、「上告棄却Ⅱ寺尾判決護持」策動を粉碎し、石川氏奪還への勝利の展望を死力を尽してきりひらかなければならない。

十・三一狭山決戦こそは、石川氏奪還、狭山闘争の歴史的勝利をかけた決戦中の決戦であり、かかるものとして七〇年代革命闘争の成否をかけたたたかいかいである。われわれは、二重対峙・対カクマル戦の基礎のうえに、「侵略を内乱へ」「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」の革命的路線を高々とかけ、ありとあらゆる大衆的創造的決起の先頭にたち、そのいっさいがっさいを集約して十・三一首都決戦の歴史的大爆発をかちとらなければならない。

らない。獄中十四年におよぶ石川氏の不退転の死闘としっかりり連帯し、革命派の責務にかけて石川氏奪還をなんとしてもかちとらなければならない。十・三一狭山大決戦に臨むにあたって、こんにちの狭山最高裁決戦情勢を規定する諸要因をガッチリと確認し、歴史的勝利への展望を明らかにしてゆかなければならない。

(1) 朝鮮侵略戦争前夜情勢下で 激化する部落差別攻撃

狭山最高裁決戦情勢の成熟を規定する第一の要因は、こんにちの戦後世界体制の解体的危機、日帝の体制的危機の深化と朝鮮侵略戦争前夜情勢の切迫化のもとで、侵略・侵略体制構築の一環として、部落差別Ⅰ人民分断攻撃が破局的に激化していることである。そしてまたこのことが、日帝・最高裁藤林体制の階級の本質、寺尾判決護持Ⅱ狭山決戦の反革命的正面突破体制としての超反動性を規定する最深の根拠である。

こんにち日帝は、体制的危機の深化のもとで、朝鮮侵略戦争へむけた凶暴な侵略と反動と暗黒の攻撃を強めて化は、この過程を一気に促進するものとしてあるのである。

部落差別Ⅰ人民分断攻撃こそは、こうしたボナパルテイズムの反動攻撃、排外主義・差別主義・権威主義攻撃の生命線をなすものである。それは、日帝百年の侵略と圧政の歴史のなかで、部落差別攻撃に勝利するという階級の経験蓄積を欠如し、屈服・腐敗しつづけてきた日本労働者人民の歴史的弱点をつきながら、侵略戦争と侵略戦争体制のもとへ人民を動員し、分断Ⅱ統合するものとしてしかけられてきているのである。こんにち日帝は、狭山闘争を基軸とする部落解放闘争の戦闘的大衆的發展をとおして、逆に体制的危機要因にまで転化してしまつた部落差別問題に対して、いよいよ危機感をつのらせ、体制的死重を傾けて、狭山差別裁判の強行を頂点に部落差別攻撃の破局的激化をもって事態の暴力的打開をはからんとしているのである。

とりわけ国内支配のボナパルの再編の攻撃は、十一月天皇在位五十年祭を決定的テコとする天皇制・天皇制イデオロギーの政治的全面登場を頂点に、行政執行権力の肥大化と議会の空洞化、破防法型弾圧とKⅡK連合政策などさまざまな側面からすすめられているが、その重要な社会的・政治的基軸をなすものこそ、あらゆる帝国主義的腐敗の総動員、排外主義、差別主義・権威主義攻撃の強化であり、それをおとした労働者人民の活性化の鎮圧と侵略総動員化の攻撃である。ロッキード危機のゆきりのための超反動的動向、天皇と右翼・戦犯の政治的正面

さらにわれわれは、かかる七〇年代部落差別攻撃の総路線をなすものとして、「同対審答申」攻撃が朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりとともに、ますます反動的に整備され、むきだしの攻撃的性格を露骨にしながら激化していることについて明らかにしなければならない。狭山最高裁決戦情勢の成熟が、この「同対審答申」攻撃に規定され、これを背景にくりひろげられていることを明らかに

しなければならぬ。狭山最高裁決戦情勢の成熟が、この「同対審答申」攻撃に規定され、これを背景にくりひるげられていくことを明らかにするために、この攻撃の今日的な基本的役割と階級的な性格を明確にすることが必要である。ただし、それは狭山闘争の歴史的勝利の展望を照らしだしてゆくうえで不可欠の前提的認識をなしているばかりか、さらに七〇年代部落解放闘争の進路を決定づける基軸的指標をなしているのである。

第一に、同対審答申は日帝の体制的危機と侵略・侵略戦争の時代における部落差別攻撃を基本的に体系づけたものであるということについて。

一九六五年、内閣の諮問機関・同和对策審議会によって発表された同対審答申は、日韓条約締結を突破口とする日帝のアジア侵略の本格的開始の時期にうちだされ、侵略・侵略戦争の時代における部落差別攻撃を基本的に体系づけたものであるが、だがそれはけつして自己完結的なものではなく、体系的危機の深化と侵略戦争策動の激化のなかで現実に対応しながら、よりいっそう侵略的、反動的に整備され、これにもとづいた攻撃の総体が日帝の七〇年代部落差別攻撃の総路線をかたちづくるものになっているのである。

答申発表からすでに十年以上が経過し、そのかん日帝の体制的危機と侵略、反動化は急ピッチで強まり、当時

とはくらべものにならないほど激化の一途をたどっている。こうした意味から、日帝のこんにちの朝鮮侵略戦争前夜情勢のもとでの部落差別攻撃の現実には、答申それ自体の直接的内容といくつかの点で矛盾を生じさせてはいない。しかしそのことは、答申が過去のものとなったということの意味するのではなく、逆に答申の基本理念と方向性が、その後の部落差別攻撃の激化の過程にピッタリと照応しつつ、ますます侵略的、反動的に再編成されていること、答申をこのようなものとして日帝の七〇年代部落差別攻撃の総路線として規定することができるのである。

第二に、答申路線が、従来の日帝の同和对策の単純延長線上に位置するものではなく、戦後の同和对策が体制的危機の重圧をうけて破綻し、それじたい体制的危機要因にまで転化してしまつた事態のまえに、朝鮮侵略戦争策動に対応しつつ部落差別攻撃の破局的激化で現状突破しようとする恐るべき攻撃の体系をなしていることについて。

こんにち、日帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢のもとで、日帝の戦後の高度成長と支配の「相対的安定」を背景とした戦後の同和对策、ギマン的の同和事業の財政的基礎そのものが破綻に瀕し、わずかばかりの予算さえいたるところで凍結・大幅削減され、答申に本来はらまれていた極して、部落解放闘争とプロレタリア革命闘争との戦略的結合を、徹底的に破壊しようとする攻撃がその最基軸をなしていることについて。

一般的にいつて帝国主義の同和对策とは、部落差別をテコとする日帝の階級支配・収奪の展開がそれじしん、帝国主義のあらたな矛盾要因に転化し、部落解放闘争とプロレタリア革命闘争との戦略的結合の客体的条件を不満足につくりだすことにたいして、こうした結合を予防反革命的に分断し、部落差別—人民分断支配を維持・強化するために帝国主義からうちだす補足的的政策措置にほかならない。

日帝の戦後の高度成長のもとでの同和事業を軸とした一連の同和对策の展開こそは、部落大衆の生活と生業を守り経済的改善を要求するたたいの高揚を予防反革命的に押えこみ、部落解放運動の融和主義的上層をつかつて運動総体を体制的枠内に封じこめようとするものであつたことは明白である。だがすでに述べたようにこうした帝国主義の同和对策の物質的・財政的基礎が体制的危機の重圧をうけて破綻してしまつていけばかりか、いまや狭山闘争の持続的大衆的発展をとおして、日帝の意図は破綻し、逆にいつそう深刻な体制的危機要因に転化してしまつたのである。

かくして日帝にはより兇暴な部落差別攻撃の激化、と

差別性、破壊性が極限的なかたちでつらぬかれようとしている。東京都や兵庫県同和行政をめぐる日帝の従来の慣例を自ら破壊した硬直的姿勢と部落解放運動への弾圧の露骨なエスカレートは、従来の同和对策がすでに日帝の深刻な体制的危機要因に転化していること、みせかけの行政的改良施策すらこんにちの体制的危機—経済危機のなかで厚い壁にぶちあたり、もはや許容しがたいものとなつて示している。それは日帝自ら、「もはやこれまでどおりにはやつてゆけない」という体制的危機感にかられた現状破壊的攻撃であり、それによつていかに部落大衆の怒りと反撃をひきおこそうとも、それをも力づくのボバナ的攻撃で正面突破しつつ、部落差別—人民分断攻撃を極限的につらぬこうとする画時代的攻撃を意味するものである。

『全国特殊部落地名総鑑』『全国特殊部落リスト』は、「部落民は差別されて当然」という極差別イデオロギーを露骨にかかげ、つらぬこうとする点で、また就職差別を煽動し部落差別の明文的保障を与えようとする点で、答申攻撃をきわめて先鋭なもので、しかも先取りに体现する悪らつな攻撃である。それは同対審答申路線の貫徹という日帝の階級意志の凝縮された表現であり、赤裸々な意志行為にほかならないのである。

第三に、答申攻撃の階級の本質を決定的に示す指標と

くに帝国主義の体制的死重をかけた部落解放闘争とプロレタリア革命闘争との戦略的結合の破壊のための露骨な攻撃を強化する以外に方途はないのである。それは一方では、日共・カクマルなどの反革命差別集団をも使つて労働者人民内部に差別―分断をつくりだし、労働者人民の流動化・活性化を分裂と思想的腐敗のうちに解体し、侵略と国内反動支配の支柱にさえ転化しようとするボナパの攻撃となつてあらわれ、他方では、部落解放闘争内部に融和主義の積極的育成をテコとして体制内の鎮静化を策動するとともに、その枠をうち破つて革命的戦闘的方向へむかつて流動化・活性化する部分には、内乱的手段を使った「八鹿型」の暴力的な糾弾闘争破壊として、むきだしの階級的利害をつらぬくものとして展開されているのである。

答申攻撃の究極的ねらいが、このような部落解放闘争とプロレタリア革命闘争との戦略的結合の破壊、階級闘争総体の分裂化と思想的腐敗、部落解放闘争の反動的解体、総じて労働者人民と部落大衆の侵略・侵略戦争への総動員としてあることをけつしてあいまいにしてはならない。

以上のことから、朝鮮侵略戦争前夜情勢下における「同対審答申」の階級的性格は明白である。われわれはこの答申攻撃との対決を七〇年代部落解放闘争の帰趨を決す

る基軸的指標をなすものとして、日本革命の戦略的総路線、革命的部落解放闘争の路線のもとに、その物質化の決定的一環として粉碎していかねばならないのである。

日帝の狭山差別裁判強行攻撃こそは、こうした七〇年代部落差別攻撃の生命線をなすものである。それは、①無実の部落青年Ⅱ石川氏を犯人にしたてあげることによつて日帝の体制的危機、治安警察の危機を部落民への憎悪に集中転嫁し、②そのことをとおして「部落は悪の巢」なる差別イデオロギーを煽動し、③それに対して決起した労働者人民、部落大衆のたたかいを圧殺し、部落解放闘争の革命的発展を解体し、④石川氏を侵略と反動のイケニエとして徹底してじゅうりんしようとする攻撃であり、総じて日帝のこんにちの部落差別―人民分断攻撃の頂点をなし、答申を基軸とした七〇年代部落差別攻撃をもつとも普遍的に表現するものである。

したがって狭山闘争こそは、日帝の侵略と反動、部落差別―人民分断攻撃とその七〇年代的総路線をなす同対審答申との根底的対決のためのたたかいの最基軸をなすものであり、七〇年代部落解放闘争の展望、七〇年代革命の水路をきりひらく全人民的政治闘争の決定的一環をなすものとしてあるのである。狭山最高裁決戦は、こうして日帝の侵略と侵略戦争、ボナパルティズム的反動攻

撃と破局的部落差別攻撃の貫徹か、それともそれを粉碎し、部落解放・日帝打倒の勝利への血路をきりひろくのかという、部落解放闘争の三〇年代的選択をかけた決戦としてあるのである。直接的には獄中十四年におよぶ石川氏の生死の問題をめぐる、日本革命と革命的部落解放闘争の路線と実践、血債の問題、日本革命を担う資格の有無をまっ、こうから問うたたかいであり、日帝の七〇年代攻撃とそのもとで激動化する部落解放闘争の行方、「同対審答申粉碎」「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」の革命的部落解放闘争の全帰趨をかけたたたかいとが火花を散らして激突し、正否を決するものとしてあるのである。

日帝・藤林体制は、この狭山最高裁決戦を、体制的死重をかけた「力の論理」のゴリ押しでもつて圧殺・解体しようとする死活的階級的使命をもつて登場したものである。日帝・藤林体制の階級の本質は、「上告棄却Ⅱ寺尾判決護持」策動を強行し、無実の石川氏をイケニエとしてじゅうりんすることをおして、狭山闘争―部落解放闘争を圧殺し、部落差別―人民分断攻撃の破局的危機のりきり、朝鮮侵略戦争へむけた国内支配のボナパ的転換、労働者人民の侵略的動員をなしとげんとするところにあるのである。

まさに狭山最高裁決戦は、この日帝・藤林体制との力

対力の大激突、朝鮮侵略粉砕闘争としつかりと結びついた労働者人民、部落大衆の七〇年代的進路をかけた、一歩もひくことのできぬ階級的決戦としてあるのである。狭山最高裁決戦の決戦たるゆえんは、まさしくこうした点に最深の根拠を有しているのである。われわれは狭山闘争の決戦情勢を最深から規定する以上の動向を確認したうえで、さらに日帝・藤林体制の超反動性、その攻撃の切迫性と危機性を具体的に把握し、正しい危機感を組織化しながら最高裁決戦勝利の展望をいっそう明らかにしなければならぬ。

(2) 狭山最高裁決戦の爆発と

日帝・藤林体制の超反動性

狭山最高裁決戦情勢の成熟を規定する第二の要因は、一・二八―五・二三―八月全青という狭山最高裁決戦の連続的大爆発をおして、いよいよ狭山闘争十余年の地平がつつかかってきた根源的爆発力が日帝・藤林体制との全面的大激突として噴火を開始したこと、またそうであるがゆえにおいつめられた日帝・藤林体制の全体重をか

けた「上告棄却」策動が一挙に切迫化し、十・三一狭山大決戦における彼我の本格的な激突の不可避性がますます明らかになっていくことである。

狭山闘争の現局面において決定的に重要なことは、われわれが一・二八―五・二三―八月全青の連続決戦的な大爆発を実現したことによって、日帝・藤林体制を打倒して最高裁決戦に勝利するための基本的攻防基軸・勝利の構図をうちたてることに成功していること、日帝・藤林の力の論理をもつてする「上告棄却」寺尾判決護持」策動の激化にたいして、全人民の総力を結集した大衆的実力闘争Ⅱ中央政治闘争の断固たる大爆発以外には決戦勝利の展望がありえないことをきわめて鮮明にしていることである。

狭山闘争は、一・二八―五・二三決戦をめぐる重大な試練にたたされてきた。日帝・最高裁は、狭山担当の第二小法廷を極反動の前最高裁長官石田和外の直系、吉田豊を裁判長に任命し、日帝の新たに強行された狭山差別裁判強行体制として、寺尾判決護持の階級的使命をむきだしにした反動的攻撃をしかけてきた。当初、日帝・村上は上告趣意書の一年延期というギマン的手段をもって戦列の弛緩化と武装解除を策動しつつ、最高裁決戦を予防革命的に鎮静化しようとした。だがわが「決戦の三ヶ月」のたたかいは、こうした日帝の野望を完全に粉

砕し、決定的窮地に追いこんでいたのである。こうして追いつめられた日帝・村上は、反動的まきかえしとして、石川氏保釈下という狭山闘争の高揚と石川氏への真正面からの攻撃にうったえたのである。それは日帝・村上の寺尾判決護持Ⅱ狭山正面突破体制としての超反動的本性を、満天下に示すものであった。

一・二八決戦は、こうした日帝の狭山闘争Ⅱ石川氏圧殺攻撃をまっとうからむかえうち、戦列内部で発生した一部の敗北主義的、日和見主義的傾向をのりこえ、カクマル・日共の「一・二八不発Ⅱ最高裁決戦不発」願望をみごとにうち破って大高揚を実現し、最高裁決戦大爆発の火蓋を切って落としたのである。またそれをひきつぐ五・二三決戦は、日比谷野音一万五千の中央政治闘争としての大爆発を最基軸としつつ、それと大きく結合した同盟休校などのかたちをとった全国三十万の総決起を実現し、戦闘的・全人民の大高揚をもちとった。五・二三には、わが革命派の牽引のもと、日帝・村上との大衆的実力的対決の陣型をわざわざうちたて、狭山勝利の構図をいちだんと明確にした。広汎な大衆の狭山闘争をめぐる流動化・活性化に大胆に依拠しつつ、これをわが革命的路線と狭山闘争勝利の原則にそって正しく方向づけ、中央政治闘争を最基軸にありとあらゆる大衆の創造的決起をそれと大きく結合してうちぬくことによつて、一・

二八で芽ばえつつあった革命的戦闘的方向性を真に物質力あるものとして、日帝・村上にたたきつけ、最高裁決戦をめぐる日帝との力対力の階級的激突局面を本格的にきりひらいたのである。

さらに八月部落解放第二〇回全青集會は、わが狭山勝利への路線と方針のきっぱりとした提起のもと、戦闘的部落青年の完全な牽引によつて、あらゆる反動的逆流を圧倒しつつ、一・二八―五・二三の地平をガッチリとうち固め、十・三一大決戦の中央政治闘争Ⅱ大衆の実力闘争としての空前の爆発への階段を一気にのぼりつめたのである。

このような狭山最高裁決戦の爆発的高揚に恐怖した日帝は、上告趣意書がすでに提出され、法的にはいつでも「上告棄却」を言いつたすことができる状態にあることを最大限利用しつつ、一挙に超反動的まきかえし攻撃を強めているのである。すでに四月段階から狭山担当主任調査官も新矢悦二に決定し、しかも専任として、「報告書作成―書面審理」攻撃を急ピッチで具体化しているのである。

日帝・藤林体制は、一・二八―五・二三狭山決戦をとおして、最高裁決戦がいよいよ大衆的実力闘争として本格的な大爆発を開始したとき、おいつめられた日帝・村上を全面的に継承し、村上路線をより反動的に貫徹せんと

するものとして、登場した。それは一言でいって、日帝・村上と同じく、否、最高裁決戦の爆発においつめられたものとしてそれ以上の反動的危機感をむきだしにして、寺尾判決をひきつぎ、寺尾判決にこめた日帝の攻撃をあくまで貫徹することをめざした、超反動的な狭山決戦の反革命的突破体制としてのである。まさに日帝・藤林体制は、日帝の朝鮮侵略戦争体制のもとでの部落差別攻撃を体現し、体制的死活をかけて寺尾判決にこめた日帝の攻撃をあくまで徹底的に貫徹し、無実の石川氏を侵略と反動のイケニエとしてじゅうりんせんとするものとしてあるのである。

この日帝・藤林体制の本性を端的にあらわすものこそ大塚裁判官の寺尾判決美化の差別暴言であり、栗本裁判官の反動的言辞であり、何よりも新矢らによる「密室書面審理」攻撃―「上告棄却」策動の急激な激化と、それと軌を一にした石川氏保釈下・「獄死」強要策動の許しがたい強化なのである。かくして日帝・藤林体制による「上告棄却Ⅱ寺尾判決護持」策動は、一挙に具体的急展開過程をつつ走り、今秋において決定的に切迫したものととなっているのである。

以上の検討によつてわれわれは、十・三一決戦をめぐる主客にわたる情勢が極度に緊張したものととなっていること、決戦情勢が激突をよぶ完全な白熱過程に突

入していることをキツパリと認識しなければならぬ。決戦はいつかやってくるものではなく、こうして十・三一に設定されているのである。

いまや日帝にとつても、たかかう人民にとつても、力対力の階級的大激突以外にかなる道もありえないのである。狭山闘争をめぐる政治的諸関係―革命と反革命の極度の純化、その間で揺れ動く中間主義的動搖の深まり、各々の階級的役割が、かつてなく鮮明になっている。十・三二寺尾判決以来の狭山闘争の血のにじむような苦闘、革命派と反革命的逆流との熾烈な攻防、敗北主義・清算主義・日和見主義との陣型構築、解同とのたかかう共同戦線の強化・発展、狭山闘争の全体としての高揚を革命的前衛党としての責務にかけてきりひらいてきたわが革命派の党的牽引力が、十・三一最高裁決戦をめぐる政治的諸関係をこのようなものとして純化させ、煮つめているのである。

こうして十・三一狭山決戦は、急迫化する日帝・藤林の「密室書面審理」「上告棄却」寺尾判決護持」策動をめぐって、これに敗北主義的に屈服し、侵略戦争と部落差別攻撃の血の海に沈められるのか、それともこれを粉碎し、日帝・藤林体制を打倒し、狭山闘争の歴史的勝利への展望をきりひらくのかという、ギリギリの死闘的正念場として設定されているのである。

づけ、権力との政治的力関係を革命的に変動させる最上のテコをなすものである。単にそれは法廷闘争の圧力手段にとどまるものではなく、それじたいとしてひとつの革命的な政治闘争の焦点であり、日帝との階級的攻防の最基軸をなすものである。このたかかいこそ狭山闘争の一貫した牽引車であり、推進基軸であり、革命的前衛の任務は、敵の側が公判を設定しない現局面においてこそ、その意義と役割を徹底して鮮明にさせ、中央政治闘争大爆発の目的意識的実現のために、全力をつくさなければならぬのである。

したがってまた盟休、ストライキ等のかたちをとつた広汎な大衆の自主的創造的決起は、わが革命的路線と党的牽引のもとに、中央政治闘争の大爆発を最基軸とし総括点とし、それに正しく集約されることによつてこそ、真に大衆的実力闘争の一環として真価を発揮し、日帝・藤林体制打倒、石川氏奪還への革命的戦闘的方向へと発展しうるものなのである。盟休、スト等において要求される不屈性、死闘性、大衆的波及性は、まさに中央政治闘争のさらなる大衆的戦闘的大爆発へのそれとしてより厳格で革命的な飛躍を要求されるのである。

わが勝利の路線と方針を高々とかけ、ありとあらゆる大衆的創造的決起をうちぬき、十・三一空前の首都決戦の大爆発をかちとること、これのみが唯一の狭山勝利

以上の確認のうえにたつて、われわれは最高裁決戦勝利の進路がわが革命的部落解放闘争の総路線物質化のたかかいの圧倒的前進のなかにあること、言いかえれば革命的総路線の導きのもとに、ありとあらゆる大衆の創造的自主的決起を（無実・差別）（糾弾・奪還・死闘）の原則にそつて正しく発展させること、それらのいっさいがっさいを日帝・藤林体制打倒のためのたかかいの最基軸をなす中央政治闘争の大爆発として結実させること、なかにあることを、不動の確信をもつて明らかにしなければならぬ。

狭山闘争の歴史的勝利の展望がわが革命的部落解放闘争の総路線物質化の中にあるということは、そうした路線によつて牽引され武装された労働者人民・部落大衆の戦闘的実力闘争の爆発と、国家権力との政治的力関係によつて狭山闘争の帰趨が決定されるということであり、狭山闘争の戦闘的発展の物質力と権力との力関係の変動によつて具体的に日帝・藤林体制をいっつめ、狭山勝利⇨石川氏奪還を実現できるということにほかならない。首都総力決起⇨中央政治闘争とは、こうした狭山闘争の全人民的結集軸として、それじたい日帝・藤林体制との内乱的攻防の一大基軸としてあり、盟休・ストライキ等のかたちをとつたありとあらゆる大衆的創造的決起を、日帝・藤林体制打倒への階級的物質力として方向

への道なのである。

以上の狭山最高裁決戦勝利の進路がいっそう鮮明であればあるほど、われわれは戦列内部の敗北主義・日和見主義・清算主義的傾向と厳しくたたかひ、決戦勝利の主体的陣型構築のために奮闘しなければならぬ。なぜなら決戦情勢の成熟が高まれば高まるほど、こうした傾向はますます深刻なかたちをとつてあらわれ、それとの対決が戦列の統一のために決定的な課題となるからである。ここにちの敗北主義的傾向は、日帝・藤林体制の階級の本質をあいまいにし、狭山闘争を中央政治闘争⇨大衆的実力闘争としてたかかうことを否定し、たかかいを地方分散化させて日帝との対決を回避し、大衆の高揚を雲散霧消させようとするものとしてあらわれている。とりわけ「日本の声」派は、「狭山闘争⇨人権擁護闘争の一環」論なるウルトラ合法主義、議会主義、体制内改良主義のもとに収拾することをもくろみ、「最高裁は世論を反映する」「今は世論形成が重要」なる最高裁美化論、底ぬけの楽観論をふりまき、革命派の牽引力と狭山闘争の爆発力への恐怖から中央闘争の否定のためにのみ、地方分散方針や「要求闘争」を対抗的にもち出し、最高裁決戦への重大な逆流の一環になりきがつているのである。彼らは、「狭山闘争は石川を救うという運動ではなく、部落解放運動をしていると見せかけるような運動では勝

利できない」「今後はエン罪ということを前面にだして、国民に焦点をむけたたたいが重要」と称して、日共式公正裁判要求路線とほとんど区別つかないところまで、狭山闘争をおとしこめ、最高裁決戦を泥沼の敗北主義的方向へ導かんとしているのである。

われわれは、かかる敗北主義的傾向を一掃し、革命派の大胆な牽引のもとにたたかう共同戦線を強化・発展させ、十・三一首都決戦の空前の戦闘の大衆の高揚のためにたたかいぬかなければならない。いつさいの敗北主義を峻拒し断固としてのりこえ、ありとあらゆる大衆的創造的決起を一点空前の首都総決起へむかつて集約せよ！

(3) 部落解放運動の流動化・活性化

とその革命的戦闘的發展の方向

狭山最高裁決戦情勢の成熟を規定する第三の要因は、革命的情勢の急速な接近という事態に根源的に規定されながら、部落解放運動がかつてない流動化・活性化の局面に突入し、それが狭山闘争の高揚と結びついて明らか

乱へ」の過渡的綱領的総路線物質化の今日的環として、朝鮮侵略戦争粉碎闘争とならんではっきりと位置づけられ、發展しているのである。

もともと狭山闘争は、日本プロレタリアート人民の排外主義・差別主義・権威主義への伝統的屈服と敗北という弱点をついた日帝の攻撃との主体的対決として開始された。部落差別とのたたかいは日本階級闘争の歴史的弱点を形成してきたがゆえに、それじたい極めて困難なたたかいであることはいままでもないが、その困難を根底的地点で突破することができるならば、日本階級闘争はいまだかつてもちえなかつたような革命的資質を獲得し、七〇年代革命の重大な主体的陣地を構築することができるといふ極めて普遍的な内容をもっている。石川氏の血のにじむような獄中闘争、革共同を先頭としたプロレタリアート人民、部落民大衆の営々たる苦闘は、いまや狭山闘争をそうした普遍的發展方向へむかつて着実に押しあげているのである。

狭山闘争は、部落民にとっては、日帝の体制的危機と部落差別攻撃の激化のなかで爆発的に渦まく部落大衆の怒りとたたかいをひきだし、それに明確な政治的方向性を与えてゆくという意義と役割をもつと同時に、既成部落解放運動の無力性に絶望し、それをのりこえてたたかうとする広汎な戦闘的活動家大衆の希望の星となつて

に政治的方向性をもつものへと發展しつつあるというところである。戦後世界体制の解体的危機、ロッキード危機をテコとした日帝の体制的危機の深化と朝鮮侵略戦争前夜情勢の切迫化のもとで、日本の階級情勢はその最尖端・最基軸においてすでに革命的内戦を包摂する段階、革命的情勢の急速な接近の時代に突入しているのであるが、部落解放運動はこうした情勢に規定されながら、かつて経験したことのないような巨大な流動・再編過程になげこまれていく。われわれは狭山決戦情勢の成熟を規定づける決定的要因としてこの流動・再編過程をガッチリととらえかえし、その革命的戦闘的發展への方向性を鮮明にし、狭山闘争勝利の展望を照らしだしてゆかなければならない。

こんにちの部落解放運動の流動化・活性化を規定する第一の根拠は、狭山闘争の持続的戦闘的高揚とその革命的發展の展望である。

狭山闘争は、革命的情勢の急速な接近、二重対峙・対カクマル戦を最尖端・最基軸とする階級闘争の激動的發展、そのもとでの労働者人民の流動化・活性化を一個の明確な政治的形態として表現し、その内乱・内戦的質を今日のにつらぬく基軸的たたかひのひとつとしてはつきりと自らを押しだしはじめていく。言いかえれば、二重対峙・対カクマル戦の激化・發展を基軸に、「侵略を内輝いている。またプロレタリアートにとっては、部落大衆との生きた連帯をかちとり、部落差別とのたたかひにおける敗北と屈服をのりこえ、部落解放・日帝打倒へむかつて永続的にたたかひぬく導水路を形成するものとなっている。

こうして、狭山闘争のうちにはらむ日帝との対決の根底性、革命闘争との結合力、持続的拡がりと全人民的波及力、部落解放の普遍的方向性が広汎な大衆をふるいたたせ、たたかひにひきいれ、七〇年代革命と部落解放闘争のすそ野を無限に拡大するものとなっているのである。このたたかひは、既成部落解放闘争の行政依存主義的運動形式を根底からうち破り、国家権力の打倒を究極的形態とする実力糾弾闘争として發展し、七〇年代階級闘争の持続的牽引車、七〇年代部落解放闘争の基軸中の基軸としての位置をいちだんと鮮明にしているのである。この結果として、狭山闘争を基軸に戦後部落解放闘争の政治地図をぬりかえてしまうような流動化・活性化がかとられ、その内部に明確な革命的・戦闘的潮流が形成され、部落解放運動の革命の大再編過程がドラスティックに開始されているのである。

第二の規定根拠は、以上のような狭山闘争の革命的發展にたいする反動的逆流が決定的に強まっていること、狭山闘争をめぐる革命的・戦闘的潮流と反動的逆流との

階級的攻防を焦点に、部落解放闘争が重大な歴史的分岐に直面していることである。

すでに確認した狭山闘争の全体としての高揚・発展は、わが革命派の全力をあげたとりくみと革命的部落解放闘争の路線の明確化、その圧倒的物質化のたたかいは基礎にしてはじめて可能であった。その結果、七〇年代部落解放闘争は、わが革命派の指導性と牽引力のもとに、プロレタリア革命闘争との戦略的結合の展望を力強くきりひらきつつあるのである。

十・三一寺尾判決と、その絶対護持を至上使命とした日帝・藤林体制の「上告棄却」「石川氏圧殺」、狭山正面突破の攻撃は、かかる事態を「力の論理」のゴリ押しでもってたたきふせ、侵略、侵略戦争体制のもとに圧殺、解体せんとする、恐怖にかられた予防反革命攻撃にほかならない。

重要なことは、こうした日帝の攻撃の強まりとともにこれと呼応するかたちで反動的逆流ともいえる現象が発生していることである。日帝・藤林体制の支柱としての日共・カクマル反革命差別集団の反革命的敵対、右翼スターリン主義「日本の声」派などの敗北主義的屈服と反動的純化は、ほかならぬわれわれの路線の正当性とその圧倒的物質化、狭山闘争の爆発の高揚局面の到来にたいする反動的総力を集中した逆流にほかならない。

ことである。また右翼スターリン主義「日本の声」派は、自己の体制内改良主義路線の無力性、対応不能性をさらけだし、未曾有の路線的・運動的・組織的危機を深めながら、そこからの脱出、延命の道を、マヌーパールの「左翼勢力」の装いをこらしつつ、さらなる体制内改良主義と体制的支柱化、行政依存主義的腐敗の泥沼化のなかにとめ、利権と腐敗の全国的擁護者、部落解放闘争のスターリン主義的敵対物、裏切り者としての本質をあらわにしているのである。

このような部落解放運動の今日的動向は、融和主義指導部の分裂、抗争の長期化・深刻化―融和的反動化にもかかわらず、部落大衆の怒りとたたかいはまさに爆発寸前であり、既成指導部の無力化と反動的純化、帝国主義への屈服をのりこえて部落大衆が直接行動におどりである情勢、部落大衆が自主的・創造的にあらゆる形態をとりながら帝国主義との闘争に決起するという情勢、ひとつのきつかけさえ投げられれば既成解放運動の枠とはまったく無関係なところであらうか爆発的にひろがってゆくという情勢、ひとことといえは部落解放運動の流動化、活性化が急激に開始されていることをはっきりと示しているのである。一・二八―五・二三狭山決戦における中央集会とかたく結合した全国的同盟休校闘争の高揚は、こうした情勢の到来をはっきりとつげしらせているので

われわれはこうした逆流のまえに微動たりともするものではない。むしろこうした事態の到来を、わが革命的部落解放闘争の存在と路線の真価がいかなく発揮され狭山闘争の本格的な革命的発展期の到来をつげしらせるものとしてガッチリと受けとめ、恐れることなく積極的、攻撃的にたたかひぬかなければならないのである。

第三の規定根拠は、日帝の体制的危機と朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりのなかで、戦後的同和政策に依拠してきた行政依存主義的運動形式とその基盤が急速な崩壊過程に直面し、既成部落解放運動の深刻な危機と分解過程が首をたてて進行していることである。同和施策をめぐる日帝の従来の慣例を自ら破壊した硬直的姿勢と完全融和方式化の策動、予算の削減、権力や日共、同和会を動員した行政闘争の圧殺策動に直面して、既成部落解放運動はいわゆる「窓口」そのものの分断化と狭隘化をめぐって、決定的な危機と分解過程に投げこまれていくのである。

重要なことはこうした事態のなかで、既成部落解放運動の融和主義的潮流は、総体としていっそう行政依存主義的傾向を深め、その一部に部落大衆の切実な要求を食いものにする融和ボス、腐敗した利権屋、また右翼天皇主義イデオロギーと天皇制的白色テロルをもって破産の突破をはかる体制翼賛勢力をも生みだすにいたっている

ある。

決定的に重要な問題は、このような情勢の到来はいまや部落解放運動がその基本路線の正否をめぐって巨大な流動・再編過程に突入しているということ、こうした流動化・活性化をいかなる路線のもとに、いかなる政治的方向に発展させてゆくのかということ、いかにすれば革命党とその指導路線の真価がまっとうから問われる局面に突入しているということである。狭山闘争こそ、そうした流動化・活性化に明確な政治的表現と方向性をあたえ、既成の体制内改良主義路線と行政依存主義的運動形式を根底からのりこえ、日帝との革命的対決へとおしあげてゆくたたかひの最基軸をなすものである。そしてまた狭山闘争を「侵略を内乱へ」「融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒」のわが革命的路線で牽引し、勝利することが、部落解放闘争の流動化・活性化を革命的戦闘的方向へ押しあげ、部落解放・日帝打倒をきりひらく唯一の道なのである。

十・三一はこうした流動化・活性化をいかなる方向へ導くのか、革命か反革命か、革命的戦闘的發展か反動的融和主義的解体かをギリギリとした政治的諸関係のなかで問う決戦としてあるのである。われわれはこの流動・再編過程を、二重対峙・対カクマル戦を最尖端・最基軸とする日本階級情勢の激動的展開のなかでとらえかえし、

あくまで先制的内戦戦略の圧倒的物質化をつらぬきとし、二重対峙・対カクマル戦の歴史的勝利のためのたたかいは絶対的基礎に「侵略を内乱へ」の圧倒的物質化をおしすすめ、こうした日本階級闘争の全体としての前進のなかに「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」の断固たる物質化をかちとってゆくことよって、狭山最高裁決戦勝利の展望を力強くひらかなければならないのである。

狭山最高裁決戦情勢の成熟を規定する第四の要因は、カクマル・日共両反革命差別主義集団が、日帝・藤林体制と一体化するかたちで反革命的転落を深め、狭山最高裁決戦への敵対を強め、これとの激突が決定的にまつまっていることである。とりわけカクマルの絶望的破壊策動をこっぱみじんに粉碎してゆくことは、最高裁決戦勝利への絶対的死活的課題である。この点についてつきに確認してゆこう。

Ⅲ 絶望的敵対深めるカクマルを総せん滅せよ

ファシスト・カクマルを総せん滅し、彼らの絶望的破

壊策動を粉碎しつくすことは、最高裁決戦勝利のための絶対的前提である。カクマルは、最高裁決戦への断固たる突入を宣言した昨年十・三一闘争をまえに、最高裁決戦大爆発への反革命的危機感にかられて、「最高裁で有罪判決が下されることは確実」なる決定的言辞を吐いた。そしてかかる「決戦不発」願望が一・二八決戦三〇万の大爆発によってふぎとばされるや、今度は一方でペテン的介入策動によつて狭山闘争になんとしてもつけ入り、破壊しようとする衝動をつのらせ、他方で狭山闘争にたいする露骨な敵対策動を強めているのである。いわく「獄中十八年の石川氏」「無実を主張する石川被告」と。なんとカクマルは（無実・差別）を否定するばかりか、石川氏に事実上の「無期」を強要するまでにいたつたのである。これ以上の寺尾判決への讚美があるうか。これ以上の日帝・藤林体制への支持表明があるうか。まさにカクマルは、どこまでも日帝・藤林体制の忠実な反革命的尖兵であり、どこまでも石川氏と狭山闘争への極悪の反革命的敵対者である自らの本性を自己暴露したのである。

もともとカクマルの狭山介入は破壊策動とは、狭山闘争の持続的革命的発展が自らの反革命綱領と七〇年代反革命総路線の危機に直結してしまふことを反革命特有の嗅覚でかぎとつたカクマルが、狭山勝利のためではなく

反革命戦争の一環とするためにのみ「とりくみ」を開始するといふものであった。いいかえれば、狭山闘争がカクマル・日共をのぞくすべての左翼的潮流を総結集しつて革共同を革命的牽引力としながら日本階級闘争の決定的焦点となつて発展し、革命闘争と革共同の盤石の政治的管理高地となり対カクマル戦の政治的基盤をかたちづくるとともに、カクマルの孤立、反革命性、反人民性を暴きだし、促進することがもはや避けられなくなるや、従来の「外側」からの敵対路線を、狭山闘争に介入して「内側」から破壊するといふより徹底した狭山解体路線に転換したものである。

「中核派の温床である狭山闘争から中核派を一掃する。本音は中核解体、表むきは狭山推進」（信州大カクマル文書）、「中核とのSS（反革命戦争）のためにとりくむ」（吉川文書）といったカクマルの内部確認は、そうした狭山介入路線の反革命の本質を決定的に表現したものにほかならないのである。

したがつてそこには狭山闘争推進の一片の意志もなく、狭山闘争の破壊、部落解放闘争の反革命的解体のみが至上目的とされるという恐るべき策動が不可避となるのである。狭山闘争と石川氏の圧殺、反革命戦争による革命派と全狭山勢力の圧殺・解体、これがカクマル式介入策動の原点であり、いつさいなのである。

それゆえわれわれは、こうしたカクマルの出発点的反革命性に規定されて、こんにちの容帝反共主義的純化、反革命の変質がトコトン進んでいることよつて、さらには中枢分裂の深刻化に表現される党的危機が深まり路線の混迷が深まれば深まるほど、カクマルの狭山介入策動はいちだんと錯乱的、衝動的な性格をおびるものであることをしつかりとみぬかなければならない。

一・二八―五・二三狭山決戦の爆発にあわてふためき、急拠くりひろげられたカクマルの弱々しい「狭山キャンペーン」の反革命性と支離滅裂ぶりは、じつはこうした彼らの出発点的反革命性に真の秘密があるのである。それは大情勢の激動化とわれわれの戦争的、闘争的前進のもとで爆発的高揚局面をむかえた狭山闘争が、連戦連敗の泥沼にたたきこまれ、中枢分裂と路線的混迷を深めるカクマルに死重となつてのしかかり、狭山をめぐる危機が反革命の党的・路線的危機に結びつき、両者が相乗的に激化しあうという関係になりつつあることを端的に証明しているのである。

反革命通信四〇一、四一九号の松永雑文は、いずれも狭山闘争についての反革命の方針らしきもの一片もでつちあげることができず、ただただ「最高裁決戦不発」鎮静化願望のみがむきだしのかたちであらわれていることよつて、いかに彼らが最高裁決戦の大爆発に恐怖

し、あせりいらだっているかを如実に示している。そこでは「最高裁に事実審理を行なわせるのは幻想」「結論は年内から三年先」などという敗北主義的武装解除策動を唱えたり、既成部落解放運動の最右翼的補完物たる「日本の声」派を介入の水路として使うためにやたらとベタホメしたりという具合で、およそ反革命の闘争方針というにもおそまつこのうえないものである。しかも「解同批判」のポーズをとりながら、そのじつ「解同が日和るから、最高裁闘争はどうせロクなものにならない」ということを最大の結論としているのである。これはかのスト権ストの裏切りを反革命的に合理化しようとした松崎Ⅱ動労カクマルの手法を狭山闘争にもちこむことによつて、狭山闘争の高揚に水をさそうという策動であることはいふまでもない。

だが当然にも、カクマルのこうした虫のいい願望は事実をもつて粉碎されてしまつてゐる。このことはカクマルを二重の意味で深刻な危機にたたきこむものである。すなわち、ひとつには寺尾判決後の反動的逆流にのつかり、日帝の「上告棄却」―狭山闘争の早期終息を待望するというカクマルの「最高裁方針」が完全に破産したといふことであり、いまひとつには、この破産をめぐる深刻な内部対立の激化が不可避であるといふことである。とくに後者はこんにちの中樞分裂の危機をいちだんとエ

スカレートさせる要因になつてしまふのである。

かくしてカクマルはこうした絶望的危機からの脱出・延命のために、あせりといらだちだけを極端につのらせながら、最高裁決戦へのむきだしの敵対と介入Ⅱ破壊策動への衝動を強めているのである。日帝・藤林体制の支柱となり、「上告棄却」策動の激化と軌を一にしそれを先行的に体现しながら、狭山闘争破壊にのみ反革命的利害をおいもとめるのである。

その手口はひとつには「日本の声」派を水路とした狭山介入Ⅱ破壊策動であり、いまひとつには大経大Ⅱ部「自治会」をつかつたⅡ部連協利用策動などのベテンの介入策動である。とくに前者は狭山闘争破壊のためにはいかなる反動的潮流とも結びつくといふカクマルの卑劣な反革命的本性を満天下にさし示すものであり、カクマルの容帝反共主義的完成と表裏一体の悪らつな策動である。

だがこのようなベテンの介入策動は、カクマルの最高裁決戦への敵対が、こんにちの党的危機と路線的総破綻、ファシスト的完成に規定されてゐることによつて、本質的にきわめて衝動的・錯乱的であり、そのベテンの手口がひとたび暴きだされるや、凶暴な白色テロルをふりかざして狭山闘争に襲いかかることはまったく明白である。われわれはこのカクマルを最高裁決戦をめぐる戦場にガツチリとひきすえ、赤色テロル、革命戦争の猛攻でたた

きつぶさなければならぬ。戦争勝利の基礎のうえに介入Ⅱ破壊策動を粉碎しつくすという原則にたつて、今秋軍事決戦の爆発的猛攻をたたきつけ、さらに十・二一闘争の圧勝をかちとるなかで、カクマルの十・三一決戦破壊策動を無慈悲にたたきつぶさなければならぬ。このたたかいこそ、まさに石川氏奪還、狭山闘争の歴史的勝利をかちとるための絶対的、死活的な前提なのである。

Ⅳ ファシスト・カクマル総せん滅し 、十・三一首都大決戦の大爆発へ

十・二一首都決戦を天王山とする狭山最高裁決戦は、闘争史上、最大の死闘的正念場をむかへてゐる。朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりのもと、「密室書面審理」策動―「上告棄却―寺尾判決護持」策動をがむしやらに強める日帝・藤林―吉田体制と、石川一雄氏の生死・狭山勝利の命運、部落解放闘争と七〇年代革命の興廃をかけて、決戦的に激突するのである。われわれは、先制的内戦戦略Ⅱ三・一四宣言物質化の道をいつべんのためらいもなく突き進むといふ現代革命―世界革命の壮大な展望にしっかりと立脚し、十・三一首都決戦の空前の大爆発かちとり、日帝・藤林体制を打倒しなくてはならないのであ

る。

最高裁決戦勝利のための第一の任務は、二重対峙・対カクマル戦史上でもつとも激烈な血みどろの相互絶滅戦になんとしても勝ちぬき、今秋決戦の大爆発でファシスト・カクマルをさらなる絶望的泥沼のなかにたたきこんでやることである。三・一四復讐戦貫徹Ⅱ総反攻完遂にむけ、未曾有の党的危機にのたうつファシストに無慈悲な赤色テロルの嵐をまきおこすことである。内外情勢の激動的発展のもとで、労働者階級人民の未来は、革命的内戦の動向にいよいよ決定的にかけられてきてゐる。ファシスト・カクマルに最も致命的な流血の大敗北、全人民周知の反革命的転落、最も醜悪な崩壊的危機を強制し、革命と反革命との力関係の革命の変革をかちとつていかねばならない。結「党」以来、未曾有の党的危機にのたうつカクマル、「帝もスタも核戦争しない常識」論をもつて容帝反共主義を完成させるにいたつたカクマルに情容赦のない赤色テロルの嵐をあげせよ。戦争の勝利こそいつさいの絶対的基礎である。

第二の任務は、いつさいの反革命的敵対と反動的逆流をのりこえ、革命的部落解放闘争の総路線の圧倒的物質化をおし進め、その決定的基軸をなす狭山闘争を革命的総路線と闘争原則にそつて発展させ、中央政治闘争Ⅱ大衆の実力闘争として爆発させることである。(無実・差

別)〈糾弾・奪還・死闘〉の狭山闘争原則のもと、「口頭弁論・事実審理・全証拠開示」の当面する戦術環を、日帝・藤林体制打倒の決定的一環のものとしてうちだし、たたかいたらねばならない。また、寺尾判決を公然と賛美し、その護持者として登場した第二小法廷・大塚喜一郎忌避勧告・糾弾闘争を重視し、その大衆的爆発の先頭にたち、それを日帝・藤林体制打倒、十・三一決戦の勝利に結びつけなくてはならない。さらに、狭山闘争が一貫して中央総力結集のたたかいを基礎に、革命的政治闘争として発展してきたことを徹底的に明確にさせ、最高裁決戦を中央政治闘争に大衆的実力闘争としてたたかひぬかねばならない。とくに、十・三一中央大結集・大人民集会の画期的実現へむけて、ただちに戦闘態勢をつくりあげ、このたたかいを基軸に、同盟休校、ストライキなど部落大衆、労働人民のあらゆる形態をとった自主的・創造的決起のたたかいを指導・牽引しぬぎ、両者を強めあい、発展させるためにたたかひぬいていかななくてはならない。

第三の任務は、獄中十四年目に突入し、なおも烈火のような闘魂で獄中闘争をくり抜ける石川一雄氏のアピールを共同綱領とし、解放同盟とのたたかう共同戦線をつつそう不拔のものとしてうち固め、全人民総決起の陣型を構築しなければならない。

第七の任務は、十・三一寺尾判決二周年大闘争を首都大結集に大人民集会として実現するために、十・三一までに決戦の巨大な人民運動を創出していかねばならない。寺尾暗黒判決への怒りをいまいまだかきたて、日帝・藤林一吉田体制の階級の本質をあますところなく暴きつくり、石川氏保釈運動、同盟休校、学園・職場ストライキなどのうねりを創出し、これらを十・三一へむかつて集約していかねばならない。侵略戦争前夜に革命的情勢への急速な接近のもとで、人民の政治的活性化、流動化に依拠してたたかひぬくならば狭山最高裁決戦の勝利はまちがいないのである。

全国の同志諸君!

容帝反共主義をますます純化するファシスト・カクマルを総せん滅し、十・三一首都大決戦の空前の大爆発かちとれ! 息もつかせず、いざ十・三一へ!

第四の任務は、日帝・国家権力、民間ゴロツキ団体一体となった、史上類例のない極悪差別文書「特殊部落地名総鑑」「特殊部落リスト」を満腔の怒りをこめて徹底糾弾し、その階級の責任を徹底的に断罪するとともに、このたたかひを狭山最高裁決戦の勝利に結びつけるためにたたかひなくてはならない。

第五の任務は、これらのたたかひの基礎として、革共同と革命勢力の狭山闘争の恒常的戦闘体制をいつそう強固にうち固め、その決定的一環として、戦闘的部落青年のいつそうの共産主義的飛躍を基軸とした部落解放運動の戦闘的革命的潮流の強化・発展のたたかひ、「戦闘的部落解放闘争の創成と防衛のたたかひ」を反動的逆流をつき破って推進することである。狭山決戦の帰すうがこれにかかっているといても決して過言ではないのである。

第六の任務は、日帝・藤林一吉田体制の民間反革命動員、支柱化政策に呼応し、狭山差別裁判強行、「上告棄却」策動の尖兵となりはてた日共・カクマル反革命差別集団の敵対を全力でたたきつぶすことである。とくに、容帝反共主義的純化を深め、狭山闘争の絶対的・非和解的対立物として反革命的介入策動をくりひろげる反革命カクマルを、流血の絶滅戦にうつたえてもせん滅することこそ、革命派の絶対的責務である。



76年9月12日柴田道子さん追悼一周年集会以て挨拶される石川一雄氏のご両親

日帝・藤林体制の尖兵

ファシスト・カクマルを総せん滅せよ

全国部落青年戦闘同志会

寺島 俊

はじめに

全国の同志諸君ノ労働者人民、部落民兄弟姉妹のみなさんノ

狭山最高裁決戦は、いよいよ決戦中の決戦の秋をむかえた。日帝・藤林体制の「密室書面審理」―「寺尾判決維持・上告棄却」を許すのか、それともこれを粉碎し、日帝・藤林体制を打倒し、石川一雄氏奪還をかちとるのかの狭山闘争史上最大の決戦局面が到来したのだ。

われわれは、持てる力をふりしぼりすべてを投げ打って総決起せねばならない。朝鮮侵略戦争とその体制構築にむけた日帝・藤林体制の狭山差別裁判の強行を許さず首都東京に巨万の部落大衆、労働者人民を結集せしめ、大衆の実力闘争の大爆発を実現せねばならないのである。

一・二八―五・二三、二三狭山最高裁連続決戦の大衆的戦闘的爆発の地平にたつて、第二〇回部落解放全国青年集会は、圧倒的成功をかちとった。八月第二〇回全青は、ファシスト・カクマルに一指もふれさせることなくわが革命的路線と方針で武装した革命的青年達が、「日本の声」派を基軸とする融和主義的潮流をのりこえ、十・三二狭山首都総力結集の大方針を鮮明に提起し、この下に圧倒的青年を獲得したのである。われわれは日帝の体制的危機―朝鮮侵略戦争前夜情勢下にあつて、戦後の部落解放運動の行政依存主義的運動形式の破産を鮮明にさせ、唯一わが革命的総路線「たたかう朝鮮人民と連帯し、日帝の朝鮮侵略戦争を内乱へ」―融和主義粉碎、部

落解放・日帝打倒」の物質化と、それにむけた狭山闘争を基軸とする部落解放闘争の革命的戦闘的發展のみが、唯一勝利を実現することができるということ(第二〇回全青に結集したすべての青年に提起し、わが革命派の方針が圧倒的に確認されたのである。われわれは、全青の爆発から今秋にむけ、ありとあらゆるたたかいを最先頭でやりぬき、部落大衆、労働者人民の総決起をかちとり一路十・三二狭山大決戦へと進撃せねばならない。

カクマル、日共の反革命差別集団どもは、十・三二狭山決戦の爆発が不可避となればなるほど日帝・藤林体制の尖兵として反革命的差別主義的敵対を強めるであろう。われわれは、十・三二狭山決戦勝利の不可欠のたたかいとしてカクマル、日共の敵対を粉碎せねばならないのである。

本稿では、戦争的危機と大情勢の激動的展開に挾撃され、中枢分裂の悪無限的進行を基軸とする結「党」以来最大の危機にのたうつファシスト・カクマルの容帝反共主義的純化、その一環としての狭山介入論、カクマル式「部落」論について壊滅的批判をくわえ、カクマル総せん滅を厳粛に宣言するものである。

二重対峙・対カクマル戦 1の勝利的前進とカクマル の容帝反共主義への純化

三・一四一周年以来五カ月、七六年三―七月の二重対峙・対カクマル戦―反ファシズム解放戦争は、圧倒的勝利を切り開き、戦争的闘争的組織的に敵カクマルを圧倒し、カクマルを結「党」以来最大の危機にたたきこんだ。まさにわれわれは、先制的内戦戦略とそれにもとづく三・一四宣言の物質化にむけ、死力を尽して戦いぬき革命と反革命との戦略的力関係の大変動を促進し、わが軍事的ヘゲモニーを更に強固に確立し、三・一四復讐戦貫徹―総反攻完遂への偉大な勝利を実現しつつあるのである。四・一九マスコミ産別潜入最高幹部長谷川清重撃沈五・一七東京東部教労潜入カクマルキャップ川上明彦重撃沈を頂点とした四―五月戦争の爆発のうえに、六―七月戦争は、カクマルのいかなるとり返しの策動も許さず戦略的価値ある巨弾が次々と炸裂したのである。六・二四関西インフ要員神戸重撃沈、七・六SKI(中央情報・調査・謀略機関)本部長新岡敏美の重撃沈、七・一五

関西カクマル軍事中枢最高幹部JAC指揮官、金属潜入分子角野敬治の重撃沈等々、カクマル反革命軍事中枢指導部に巨弾が炸裂し、またJAC戦争においても五・二一立教大会戦の圧勝、JAC三五名壊滅、六・三大経大「委員長」渡辺喜之重撃沈、六・一一中央軍事輸送車を爆破、横国大Ⅱ西南JAC指導部上田俊博、内山千士、井尻伸一を重撃沈、六・二二横国大斉藤幸一、小池茂をアジトもろとも重撃沈という戦争における圧倒的勝利をもぎとり、JAC再建策動を完全に粉碎したのである。

そしてわれわれは、この戦争勝利を基礎として政治闘争の大高揚を切り開き、戦争勝利の基礎を一段と打ち固め、ファシスト・カクマルに軍事的政治的痛打を与えたのである。六・一五―七・八の革命的高揚は、戦争勝利の土台のうえに「カクマルせん滅し、たたかう朝鮮人民と連帯し、日帝の朝鮮侵略を内乱へ」の戦略的総路線の物質化にむかって大勝利を実現したのである。こうしたわれわれの大前進とは逆にファシスト集會は見るもあわれな様相を呈していたのであった。軍事的敗勢に喘ぎ、社民以下の反革命的ロッキード「闘争」でなんとかファシスト分子をかきあつめ組織の立て直しを策動してみたものの、われわれとの差はあまりに歴然としていたのだ。もはやカクマルには、いかなる延命の道も残されてはいないのである。

こみ革命的くさびをどンドン打ち込んでやらねばならぬ。い。

カクマル結「党」以来最大の危機を規定している第一の核心点は、戦争における連戦連敗とカクマル戦争指導路線の大破産である。

カクマルは、反革命暴力の放火者でありながら暴力は「補助的手段」などと言いなし、何らそれを積極的の位置づけることをなしえず、たえず「あと一撃」論的衝動にかられ、厭戦主義者よろしく、カクマルさえ信じていることができない「勝利宣言」をだしたりひっこめたりすることによって、組織にタガをはめれるかに想い込んできたのであったが、そうした厭戦主義的混乱は、自らの暴力の問題を対象化することのできない反革命の本質からして当然のことであった。

ここにち、カクマル戦争指導路線は完全に破産してしまっている。三・一四復讐戦からの延命のためのマヌーバー、三・二八路線は完全に破産し、七五年十・二七、七六年二月の反革命襲撃をもって完全な相互絶滅過程へとめりこんだのであった。だが反革命としての本質に規定された厭戦主義者カクマルは、三・一四宣言を、「敗北宣言」などと得手勝手に解釈することによって組織の瓦解状況にはじめをかけようといふ夢を描き、反革命組織を自らが武装解除していくという大失敗をしで

またわれわれは、三・一四一周年以来五カ月間の二重対峙・対カクマル戦争の圧倒的前進の真只中で「武装し戦う革共同」の建設の前進をかちとっているのである。われわれは、先制的内戦戦略Ⅲ・一四宣言、革命的に武装し、全党の戦争化をかちとり、すべてを一〇〇パーセントの戦争的徹底性をもって貫徹することをおして、強固な党、強大な政治的軍隊Ⅱ革命軍を建設しているのである。

かくて、三・一四宣言以降五カ月間の闘いは、ファシスト・カクマル完全打倒を実現すべく圧倒的に前進し、わが革命派の軍事的ヘゲモニーを確立し、カクマルを結「党」以来最大の危機にたたきこんだのである。われわれは、いまこそ追撃につぐ追撃、三・一四復讐戦貫徹Ⅱ総反攻完遂にむかっての猛烈な赤色テロルをカクマル心臓部めがけて深々と打ち込んでやらねばならない。

カクマルの未曾有の党的危機と 容帝反共主義の完成

二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファシズム解放戦争の勝利的前進、とりわけ三・一四宣言以降五カ月のたたきこみはカクマルを結「党」以来最大の危機にたたきこんだ。われわれは、敵の危機、敵の混乱、動揺の真只中にとび

かすのである。そうしたカクマルの願望とは裏腹にわれわれは、三・一四宣言で武装し、カクマルとの戦争に一切をかけ、反帝・反スタ世界革命とその一環としての日本革命の未来をかけて、カクマルとの戦争を最後までやりぬく決意を打ち固め、こうしたカクマルの戦争指導路線を現実の戦闘のなかで粉碎してきたのである。「第六次謀略」論は、こうした背景のなかで持ちだされたカクマル自身でさえ誰一人と信じていない、したがって早晩その破産がわが革命派によって宣告されるしかない代物であったのである。カクマル「第六次謀略論の根拠たるや、わが軍の戦闘について数かぎりない賛辞が反革命通信紙上を埋めつくすといった狼狽ぶりなのである。ここにちではカクマルは、はやばやとその手直しを始め、消耗のどん底で「第六次謀略」論をひっこめるといふところまできているのである。いまやカクマル総体が、わが三・一四宣言の前にビビリズムに陥り、われわれの戦争の前進のまえに完全に打倒される日待つ以外になんという状況を呈しているのである。

われわれは、いまこそカクマル戦争指導路線の破産をつきまくり、赤色テロル、革命戦争の猛爆発をかちとり、あせりに満ちた衝動的白色テロルには、防衛戦争の徹底強化をもって突き破り、逆にカクマルせん滅への偉大な戦争として攻撃的に貫徹し、カクマル追撃戦へとうっ

てでなければならぬ。今夏から秋にむけ、更に三・一四宣言で武装し、戦争体制を打ち固め、大決戦勝利へと進撃せねばならない。

第二は、中枢分裂の激化のもとで反革命政治路線が大混乱し、容帝反共主義が一層完成されていることである。昨年十月以来あらわとなった中枢分裂は、内戦の激化と情勢の激動化によって必然的に産みだされた化学変化であり、カクマル総体を分裂と錯乱、崩壊の危機にたたきこんでいるのである。黒田対山代「猪狩」の中枢分裂は、内戦の激化とその敗勢のもとで組織現実論をはじめとする黒田「理論」の反革命性、不毛性、無気力性に大動揺した山代が、「戦争の現段階」「一触即発の危機」「政治危機の続発」「主体的条件の成熟」等々まやかしの「激動」論に社民以下の「革命」論を接木し、なんとか新基軸を打ちだし、革共同に対抗しようとした山代「猪狩」路線に端を発したものであるが、それはこんにち、黒田—小泉主流派系統の反共主義として、現在反革命としての正体をますます暴露するものとなっているのである。すなわち山代「猪狩」は、黒田組織現実論の最も致命的な部分をなすところの「一定の情勢」論に具体的な内容をもちこむという大脱線をしでかしたのであった。かくて黒田カクマルもその具体的領域で居直りに対抗するという逆猪狩路線の全面化、容帝反共主義の一層の完成へ

と突き進んだのである。

黒田—小泉—カクマルの容帝反共主義的完成を示す第一のメルクマールは、「米帝による韓国の民主化」論である。こんにち帝国主義世界体制の崩壊の危機、とりわけその最弱の構成要素をなす新植民地主義体制の解体的危機の下で、帝国主義はその最後の支柱としての朝鮮南北分断体制の護持を必死に策動し、朴独裁政権を全面的に支え、また朴は日米帝に新植民地主義的に従属し、戦争体制、総力安保体制、極限的人民圧殺攻撃を加えてきているのである。まさに朝鮮をめぐる情勢は、朝鮮人民への民族的抑圧の政治、南北分断固定化の政治の継統としての兇暴な朝鮮侵略戦争が激化しているのである。

黒田—小泉—カクマルは、こうした日米帝の朝鮮侵略戦争策動を否定し、その根拠として近代経済主義者よろしく、「米帝は東部エスタブリッシュメントのもとで新孤立主義に向いつつあり」それによって帝国主義は、「より近代化」され、米帝にとって「韓国朴体制は桎梏」であり、いまやその打倒が課題となっているという「米帝による韓国民主化」論をとるのである。かれらは、日米帝の完全な尖兵となって帝国主義を美化し、日米帝の朝鮮侵略戦争策動の隠ぺい・擁護を策動しているのである。カクマルの「米帝による韓国民主化」論こそ朴体制の極限的弾圧を突き破り、死を賭して反朴・反日・

反米闘争に決起している金芝河氏をはじめとする学生、労働者人民を帝国主義と一体となって圧殺するファシスト・カクマルの本性をこのうえなく鮮明にするものではないか。

われわれは、血債をかけ、闘う朝鮮人民との連帯をかけファシスト・カクマルを総せん滅し、朝鮮侵略粉砕闘争の大爆発をかちとらねばならないのである。

カクマルの容帝反共主義を示す第二のメルクマールは帝国主義の動向は「ソ連の軍事行動によって規定されている」から「ソ連の軍事行動反対」という反共防衛ライン論である。

帝国主義は戦後世界体制の危機、その構造的矛盾を絶えず反共主義イデオロギーによる対スタ圏的政策をもって自己を合理化し、他方スターリン主義は、一国社会主義と平和共存政策の破産を反帝イデオロギーを意味付与することによって絶えず破産を隠ぺい延命してきたのであるが、カクマルは、こうした事柄を平板化し、帝国主義とスターリン主義の力学的関係に還元し、体制間矛盾論に陥り、「日帝、米帝の今日の動向は、まさしくソ連中国の種々の行動によって規定されている」「ソ連に対し、軍備拡張と帝国主義的平和政策をもって対抗している米帝」（反革命通信四二一号）と主張することによって帝国主義の尖兵として自ら位置づけられることになるので

ある。したがってカクマルの「ソ連の軍事行動反対」なるものは、帝国主義とスターリン主義の一部又は全部をまさきこんだ国際戦争—世界戦争は全く措定されておらず一般的小ブル的な軍事力に対する恐怖があるのみでありスターリン主義が世界革命を放棄し、帝国主義戦争に内乱、内戦を対置し、帝国主義を革命戦争で打倒していくという原則をふみにじり、帝国主義の危機に對抗的積極的にまさきまれ、帝国主義と協商連合し、プロレタリアートのたたかいをふみにじり、民族解放革命戦争を歪曲・解体することに対する批判は全くないのである。

まさにファシスト・カクマルにあつては、帝国主義は「平和主義者」であり、「近代的」で「韓国を民主化」するものであるが、ただ「ソ連の軍事行動」に對抗して種々の政策をうちだすだけとなるのである。（カクマルの容帝反共主義は、ここにきわまった。）

戦争の危機、情勢の激動的発展に挾撃され、中枢分裂の危機に陥ったカクマルは、もはやいかなるペテン的ギマンの乗り切り策も尽き果て、いよいよ帝国主義の尖兵ファシスト突撃隊としての兇暴な本性をあらわにしつつあるのである。

われわれは、今秋決戦にむけ、中枢分裂を深めながら容帝反共主義の坂をころげ落ちるカクマルの心臓部にわが赤色テロルの巨弾を打ちおろし、ファシスト・カクマ

ルの絶望的とりもどし策動を果敢な防衛戦争をもって打ち砕いてやらねばならない。三・一四宣言—先制的内戦戦略でとことん武装・再武装し、三・一四復讐戦貫徹—総反攻完遂の実現にむけ総決起せよ！

十・三一決戦の勝利めざし、カクマルの狭山介入 ・破壊策動を粉碎せよ

十・三一決戦の大爆発をもって日帝・藤林体制打倒をめぐすわれわれは、その勝利のための絶対的基礎として反革命差別者集団カクマルの狭山介入—破壊策動を木端微じん粉砕せねばならない。

十・三一を前にしてカクマルの狭山介入—破壊策動は、むきだし形で強められようとしている。カクマルの介入策動と敵対は、日帝・藤林体制の「密室書面審理」—「上告棄却」策動と一体なものとしてその尖兵としてくりひろげられているのである。

とりわけ、三・一四宣言の物質化とそれによるカクマルの戦争的危機は、カクマルを党的存亡の泥沼的危機にたたきこんでおり、カクマルは、危機打開をねらった兇

暴な白色テロルにでる以外いかなる道も残されていないのである。そして、狭山最高裁決戦の全人民的高揚は、政治的組織的にカクマルを追いつめ、危機をなお一層深めるものであるが故にカクマルの狭山介入—破壊策動はあせりにみちた衝動的、兇暴なものとならざるをえないのである。

われわれは、二重対峙・対カクマル戦—反ファシズム解放戦争の勝利を基礎に、反革命カクマルのファシスト的差別主義としての本性を徹底的に暴露し、全人民的規模でファシスト・カクマルを断罪し、どんな形態をとったカクマルの狭山介入—破壊策動であろうとも絶対に粉砕せねばならないのである。十・三一狭山決戦の勝利。それは、こうしたカクマルを血債にかけて粉砕すること。これこそ、勝利にむけての死活的絶対的基礎なのである。

カクマル式狭山介入策動の原点

ファシスト・カクマルは第一に戦争的危機打開のために、第二に、日帝・藤林体制と一体化し、狭山最高裁決戦の爆発を控えこみ、歪曲し、解体するために狭山闘争への介入を目論み、十・三一狭山決戦の反革命的解体を策動しているのであるが、こうしたことは、ファシスト・カクマルの差別主義的本質、その反革命的政治目的に規定された必然的事柄なのである。

そもそもカクマルは、六九年浦和闘争以来狭山闘争が革命的戦闘的に発展することに対して一貫して敵対しつづけ、わが同志会・部落研の糾弾に傲慢にも居直つていたのであった。しかし、狭山闘争がわが革命派の党的牽引とそれとへの部落大衆、労働者人民の大衆的結集によって日本階級闘争の決定的焦点に押し上げられ、革命派の盤石の政治的基礎を形成し、また同時にそのことがファシスト・カクマルの反革命性、差別主義的本質を徹底して暴露するものであったが故に、ペテン的「狭山闘争」論をデッチ上げ狭山闘争の反革命的解体を策動したのであった。まさにカクマルの狭山介入とは、「中核派の温床である狭山闘争から中核派を一掃する。本音は中核解体、表向きは狭山闘争の推進」(信州大カクマル文書)「予想をこえる結集(註七三年十一・二七闘争)」このままではムサイ。断固介入する。のりこえの論理でいく(吉川文書)というような反革命的政治目的に規定されたものであり、カクマルにあつては、狭山闘争の勝利を実現することは、どうでもよいことだったのである。しかし、こうしたカクマルの反革命的狭山介入策動は、増々カクマルの反革命差別主義を全人民的に暴露するものとなり、完全に破産していったのであった。動労内一部カクマル分子大江の「狭山闘争はプロレタリアー卜の運動とは関係ない」なる発言は、カクマル差別者集

団に対する全人民的糾弾とカクマル介入策動を全人民的に粉碎していく呼び水になつてしまひ、カクマルの差別主義的本質を全人民的に暴露するものとなつたのである。このようにカクマルの狭山介入策動は徹頭徹尾反革命的であり、狭山闘争を解体することにその政治目的があるのである。

われわれは、わが二重対峙・対カクマル戦—反ファシズム解放戦争の勝利的前進を基礎としながらカクマル介入策動を粉碎し、狭山闘争の革命的発展をちとらねばならないのである。

日帝・藤林体制と一体化する カクマルの新たな狭山介入策動

ファシスト・カクマルは、七四年十・三一寺尾判決によつて狭山闘争の鎮静化を願望していたのであるが、狭山最高裁決戦はこうしたカクマルの思惑をぶち破り、わが革命派の党的牽引のもとに大爆発をかちとつた。一・二八—五・二二、二三狭山最高裁連続決戦の大衆的實力決起が実現し、日帝・藤林体制との力対力の激突をもつていよいよ狭山最高裁決戦は、ギリギリとした階級の攻防の決戦段階へと押し上げられたのである。こうした狭山闘争の戦闘的大衆的高揚は、ファシスト・カクマルの激烈な反応を引き起し、反革命差別主義的な狭山介入—破壊

策動を一挙に強めるものとなるのである。われわれは、狭山最高裁決戦の渦中で必ずやカクマルをせん滅し、こそくなカクマル式狭山介入策動を木端微じんにしたたきつぶさねばならない。

ファシスト・カクマルの狭山介入＝破壊策動の手口をみていこう。

第一にカクマル式介入策動の破産したカクマルは、新たな「介入」論さえデッチ上げることができず、兇暴でむきだしの介入策動を強め、日帝・藤林体制の尖兵として自己を体現してきているということである。

ファシスト・カクマルは、一・二八闘争をまえに、狭山闘争「鎮静化」願望のもと、狭山について何一つ語らず、スト権ストを「民同がひよるからどうせろくなものになりっこない」と裏切っていたのと同じように「どうせ解同はやらぬから狭山闘争は不発」だと反革命通信四〇一号において解同の内部事情なるものをあげへつらい、(しかもその反革命通信は一・二八後の二月二日付のものだ)もって狭山不発の根拠となし、日帝・藤林体制の尖兵としての自己の心情を満天下に明らかにしたのである。しかしながらこうしたカクマルの願望を粉碎し、わが革命派の党的牽引力によって一・二八が革命的戦闘的に爆発したことにうろたえたカクマルは、反革命差別主義者よろしく、突如、狭山への憎しみもあらわに

狭山介入を策動しはじめるのである。しかし、そうした策動は、反革命差別主義者の代物らしく、日帝・藤林体制の尖兵として、狭山闘争の解体を告白する徹底徹底反革命的で差別的なもの以外ではなかったのである。すなわち、反革命通信四〇二号においては、①石川氏＝無実の主張が一片もなく、唯々「無実を主張しつづける石川被告」というふざけた記述があるのみであり、②「科学的証拠の提示を自己目的化」するのは、ナンセンスだという口実で(無実・差別)の主張そのものに敵対し、さらに③「獄中一八年の石川氏」などと言いはなち、石川氏に事実上の「無期」を強要するまでになっているのである。このようにカクマルがいかかにペテン的なポーズをとってもその反革命差別主義としての本質はたちどころにあばかれ、ファシスト・カクマルに対する更なる労働者人民の怒りをひきだし、カクマルせん滅の全人民的定着をかちとるものと転化するのである。

更にファシスト・カクマルは、五・二三狭山決戦の戦闘的大衆の高揚が不可避という五・二三をまえにした反革命通信四一七号において、狭山差別裁判の差別を完全に否定し、(その文章中には一度も「差別」という言葉はでてこない)日帝の体制的危機のもとで部落問題を明らかにすることに反対し、狭山闘争の歪曲、解体を策動しているのである。すなわちカクマルは、内外情勢の激

動的展開のなかで狭山闘争を明らかにすることが、いかに重大な実践的問題を内包するものであるかを知りつくしているが故に、必死で体制的危機として情勢を把握することを否定し、日帝の体制的危機と侵略戦争にむけた部落差別＝人民分断攻撃という核心点をすっぱりとかき消し、せいぜい「司法の反動攻撃」や「大衆運動の抑圧」といったカクマルのウルトラ経済主義の中に溶解させてしまうのである。容帝反共主義に純化したカクマルにとつては、狭山差別裁判を「論じる」ことが、もはや自らの路線的、運動的、党的危機を激化させる以外になくペテン的でさえ、差別裁判とは言えないのである。カクマルにあつては、日帝・藤林体制の尖兵として狭山闘争の核心を粉碎すること、このことにカクマル「狭山闘争」論のすべてがあることを反革命通信四一七号を通していまだ自己暴露したのである。

カクマルの新たな介入策動の第二は、部落解放闘争の反動的基軸である右翼スターリン主義・「日本の声」派を水路とした狭山介入策動である。カクマルの一・二八以降の反革命通信紙上における狭山キャンペーンの目論みは、実は、「日本の声」派にこびへつらいとり入ることにその主な目的があるのであり、一切の狭山介入策動が破産し、いかなる介入手段も全くありえないという情況の下でカクマルは、右翼スターリン主義になりふりかま

わずしがみつぎ、それを水路に狭山闘争への介入を策動するという、容帝反共主義者ファシストならではの離れ技をやつてのけるのである。カクマルはかつて七二年、「死闘の六カ月」過程、七三年十一月・二七再開公判に対して国家権力にタレコミ、権力と一体となつて己れの反革命政治目的を貫きとおそうとしたのであったが、こうした「日本の声」派を水路とした介入策動こそ、それが権力であっても、右翼スターリン主義者であっても、自己の反革命的延命と狭山闘争のためには、平然と手を握るというファシストならではの本性を暴露するものとなるのである。

他方また、狭山闘争の高揚と日帝の体制的危機の下で帝国主義の同和事業に依拠した体制内改良主義路線の反階級性、反動性があばきだされ、路線的破綻に陥った、「日本の声」派は、自らの党的危機の反動的延命をかけてファシスト・カクマルの白色テロを導入するという、スターリン主義的野望をむきだしにして狭山闘争への敵対を深めているのである。そのためにかれらは、反革命カクマルの一貫した差別主義的言動を批判しないばかりか擁護するといはずべき態度をとり、狭山闘争に対するスターリン主義的敵対物としての本性を露骨にしているのである。狭山闘争の戦闘的大衆の高揚は、反革命差別主義集団カクマル、日共の敵対を粉碎することを前提的

基礎として、部落解放同盟とわが革命派の共同闘争を軸にわが革命的路線の下、巨万の部落大衆、労働者人民を結集して発展してきた。「日本の声」派がカクマルの白色テロを導入し、狭山闘争の戦闘的高揚に敵対するならば狭山闘争をたたかう戦闘的部落青年はもとより、労働者人民の鉄の制裁が、正義の怒りとともに叩きつけられることは、誰しも押しとどめることはできないであろう。

こうした「声」派を水路としたカクマルの介入策動にしろ、あるいはカクマルの白色テロを導入した「声」派の延命策動にしろ、とりもなおさずそれは、狭山闘争の戦闘的大衆の発展に追いつめられた断末魔の悲鳴でしかないことを鮮明にさせ、狭山闘争のさらなる爆発的高揚をもつて、そうした策動を粉碎すること、さらにファシスト・カクマルに対しては、赤色テロルの猛攻をもつて介入の息の根をとめてしまふことを確認せねばならない。反革命カクマルに対する三・一四復讐戦貫徹 Ⅱ 総反攻完遂にむけた壮絶きわまりない赤色テロルこそが、カクマル介入策動を粉碎することとなるのである。

以上のようにカクマルの狭山介入策動は、実にペテン的、ギマン的代物であるが、しかしこんにち、容帝反共主義への純化を深め、兇暴なファシスト突撃隊としてしか自己の残り少ない命脈を維持することのできないカクマルにあっては、日帝・藤林体制の尖兵として部落大衆、

労働者人民を襲撃し、狭山最高裁決戦に反革命的に敵対する以外に延命の道は本質的にないのである。

われわれは、このようなカクマル介入策動を許さず、三・一四宣言 Ⅱ 先制的内戦戦略の下、虐殺者カクマルどもの頭上に赤色テロルの猛攻を叩きつけてやらねばならないのである。

Ⅲ カクマルの反革命差別主義を決死粉碎せよ

つぎにわれわれは、こうしたファシスト・カクマルの狭山介入策動が実は、カクマルの反革命差別主義の本質に規定されたものであり、また同時にカクマルは、狭山介入策動を通して、狭山 Ⅱ 部落解放闘争の戦列にファシスト的差別主義イデオロギーをもちこみ狭山 Ⅱ 部落解放闘争の歪曲・解体することに、その政治目的があることを鮮明にさせねばならない。われわれは、カクマルに対するいかなるアイマイさも許されぬ。なぜなら、カクマルをせん滅し、その介入策動を粉碎するかどうかは、狭山闘争の成否がかかったたたかいであり、狭山闘争の勝利を真に実現しようとするわれわれにとって、それはいかなる手段をもってしても絶対に粉碎せねばならない

前提的課題だからである。こんにちカクマルは、ますます容帝反共主義への純化を深めている。そして、その一環としてわが部落解放闘争に対するむきだしの敵対とファシスト的差別主義への純化をとげつつあるのである。

カクマル反革命差別主義の第一に確認せねばならない核心点は、カクマルの狭山介入論・カクマル式「部落問題」論が、そもそも最初から、狭山闘争の勝利、部落解放闘争勝利のためのものではなくして、狭山 Ⅱ 部落解放闘争の歪曲・解体するためのものであるということである。すなわち、それは狭山闘争の戦闘的發展が反革命差別主義者カクマルの党的存立をおびやかし、また、わが革命派がその内部の革命派の実体を基礎に、圧倒的労働者人民部落大衆を革命的に牽引していることの恐怖から「なんとかして狭山闘争に介入し、中核派を一掃したい。また、中核派の温床である狭山闘争を解体したい」という反革命政治目的のためにのみもちだされた、徹頭徹尾反革命的差別的代物だということである。

したがって第二にそれは、カクマルの反革命政治目的に規定されて、その御都合主義的性格、技術主義的性格が不可避となってくるということである。一例をあげれば「差別 Ⅰ 被差別の図式は現象論的でこれにこだわる解放同盟は自己批判すべきだ」といっていたのを「差別を利用した階級支配」が問題だ。とあたかも自分らが部落差

別問題を「ふまえ」ているかのように装ったり、「狭山闘争は基本的人権を守る運動であって、労働者の運動とは関係ない」（動労潜入カクマル分子大江）と言っていたかとおもうと「狭山闘争はプロレタリア革命の端初的任務」「労働運動の一環」等々あげればきりがなくほどである。だがわれわれが確認せねばならない重要なことは、こうしたカクマルの言辞が、狭山闘争に対するカクマルの誤りや路線の変更を意味することではなくして、それが反革命的な政治目的を貫徹せんがためにのみ語られるペテン的言辞であり、このようなジグザグした言辞を吐きながらファシスト的差別主義をますます深めるものであるということである。こうしてカクマル式「狭山闘争論」「部落問題」論は、その反革命的な政治目的に規定され、反革命差別主義的方向にむかってそれはより緻密化され、反革命差別主義を完成させていくものとなるのである。

そしてこんにち、ファシスト・カクマルは容帝反共主義的純化と軌を一にし、反革命差別主義としての純化、差別主義理論の体系をもったファシスト・差別主義者として部落民の抹殺と部落解放闘争の解体を独自の政治的使命とするに至ったのである。これが第三の核心点。

そもそもカクマルにあっては、狭山 Ⅱ 部落解放闘争は自らのたたかいをもって日帝の部落差別攻撃、狭山差別

裁判の強行を粉砕するというものではなく、ただ狭山闘争の高揚に対する危機意識から、その場その場で帝國主義の差別理論や、日共反革命差別理論を接木し、それを思想的な根拠として狭山闘争への介入を策動するというものである。それは、カクマルが現在帝國主義の根底的転覆にむけた自己の実践的確立を放棄し、帝國主義、スターリン主義に本質的に屈服していることを示すものであった。そしてここにちファシスト・カクマルは、差別糾弾に「カクマル主義者は差別しない」と平然と開き直り、真の階級的立場とは一八〇度反対の立場をとり、それ故狭山闘争と部落解放闘争の戦闘的発展が、自己の党的存立をおびやかすものであるが故に、狭山闘争と部落解放闘争に対する異常な憎悪と蔑視の感情をあらわにしているのである。わが二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファシズム解放戦争の発展、狭山闘争の戦闘的大衆的高揚は、このように帝國主義に屈服したカクマルの路線的思想的混迷を深めるものとなり、そこからの反革命的脱出の過程を通して、更に本質的には、カクマルのファシスト的変質、容帝反共主義の完成によって、ついに真正正銘の反革命差別主義理論を完成させることになるのである。

では核心的問題点を具体的に検討しよう。

まず第一にわれわれは、カクマルの部落問題解消論と

その必然的帰結としてある部落民の存在抹殺論について徹底的に明らかにせねばならない。

カクマルは部落問題否定Ⅱ解消論を基礎に一貫して部落問題を原理的に否定してきた。すなわちカクマルは、①「明治維新によって部落問題は解消した」と部落問題を本質的に否定したうえで、②「今日の独占資本にとって部落は必要ないものとなり、部落問題として存在する基盤を失う」（「日帝による部落問題解決可能」論）とし、③「国独資」の下では以前からさほど重要でもなくいざれ資本主義の発展のなかで解消する運命にあった部落問題がもはや全面的に解消され、「国独資」にとつて部落問題は必要なくなったとする「国独資」における部落問題の形態転換」論、「国独資Ⅱ段階」論に基づく部落問題否定Ⅱ解消という三つの手口を用いて部落差別問題を否定し、部落問題を原理的に否定するのである。こうした部落問題否定Ⅱ解消論の必然的帰結としてカクマルは、部落民の存在抹殺論を導きだすのである。

カクマルいわく。「今日の『部落問題』は国独資下の『部落問題』であって、かかる物的基礎にあつては、『労働者の自己』とは切斷された、『部落民の自己』が自立的に存在するわけではない。あくまでも『未解放部落』の『労働者』として存在するのである」（『解放の旗・井間雑文五二頁』）「経済外的な紐帯たる『部落差別のしつ

くない』Ⅱ身分的紐帯で結ばれた階層としての『部落民』すなわち『部落民としての部落民』と想定：（同・五九頁）と。なんとという差別者ノカクマルは部落民の存在を抹殺しているのだ。ファシスト・カクマルはこれだけで罪万死に値する。

ここでカクマルが言わんとしていることは、部落民など存在しない、存在しないと絶叫しているにすぎないのだということである。カクマルは「『部落民としての自己』が自立的に存在するわけではない」という至極当然の一般論をもちだし、「部落民としての自己」と「労働者としての自己」を対立的に描きだし、前者を否定し、「『部落民』すなわち、『部落民としての部落民』は想定でしかない」と断言するのである。そして、こうした反革命的差別主義的主張を根拠としてカクマルは、部落解放闘争をたたかう部落大衆、革命的労働者人民に対して「部落第一主義」「被差別者迎合主義」などの差別主義的非難と悪罵をなげかけ、部落民と部落解放闘争への反革命的敵対と闘争破壊、白色テロルの論理を合理化しようとするのである。われわれは、カクマルの狭山介入策動が、こうしたカクマルの反革命差別主義イデオロギ―を持ちこみ、狭山闘争の歪曲・解体にその政治目的があることを弾固として糾弾し、カクマル総せん滅を実現せねばならないのである。

第二にわれわれは、部落民の存在を否定したカクマルが部落民の自主解放闘争を否定し、狭山―部落解放闘争の解体を策動していることについて明らかにせねばならない。

前述したように「部落民の存在など想定でしかない」とするカクマルは、だがそうしたカクマルの差別理論とは無関係にそれでもなお存在したたかいつづける部落民に対し、あらんかぎりの悪罵をなげつけ、共産主義者や革命的労働者人民に「ウジ虫」だの「ゴリブキ」規定し白色テロルの合理化を策動するとちょうど同じように、ファシスト特有の「ボロ屑」だの「非マルクス主義的輩」だのと言った非マルクス主義的規定をもって、自らのファシスト的心理を慰撫し、もって狭山闘争への白色テロルと反革命的敵対をこととするのである。

カクマルいわく。「『部落民としての部落民』の運動の想定、かかる非マルクス主義的発想」（同・五八頁）「『『部落民』すなわち『部落民としての部落民』を想定し、それによる部落解放闘争を考へてはならない」（同・五九頁）「『部落解放闘争の主体は、『部落民としての部落民』ではなく、未解放部落の労働者をも内包した労働者階級」（同・六一頁）と。ここで明らかのようにカクマルは、①部落解放闘争の主体から「部落民としての部落民」を追放し、②「部落民としての部落民」の運

動は、「非マルクス主義的発想」として、部落民の自主解放闘争に対する低俗な差別主義的非難を加え、③部落民の自主解放闘争の否定のためにプロレタリア革命と部落解放闘争の戦略的結合も、労働者階級人民の血債の実践的解決の問題も完全に否定された「部落解放闘争の主体『労働者階級』を対置する反革命的差別主義的規定を行なうのである。部落民が部落民として自覚し、部落解放闘争に決起し、帝国主義とその延命のための絶望的アジア侵略、人民分断攻撃が差別の根源であることを自覚し、帝国主義打倒にむかってたたかい、自らを革命的プロレタリアート人民の一員として高めることに對してカクマルは、そうしたたたかいに決起する部落民を圧殺し、また、日帝の人民分断支配のための差別主義攻撃に屈服してきた日本プロレタリアート人民が、そうした自己の腐敗とたたかいぬき、血債をかけて部落解放闘争に決起することに恐怖をつのらせ、部落民、労働者人民に反革命襲撃を行うことを自らの任務とするに至ったのである。

このように部落民の存在を抹殺し、部落民の自主解放闘争を否定したファシスト・カクマルは、部落解放闘争と革命闘争との戦略的結合を否定し、部落解放闘争を反動的に解体することを自らの使命とするのである。

こんにち、こうしてファシスト・カクマルは、容帝反共主義的純化と軌を一にして、反革命差別主義として完

成した。カクマルの狭山介入策動こそ、こうした差別主義理論を思想的根拠とした狭山破壊―部落解放闘争解體策動であり、「部落民『ボロ屑』なるファシストの規定による狭山―部落解放闘争をたたかう部落民、労働者人民の圧殺策動である。われわれは、カクマルの反革命差別主義がトコトン純化したことを厳しくとらえ、反革命差別主義者カクマルをどんなことをもってしても絶対に粉砕せねばならないのである。

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △
同志諸君！たたかう労働者人民、部落民兄弟姉妹のみなさん。

こうしたファシスト・差別主義者として純化したカクマルの介入策動を粉砕するためには、先制的内戦戦略に基づく猛烈な赤色テロルこそ、最も効果あるたたかいだ。いまこそカクマル完全打倒にむけ総決起し、三・一四復讐戦貫徹―総反攻完遂を実現せよ！

そうした戦争勝利の土台の上に十・三一狭山首都総力戦に総決起せよ！

三・一四宣言で総武装し、秋の大決戦に進撃せよ！

石川氏の即時奪還かちとれ！ファシスト・カクマルの狭山介入策動を血債にかけて粉砕せよ！十・三一決戦の大爆発で日帝・藤林体制を打倒せよ！

暗黒の寺尾判決うち砕け

狭山5・23決戦の大爆発へむけて

権力の悪虐な差別犯罪を暴く

以下掲載する寺尾判決批判論文は、本年五・二三狭山最高裁決戦を前にして、革共同機関紙・『前進』七八二、七八三、七八五、七八六号に連続掲載されたものを一部割愛して再録したものである。きたる十月三十一日は、かの暗黒寺尾判決二周年の日である。この十・三一決戦をまさに首都総結集の力で大爆発させ、日帝・藤林体制打倒―石川氏奪還をかちとるために、われわれは、寺尾判決に対するあのときの口惜しき、憤りをいま一度かきたて、その怒りを一点、寺尾判決護持体制としての日帝・藤林体制めがけてたたきつけてやらねばならない。『刑冠』編集委員会では、かかる観点から、以下寺尾批判論文を再録する。

全同志、全仲間、諸君のバトスに満ちた学習を期待する。

五・二三狭山最高裁決戦は目前にせまっている。五・二三こそ、無実の部落民石川一雄氏が狭山事件―中田喜枝殺害事件の「犯人」としてデッチあげ逮捕された日である。われわれは怒りの全人民総決起による五・二三狭山最高裁決戦の爆発かちとり、この日を日帝・最高裁村上―吉田体制の「上告棄却―寺尾判決護持」強行策動を粉砕する決定的な日とせねばならない。石川氏をいままお獄に閉じこめている直接の元兇たる寺尾判決への怒りの大爆発の日としなければならぬ。

寺尾差別判決こそは、日帝・村上―吉田体制の支柱となり、そのくりだすいっさいの攻撃の前提となることにより、日帝・村上体制と石川氏をはじめ三百万部落民とたたかう労働者人民との激突の焦点となつていたのである。寺尾判決は、その暗黒性、差別性、ペテン性によつて日帝・権力の狭山差別裁判強行を支えているのであるが、われわれは、まさにその暗黒性、差別性、ペテン性ゆえに全人民の怒りをひきだし、敵の最弱の環になんとしても転化しなければならぬのである。

寺尾判決をあらゆる方向から攻撃し、その暴虐性、ペテン性、差別性を白日のもとにさらし、全人民の怒りを根底からとき放つことは、最高裁決戦勝利の決定的カギを握るものである。五・二三決戦の空前の大高揚へ、獄中の石川氏の怒りをわがものとし、今こそ奮進せよ！

主義者らの内部からの闘争解体策動をうち破らねばならない。

われわれは、革命的情勢の急速な接近に革命的に対応し、きりひらいてゆく核心的原動力たる二重対峙・対カクマル戦争、革命的内戦の、先制的内戦戦略の導きによる激化、発展こそを、狭山闘争―寺尾判決粉砕のたまたかの基軸にすえるとともに、中樞分裂の危機に喘ぐファシスト・カクマルの狭山闘争への敵対と破壊策動をこつぱみじんにうち破り、五・二三決戦の未曾有の爆発をかちとらねばならない。

寺尾判決は、日帝国家権力によつて事件発生以来つみ重ねられたいっさいの差別犯罪事実を傲然と居直り、石川氏の無実の血叫びをふみにじるといふ憎みても余りある最大の差別犯罪として兜行されたものである。以下そのデッチあげの差別的正体を完膚なきまでにあばいてゆく。

狭山事件発生と権力の差別犯罪

一九六三年五月一日、埼玉県狭山市で女子高校生中田善枝さんが行方不明となり、中田栄作方に脅迫状が届けられた。埼玉県警、狭山警察は身代金指定場所の佐野屋

(一) 事件発生から寺尾判決まで

現在、内外情勢の激動、日米帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢の成熟というなかで、一・二八決戦の爆発以降の狭山最高裁決戦の死闘の前進においつめられた日帝・村上体制はいっそう「上告棄却」強行策動を激化させている。そもそも日帝・村上体制が護持せんとする寺尾判決は、狭山闘争の七四年九、十月決戦にいたるたまたかの革命的発展と高揚においつめられ、日帝の朝鮮侵略戦争と侵略体制構築攻撃の生命線をなす部落差別―人民分断攻撃が破綻的危機に瀕することに恐怖した日帝・寺尾によつてうちおろされた。日帝・寺尾は「無期」判決によつて狭山闘争をたたきつぶすとともに部落差別の破局的激化をはかり、石川氏を侵略戦争のイケニエに供せんとしたのである。かかる政治的背景をもつ寺尾判決は、日帝の体制的危機―侵略戦争前夜情勢の深化につれてそのドス黒い本性をあらさまにしており、その粉砕は朝鮮侵略粉砕闘争と固く結合されて実現しうるものである。

われわれは、寺尾判決に屈服し、それに依拠して狭山闘争破壊策動を強める反革命差別主義集団カクマル、日共をうち倒し、敗北主義的、清算主義的腐敗を深める融和周辺に四十名以上の刑事を張込ませながら、三日午前〇時十分頃に現われた犯人を目の前にしてまんまと取り逃がしてしまった。同年三月の「吉展ちゃん事件」にうち続く大失態を演じた警察の権威は完全に地に落ち、民衆のごうごうたる非難が浴びせられた。四日に善枝さんが死体となつて発見されるや、それは決定的となつた。

事態は重大な社会問題、政治問題となり、柏村警察庁長官の辞任、篠田国家公安委員長に対する国会での追及にまで発展した。六〇年安保をかるうじてのりきり、六五年日韓条約締結にむかつてアジア侵略へのりださんとしていた日帝は、民衆の警察への不信が治安警察の危機、ひいては日帝の体制的危機へと致命的にひろがってゆくのを恐れ、「部落民を犯人にデッチあげること」を権力中枢において決定した。日帝は警察への不満を、「部落民なら無実の罪で殺してもかまわない」という恐るべき差別暴論と「部落は悪の巢窟」という差別イデオロギーの煽動によつて部落民への憎悪と敵意に転化し危機のりきりをはかったのである。篠田は狭山の被差別部落を念頭にいれ「犯人は土地カンのある者で二十万円を大金と考える程度の生活で教育程度が低い」(五・四記者会見)、「何としても生きた犯人をふんづかまねばならない」と差別的決意を公言したのである。

部落民への差別的

見込み捜査

警察は、経営者が部落民でありまた働いているもの、出入りのものの多くが部落民である石田養豚場に目をつけ、張込み包囲網をしき、三日朝石田一義氏から「現在家にいる若い人、前にいた若い人」の名前、住所を聞き込んでいった。そして警察は彼らの筆跡を集めはじめるとともに「脅迫文などから、犯人のものとみられる指紋が二つ検出された」ので、「(石田養豚場の)五、六人の指紋を照合した」(埼玉新聞五・四付)と発表した。この日、捜査員百六十五名をもって設置された特捜本部は、ただちに集中的見込み捜査を開始し、石田養豚場関係者を中心に狭山の二つの被差別部落「菅原四丁目」「柏原」へ襲いかかり蹂りんし、部落民を恐怖のどん底におとし入れたのである。

警察は、五月一日夜石田養豚場からスコップがなくなつたことを聞き込み、六日一義氏から「スコップ被害上申書」を提出させ、これを機に「犬に吠えられずにスコップを盗めるのは石田養豚場関係者以外にない」という荒唐無稽な口実をデッチ上げ、彼らを中心に「百三十数人」(朝日)もの部落青年などの「アリバイ、筆跡、血

液型」などを調べあげ差別捜査をいつそう強めていった。

十一日に何度も山狩りをしていける死体発見現場近くの麦畑から農婦須田ギン氏によってスコップが発見されるや、警察はただちに何の根拠もないのに「石田養豚場のもの」と決めつけた。警察が石田一義氏に発見スコップが自分の家のものか否かの確認を求めたのは十日もたった二十一日のことである。石田氏はマスコミによる「スコップは石田養豚場のもの」という警察情報の大々の流布のなかで、それを認めないと自分が疑われるという状況においこまれ、無理に確認させられたのである。

警察は、一般民衆の差別的全面協力をとりつけつつ、差別捜査を公然とくりひろげていった。そのなかで、最初、石田養豚場経営者の石田氏兄弟が「嫌疑」をかけられ、一義氏は「きょうにも逮捕か——女高生殺し、堀兼の青年「A」」(埼玉新聞五・一五付)というところまで追いこまれたが、逮捕寸前にアリバイが明確となり差別デッチあげをねらったドス黒い牙をかるうじてかわすことができた。

窮地に立つた警察は、石田養豚場で以前働いていたことのある、無実の部落民石川氏にねらいを定め、全力あげてデッチあげにつき進んでいった。これ以降、部落民であることを唯一の理由として石川氏を「犯人」にしたてあげるため、ありとあらゆる差別的謀略的手段が駆使

され動員されていった。こうして石川氏は権力の悪らつ無比の差別犯罪のイケニエとして、三百万部落民のなかから選びだされ、悪虐のかぎりをつくした攻撃を一身にうけて「犯人」にデッチあげられていった。

石川氏へのデッチあげ

別件逮捕

寺尾判決の居直り

五月二十三日、ついに警察は、石川氏を違法不当な「別件」で逮捕するという暴挙におよんだ。友人から作業衣を借りたことを「窃盗」にデッチあげるなどともに石川氏が「脅迫状を書いて中田家にとどけた」などと、まったく身におぼえない「恐喝未遂」をデッチあげ、午前四時半、石川氏の寝こみを襲って、裸同然のランニング姿のまま石川氏を家族の手から拉致し去つた。

寺尾はこの五月二十三日の暴挙について「客観的証拠が指向するところに従って捜査を進めたら被告人に到達した」のであり「被告人が罪を犯したことを疑うにたりる相当な理由があるから逮捕は適法」であり、警察が「始めから不当な予断偏見をもって被告人をねらい撃ちしたとする証拠は発見できない」といひなして、権力の差別犯罪をぬり隠すとともに、「恐喝未遂」の「別件」逮捕

の理由を以下のごとく述べる。

「スコップを夜間周囲の者に察知されないで持ち出すことができるのは、石田方の家族かその使用人ないしは元使用人であった者、その他石田方に入りの業者らに限られると推認されたので、それらの者約二十名について、事件発生当時の行動状況を調査し、上申書と唾液とを任意に提供させて筆跡と血液型とを検査する等重点的に捜査を進めた結果、被告人の事件当時のアリバイがはつきりしないうえに、脅迫状の筆跡が被告人の筆跡と類似もしくは同一であると認められたこと等が主な理由」である。

だが、発見されたスコップは石田養豚場のものという根拠などさらさらなく、死体埋没に使用されたものでもない。また一審の現場検証のときや野口刑事がスコップ紛失の確認にいったときにすら吠えなかつたように、犬が必ず吠えるものとも限らず、さらにスコップ保管場所が一定していなかつたことから石田養豚場関係者から石川氏が絞りだされてくるなどというのは差別捜査を居直つた言い草である。犬の問題について付言すれば、寺尾はスコップ盗難が五月一日の夜で、「犬に吠えられずになされた」というが、一日夜豚小屋の犬が吠えなかつたという証拠がなければ主張しえないことである。だが隣に住む戸門クラ氏は「夜十時頃、犬が吠えた」と供述して

いるのである。このことから犬をもち出して「犯人」を石田関係者とコジツケる手口はもろくも崩れ去ってしまったのである。

また脅迫状の筆跡と石川氏のそれとは似ても似つかぬものであるにもかかわらず、逮捕状が発行された二十二日当日に着手されたばかりの「筆跡鑑定」をもってする「中間回答」（鑑定書は六月一日と十日に出る）なるものを根拠ならざる根拠にした逮捕など、断じて許さるべきではない。

さらに、寺尾は「別件」逮捕による石川氏の勾留中、善枝さん殺しの「本件」についてもつばらとり調べていたことを自認しながら石川氏が石川氏宅から押収された「犯行」とは無縁の、兄の六造氏の地下足袋をはいたことがあると認めたこと、内田幸吉の「石川氏が一日夜中田家の場所を聞きに寄った」という偽証、石川氏の署名・押印を欠くことによってデッチあげの跡歴然たる供述調書などをあげて正当化をはかっている。さらに、結局「石川氏＝犯人」だから「違法・不当のかどは存じない」と開き直り、強弁するのである。われわれは、寺尾判決のこの箇所をみただけでも、そのデタラメさ、差別的暴虐性にわきあがる怒りをおさえることができないのである。

石川氏を「犯人」にしたてあげるための権力のかかる

卑劣であくどい策動は、しかし、石川氏の頑強なたたかいによって失敗し、警察は六月十三日石川氏を起訴することができなかった。このことは「別件」逮捕の違法性、不当性をあますことなく示しているのである。

権力の悪らつな

告白強要の手口

権力は十四日に弁護士から保釈請求が提出され追いつめられるや起訴できなかった十三日の時点と何ら変らぬ状態にありながら、十七日、同じ日に保釈された石川氏を狭山署から一歩も出ないうちに再逮捕し、前々から拷問用に準備していた川越署分室におしこめたのである。十三日から十七日の間に起訴しうるような証拠が何も出なかったことは、寺尾が「収集済みの証拠を整理するとともに、念のために血液鑑定をし十四日にB型と出た」としか言えないことによっても明らかである。そもそも血液鑑定をやって、その結果が何度B型と出ようとも、そのことをもって、石川氏を「犯人」だなどとは断じていいえないことは自明のことだ。

警察、検察は長期の不当勾留をつづけ、石川氏への肉体的精神的拷問を加えたのである。「告白しなければ殺してしまっても俺たちは警察だからわからない」という

加担していったのである。

七月九日、石川氏は差別的デッチあげで起訴され一審（浦和地裁内田武文裁判長）において六カ月間で十二回公判というスピード審理、内田幸吉、中田登美恵、警察官等の検察側証人の偽証、検察の石川無実の証拠隠匿・廃棄や一審差別論告、内田裁判長の弁護側証人・証拠の採用拒否などの強権的訴訟指揮という差別攻撃の十字砲火のなかで、憎みてもあまりある「死刑」判決をうちおろされた。

石川氏先頭とする

闘いの前進

二審（東京高裁）冒頭、第一回公判で、石川氏は「私は殺していない」と叫び、権力の差別犯罪との真正面からのたたかいに決起した。そして日共系弁護士との差別文書「控訴趣意書」による不利にもかかわらず自己解放的苦闘を不断につらぬいてきたのである。

「石川死刑」を至上命令とした井波、寺尾ら二審裁判官は、強権的訴訟指揮によって差別裁判を強行せんとした。しかし、戦闘的部落青年の六九年十一・一四浦和地裁占拠闘争によって狭山闘争の全人民化への突破口がき

脅迫、「告白したら十年でだしてやろう」という甘言、詐言などの卑劣な策略を弄して、「告白」を強制誘導しデッチあげた。ことに権力は石川氏の肉親愛につけこみ兄六造氏にアリバイがあることを承知していながら、「六造は一日夜十時頃ずぶぬれで家に帰ってきただろう」「左野屋の脇の足跡は六造の地下足袋のものだ」「おまえの家から万年筆がみつかったぞ」とあたかも兄六造氏が、「犯人」であるかのごとき詐言をもって石川氏を責めたて、一家の生計を支える兄の身を案じさせ、「兄がつかまつたら家は大変になる。身代りになろう」という気持ちをおこさせて「告白」を強制していった。これを寺尾は「兄六造が犯人ではないかと思つたという点は奇怪な供述」などと恥知らずにも述べているが、それは権力が石川氏を「犯人」にデッチあげるために用いた手段の卑劣さ、悪らつさをあばくものであり、石川氏が犯人でないことの証左以外の何ものでもない。

そして警察・検察は、カバン、万年筆、時計などいわずゆる「三大物証」等「証拠」をねつ造し、筆圧痕をつけてそのあとをなぞらせて地図を書かせたり、「調書」の日付や添付図面のさしかえをして「調書」を偽造し、筆跡、スコップの附着土壤などの「鑑定書」をデッチあげた。裁判所は、逮捕状、捜査令状、勾留状の発行、接見禁止の決定などを行って、警察・検察の差別犯罪を支え、

りひらかれさらに、革命派を先頭とする、部落民、労働者人民の決起は井波体制打倒の「死闘の六ヵ月」、再開公判にいたるたたかい、再開公判闘争とりわけ九、十月決戦へと営々として高揚をつくり出していったのである。これに恐怖した日帝・国家権力は、警察・機動隊の暴力的弾圧と反革命差別主義集団日共、カクマルの破壊策動、融和主義者ら屈服勢力のたたかい内部からの武装解除策動を動員しつつ、石川氏の無実の叫びとたたかい、それと結合した狭山闘争を圧殺する攻撃をくりひろげてきた。

悪虐非道の寺尾判決

徹底糾弾

日帝・寺尾は、再開公判以前から「差別ではない」「警察に作為はない」「保釈しない」等の「石川氏＝クロ」の差別的心証と予断をむき出しにしつつ、「現場検証」や石川氏無実の証拠・証人の採用を拒否して事実審理を完全に抹殺し、一九七四年十月三十一日天人ともに許さざる「無期懲役」判決を宣告してきたのである。

寺尾判決は、狭山事件の発生からの全過程に貫かれてくる権力の差別犯罪のすべてを追認し、正当化するものであり、わが身の無実をはらし、屈辱と汚名をそそぎ、差別と迫害をうちくだかんととうう不屈に苦闘してきた

石川氏の無実の血叫びとたたかいを蹂りんするものである。日帝の最大かつ極悪の差別犯罪、未曾有の差別判決としてあるのである。

かかるデタラメで矛盾に満ちた不正義の寺尾差別判決を、石川氏と連帯した五・二三狭山決戦の空前の高揚、ほうはいとわきおこる全人民の糾弾闘争で葬り去らねばならない。

(二) 石川氏の無実示す

物証の数々

△無実▽をペテンと

コジツケで抹殺

狭山差別裁判では、無実の石川氏が実際の犯行状況について知りえようはずもなく、「**自白**」が警察官の誘導によってデッチあげられたものであることから、様々な矛盾、すなわち「**自白**」内容の変転「**自白**」と「客観的事実」、あるいは「状況証拠」とのくいちがい、真犯人なら当然のべられなければならない事実の「**自白**」からの欠落、そしてなによりも「**自白**」にもとづいて「発見」さ

れたとされる「物証」(善枝の持ち物)とされている万年筆、カバン、時計など)が、じつは警察によって工作されたニセモノであり、善枝のものとはすべて違うこと、などの破綻点が露呈している。これらは、すべて石川氏の無実を証明しており、弁護側の主張もこの点に重点がおかれてきた。

だが、寺尾判決では、「**自白**」のくいちがいや矛盾は、石川氏が「真偽をまじえて**自白**したため」であり、したがってそのような矛盾があったとしても石川氏が「犯人」であることをくつがえすことにはならないと断定する。

つまり寺尾は、なにがなんでも石川氏を「有罪」にデッチあげるといふ階級的意図をむきだしにして、石川氏が「**自白**した」(実際には「**自白**」を強制された)ということのみを唯一のたよりに、「**自白**」の都合の悪い部分はずべて、石川氏や家族が「ウソつき」であることや、「捜査が拙劣」であることの責任にし、あるいは、捜査過程で警察がつくりあげた「**自白**」の筋書きと矛盾し対立する新たな「筋書き」を寺尾みずからが勝手に作りあげること、切りすて、ツジツマをあわせようとするのである。寺尾の言っていることは、せんじつめれば、「**自白**」が存在すれば、その「**自白**」がいかに矛盾にみちたものであっても「犯人」にちがいない、という没科学的・非論理的「信念」でしかないのだ。

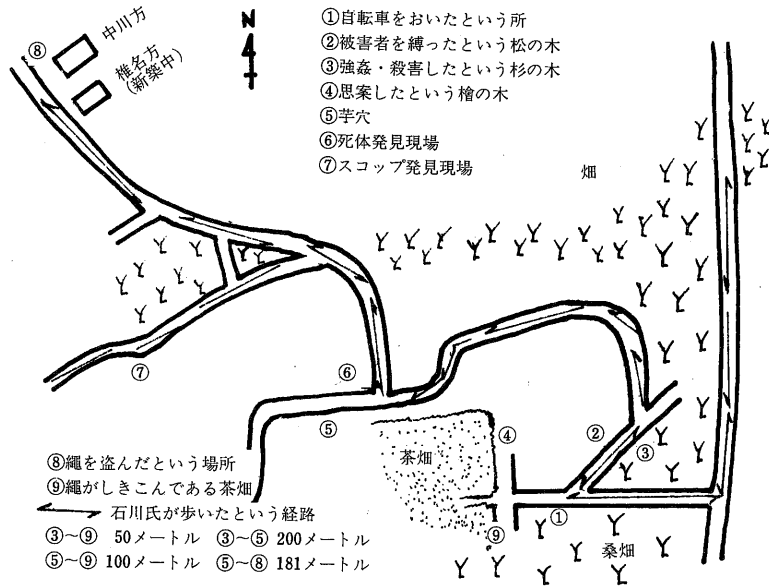
このような許すべからざる寺尾判決をうち破るためには、われわれはふたたび、△無実・差別▽の原点にたかえり、事実にもとづく△無実▽の主張を対置することからはじめなくてはならない。

明白なアリバイ

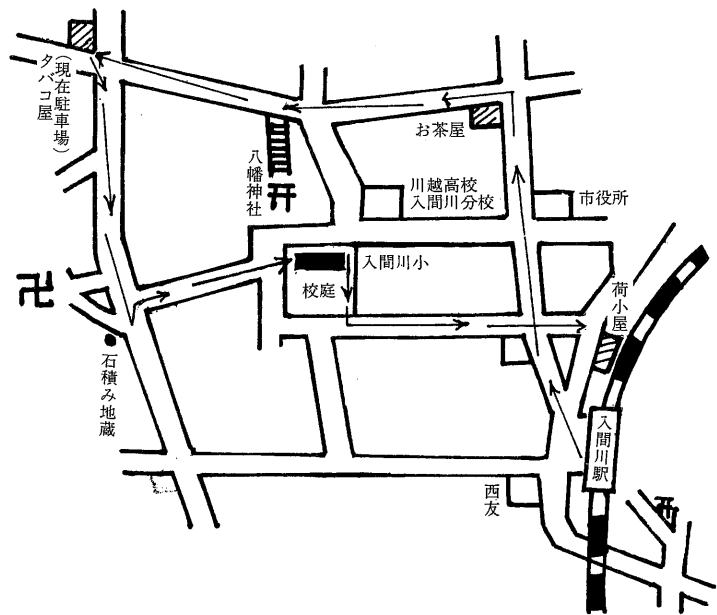
石川一雄氏は青天白日無実の身である。石川氏にはまづ何よりもアリバイがある。権力のアリバイ抹殺は、五月一日午後二時半頃、石川氏が所沢から入間駅にもどつてから以降の真実のコースを、デッチあげ「**犯行**」コースへとねじ曲げるといって途中で八百屋の金子金三氏と入間川駅を歩いている途中で八百屋の金子金三氏とあいさつをかわし、その後タバコ屋でタバコとマツチを買って、入間川小学校にたどりついた頃雨が降ってきたので時間をつぶしていたのだ。荷小屋で石川氏は、四時頃中学生の団が荷小屋前を通っていったこと(当日狭山市内の中学校で学徒総合体育会が開かれており、雨のため中止になって帰る中学生がいた)、五時頃石田養豚場のトヨエースが入間基地から残飯をおろして帰ってゆくところを目撃している。

この明確な石川氏のアリバイを寺尾はただ一言「アリバイははっきりしない」とのべただけで卑劣にもお茶を

デッチ上げ犯行地図



アリバイ関係地図



にごそうとしている。寺尾はアリバイにふれることによつて寺尾判決の根本的破綻が全面的に露呈することを死ぬほど恐れているのだ。

権力は石川氏のアリバイを無視抹殺したうえで、駅前の「すず屋」で牛乳を買い、飲みながらブラブラと荒神様の方へ歩いてゆき、小学校近くのX字型十字路に至ったときに善枝と出会い強姦、殺害、脅迫状を届ける等の「犯行」を行なったとデッチあげている。

しかし、「すず屋」の中島りん氏は石川氏の写真を見せられてもきつぱりと「そんな人はこなかった」と供述しており、荒神様の当日の祭について聞かれた野口清之丞氏は「三才歳以下の男子はほとんどこない。来る人をよく見ていた」が石川氏を「見ていない」という事実をのべている。そもそも石川氏は当日以上のような「犯行経路」を通ったことはなく、善枝に「出会う」はずはないのだ。

また、「出会い地点」近くの畑で農作業をしていた横田権太郎氏や横山ハル氏は石川氏と善枝を見ていないと供述している。それを寺尾は「(出会い時刻とされる)四時頃には彼らは畑から引上げ、いなかった」とペテンの言辞で言いくるめようとしてきた。しかし、両氏らは「強い雨に降られてから引きあげた」と語っており当日激しい本降りになったのが四時二十分であることを考え

あわせると、両氏は四時頃にはまだ畑にいたのである。寺尾の「四時頃には両氏はいなかった」なる論点がいかにデタラメであり、何の科学的裏づけもなく、ただただ「両氏がその時いたことになっては困る。いなかったことにしなければならぬ」という恣意によってデッチあげられたものであることは明白なのである。「石川氏と善枝を見ていない」という両氏の証言は無実を示す確固たる証言なのである。

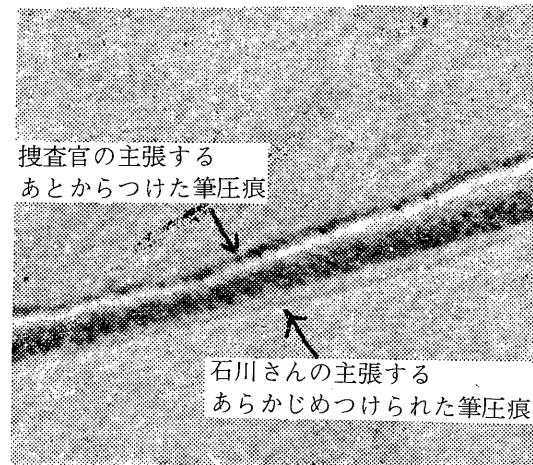
警察の「自白」誘導を 示す筆圧痕問題

すでにのべたように、石川氏は権力の差別的謀略的手段を駆使した誘導と拷問によって、ウソの「自白」を強要されたのである。その「自白」がデッチあげであることを、筆圧痕問題が鋭くつきだしている。

この筆圧痕問題について、石川氏は公判で次のように証言している。「二枚紙を重ねて、上から遠藤警部が図面を書き、下の方の紙に写った跡(筆圧痕)をなぞらされて図面を書かされた」と。そこで第五回検証が行われ、三十五枚の図面中二十八枚から濃い筆圧痕が発見された。検事側は第六回検証で、それが調書を複写するときにつけられたものだとして、複写された図面を提出した。ま

た、宮内、上野のまったく専門外の法医学者に鑑定を依頼したが、両者は「(石川氏の)鉛筆線が先で、筆圧痕が後」と「鑑定」結果を下した。この「鑑定」に依拠して、寺尾は、それみたことかと「石川はウソつき」「(弁護士側主張は)事実無根である」「訴訟遅延の一つの大きな原因」と暴言し、筆圧痕問題の抹殺をはかったのである。

だが、寺尾判決後に、検証でも見過ごされ、宮内、上野「鑑定」でも取上げられなかった新たな、うすい筆圧痕



6月29日付図面

痕が発見されたのである(筆圧痕のある二十八枚の図面のうち、筆圧痕が二種類または二種類以上あるものが十三枚)。石川氏の証言の真実であることが証明されたのだ。つまり、捜査官によってあらかじめつけられた筆圧痕は、このうすい、溝の浅いものなのである。警察は、石川氏を「犯人」におとしめるため、みずから「犯行の筋書

△二種類の筆圧痕の形状特徴の比較▽

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 第五回現場検証に新たに確認した筆圧痕 | |
| 溝の深さ | 深い |
| 溝の幅 | 太い |
| 溝のエッジの鋭さ | 鋭い |
| ボールペンのインクもれ様の色素の存在 | 上野・宮内鑑定のとりあげている図面にほとんどみられる |
| 鉛筆線との関係 | 外れているところが多い |
| 筆圧痕の強さ | 200g/300g 荷重 |
| 肉眼観察の容易さ | 一見してその存在は明瞭である |
| | 例外的に外れるにすぎない |
| | なかなかみつかりにくい |
| | 100g 荷重前後 |
| | にぶい |
| | 細い |
| | 浅い |
| | 圧痕 |

筆圧痕も石川氏の無実を証明 検察側「鑑定」が見おとした新筆圧痕(下のうすい方)の存在は、「自白」が警察によって誘導されたものであることを物語っている。石川氏は、筆圧痕の上をなぞって図面をかされたのだ。

き」をデッチあげ、それによって「自白」を誘導したわけだが、複雑な図面まで言葉で誘導するのが不可能なため、あらかじめ筆圧痕をつけた上をなぞらせるという危険を犯さざるをえなかったのだ。そして、それがのちに発見されるのを恐れて、まったく狡猾にも、あとから複写と称して濃く溝の深い筆圧痕をわざとつけ、前のうすいそれが消えるように工作したのである。上告趣意書の荻野鑑定によれば、新筆圧痕は、筆圧荷重二百〜三百gの文意の書きなれた人物が、ザラ紙一枚を介在させてつけた筆圧痕(それは筆圧荷重百g前後になる)に一致するといわれ、石川氏の証言に完全に合致するのである。またそれは、筆圧荷重三百〜四百gの石川氏によってつけられた筆圧痕でもないことは明白である。

「自白」と客観的状況のくいちがい

こうしてデッチあげられた「自白」の内容は、当然ながら死体の状況やそれをめぐる客観的事実と明白なくい違いを示している。この点については様々な問題点があるが、いくつかピックアップしよう。

【殺害時刻について】 寺尾判決は、検察側五十嵐鑑定(最終食事から三時間)、弁護側上田鑑定(最終食事

から二時間)を、「善枝の最終食事は十二時前後であるが下校時刻は三時半頃でその時は生きていた」のだから「両鑑定は誤り」と独断し、デッチあげた「自白」に合わせ「殺害時刻は午後四時頃から四時半頃まで」という推測をなんの根拠もなく行なっている。そこでは、「善枝の最終食事は十二時前後である」という仮説と、「自白」の殺害時刻とを疑う余地のないものとして前提したうえで、すべての話がつくりあげられているのである。これもまた、科学的事実にもとづく分析的帰納によって真実を明らかにするのではなく、「自白」のみを唯一の真実と前提したうえですべてを演繹し推察するという寺尾式「弁証法」なるものの詭弁性、恣意性、独断性、非科学性を鋭く示している。

寺尾判決によれば善枝は、正午頃学校でカレーライスを食べ三時二十三分頃下校し、四時から四時半頃までに殺害されたことになっている。だが食後四時間もたつと胃の中に五五ccの水様の食物しか残らないのに、善枝の胃には二百五五ccものこなれた食物があったのである。しかもその中には学校で食べた昼食のカレーライスにはなかったトマトとナスが含まれており、またカレーの黄色色調が消えているのである。善枝は下校後どこかでトマトとナスを含む食事をとり、その二〜三時間後に殺されたのであり、「殺害時刻は午後四時頃から四時半ま

で」ではない。寺尾判決の破綻、「自白」のデッチあげは明白である。

【芋穴での逆さ吊りについて】

一審判決では、「自白」にあわせて死体を一時芋穴に逆さ吊りにしたことにされていた。だが死体の状態（足首にはつられた痕跡がなく、つられたときにできるような死斑や目の充血がなく、耳や鼻からの出血もない等々）から逆さ吊りがありえないことが明らかになるや、寺尾は逆さ吊りではなく「死体はおおむけに芋穴の底に横たわっていたか、少くとも上半身は芋穴の底につき、おおむけの状態」だったと、デッチあげ「自白」とも対立するまったく新たな筋書きを創作して破綻を糊塗しようとしている。

ところで、寺尾のいうような状態にして荒縄を死体の足首にしぼりつけ、その反対側の端を芋穴近くの桑の木にしぼりつけるためには、荒縄は「死体が横たわっている」状態なら六・〇五m、「少くとも上半身は芋穴の底におおむけの状態」なら四・八五mなくてはならず、さらにそのうえ「その端が二十センチ程度残っていた」（「自白」長さでなくてはならない。寺尾はそれにツジツマをあわせるため、四本の荒縄（各々四・八m、五・五八m、六・七五m、六・九m）をいわば「直列つなぎ」にし、さらに二・六mの木綿細引紐をつなぎ、全長二十四mに

なったものを「四重にして使用したと仮定」すると、平均して長さ六・六五mになり、結び目をつくるための長さをさし引くと「横たわった状態」の長さとはほぼ一致すると結論する。だがこれは、そもそもまったくデタラメな仮定から出発しているのだ。なぜなら、四本の荒縄は、各々の片方の端を木綿の細引紐で一つに束ねるといふ状態で、いわば「並列つなぎ」の状態で見えられており、したがって各々の長さに応じて、束ねられていない他方の端はまちまちになっていたのである。このようにバラバラの長さの縄を使用したなら、死体の状態がどのようなものであっても、短いものは桑の木にとどかず、長いものは「端が二十センチ程残っていた」などというのとはまったく違つて、1m以上も残っていたはずである。

このように寺尾は、まったく事実を反する「仮定」から出発して、というよりも、荒縄がいかなる状態で発見されたのかというイロハ的な事実さえ意図的に隠蔽したうえで、得手勝手な「推論」なるものをやっつてエツにいつているのである。ウソつきは石川氏ではなく寺尾なのだ。

また、善枝の後頭部に長さ一・三センチ、幅〇・四センチの生前の裂傷があり、当然「死体を前抱えにしたとき」に石川氏の衣服にそして「芋穴に逆さ吊りにした時」に芋穴に血痕がつかなくてはならない。それに善枝の左側下腹部と大腿部に多数の線状擦過傷がついており、寺

万年筆はニセモノ

権力は、石川氏をなにがなんでも「犯人」にしたあげようと、「自白」デッチあげの総仕上げとして「物証」までもねつ造し、「自白」にもとづいてそれらが「発見」されたかのように演出している。「善枝のもの」とされている万年筆、時計、カバンのいわゆる「三大物証」がそれである。

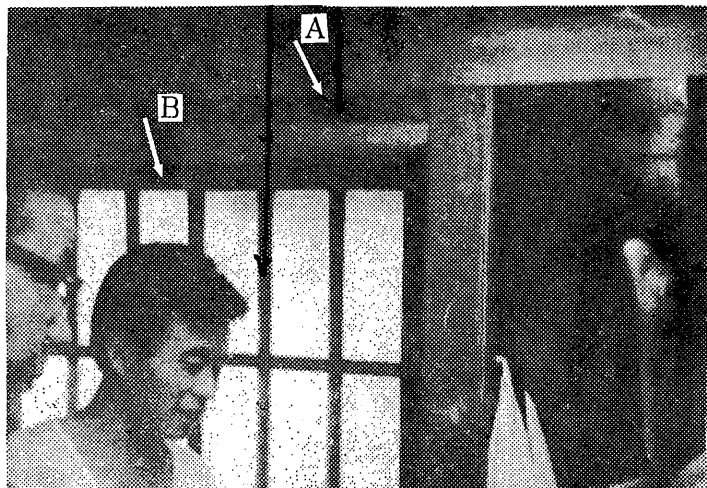
尾判決のように、「死体を芋穴に入れ入る際に芋穴の側壁やコンクリートでこすれてできた」傷なら、これらの場所から血痕がみつかつていなければならぬ。

それを寺尾は「血液反応検査など精密な現場検証を行っていたなら外出血の存在は明らかになる」とごまかしている。だが、一九六三年七月五日に埼玉県鑑識課員によつて芋穴の側壁や底のルミノール反応検査がなされており、血痕はまったく検出されていないのである。この事実が、「芋穴への逆さ吊り」はもちろん、芋穴に死体がおかれたこともまったくないことを証明しているのである。

このように、あらゆる点で「自白」と客観的事実はくいちがつており、そのツジツマをあわせようとして苦しまぎれにおこなわれた寺尾の策動も、ことごとく破綻しているのである。

権力は、石川氏をなにがなんでも「犯人」にしたあげようと、「自白」デッチあげの総仕上げとして「物証」

までもねつ造し、「自白」にもとづいてそれらが「発見」されたかのように演出している。「善枝のもの」とされている万年筆、時計、カバンのいわゆる「三大物証」がそれである。



▲ 権力に工作された万年筆 万年筆は、あらかじめ関東三巡査部長によって工作され、石川宅の鴨居（A）に置かれていた。写真は、捜査官の誘導で万年筆をとられる石川氏の兄六造氏（B）。

万年筆について。「善枝のもの」とされている万年筆は、石川氏の「自白」にもとづいて六月二十六日の第三回家宅捜査で「発見」されたことになっている。だが、この万年筆は善枝のものではないニセ物であり、警察に

よって工作され、関巡査部長によってしかけられたものなのである。

石川氏宅は、五月二十三日、六月十八日に天井裏、井戸まで徹底的に搜索されており、第二審で石川氏の兄六造氏は、二回目の家宅捜査のさい警察が勝手口の鴨居を捜し、その通称「ネズミ穴」からボロをひっぱり出してまで搜索した事実を証言している。もしそこに万年筆があったのなら、そのさい発見されないはずがないのである。また、「鴨居は人目につき易く、そのためかえって見つけられなかった」なる一審内田判決のコジツケは完ぶなきまでに粉碎されてしまう。だが寺尾は、この決定的な証言を「ネズミ穴」はネズミが通るような穴ではないのにそう称しているから、六造氏の証言に信用性がない（「被告人の家族の前置各証言は、その内容がいかに不自然で、たやすく信用することができない。これに比べて関源三の証言は十分信用することができる」などという、まったくふざけきつた驚くべきなんの論理性も合理性もない理由ならざる理由で否定し、抹殺するのである。寺尾のやり口は、このように、なんらの合理性もない、「理屈」のよせあつめでもっともらしく「石川氏の家族」部落民はウソツキである」というムードをかもしだすというものであり、非合理主義的な差別主義、魔女狩りやボグロムにつうずる思想なのである。われわれはかか

る下劣なベテンの手口を断じて許すわけにはゆかない。

五・二三、六・一八の搜索当時をもも勝手口の鴨居に、「万年筆」はなかったのである。では誰が工作したのか。警察官―関源三である。六月二十四日頃、いつも玄関口で立ち話をして帰っていくのに、この日にかぎって関は勝手口から家にあがりこみ、風呂場で洗たくしていた母親リイさんに声をかけ、わざわざ奥にいる六造氏をよびにいかせ、この間に万年筆を「勝手口の鴨居」にしかけたのである。

事実「発見」された万年筆は善枝のものではない。それは、善枝の使っていたインクがライトブルーであり、「発見」された万年筆のインクがブルーブラックであることから明々白々である。

七月八日埼玉県警から科学警察研究所に「鑑定」が依頼され、八月二十四日付で回答がなされた万年筆の「鑑定」結果は、ブルーブラックであった。ところが、善枝のインクビンと、善枝が毎日つけていた日記の文字とを「鑑定」すると、結果はライトブルーであった。さらに五月二十五日発見の教科書類などに書かれている文字はすべてライトブルーなのである。

この事実は万年筆が二セ物であることを証明しているのだが、これにあわてた埼玉県警は万年筆のインクがライトブルーからブルーブラックにかわったことにしてツ

ジツマをあわせようと必死になった。警察は、七月十七日、級友の中根敏子氏からえた「四月二十四日善枝さんからインクを貸してもらいたいといわれて貸した。しかしそれを万年筆に入れたかどうかは見えていない。善枝さんは、色が変わっちゃうかしら」と貸す時言っていた」という証言にとびつき中根氏の所持するインクがブルーブラックだったという「鑑定」結果をもって、「四月二十四日にライトブルーからブルーブラックになった」とデッチあげたのである。だが、しよせんそれもムダなあがきである。毎日つけていた善枝日記インクはライトブルーであり、二十四日にブルーブラックに変ったなどという事実はなく、当然そのような「鑑定」結果も存在しなかったのである。

このことは同時に、「脅迫状訂正はボールペンでなく万年筆による」という鑑定にあわせてデッチあげた、「善枝の万年筆を奪って訂正した」という寺尾の筋書きのペテンを完膚なきまでに暴きだしている。脅迫状訂正文のインクはブルーブラックであるが、善枝の万年筆のインクはライトブルーだからである。

このように、「自白」をもとに「発見」したという万年筆が二セ物であることは何人も否定し難いものなのだ。

「カバン」工作を示す

「供述調書」の偽造

カバンについて。

「発見」されたカバンは革製のものであるが、善枝が行方不明になった時点での警察の所持品調べのさい中田栄作は「一見革製にみえる（革製ではない）チャック付のダレスカバン」と二度にわたってのべている。つまり「発見」されたカバンは善枝のものとはちがう、まったくの二セモノなのである。またカバンが「発見」された場所はゴム紐発見地（五・三）と教科書発見地（五・二五）の中間点であり、「なぜその時、発見できなかったのか捜査員も頭をひねっている」（埼玉新聞）ほど何日も大々的に山狩り捜査をしたところなのであり、警察の「物証」工作を物語っているのである。

カバンは六月二十一日に、同日の石川氏の「自白」をもとに関らが「発見」したことになっているが、六月二十一日にそのような「自白」をしたなどということは絶対にありえないのである。石川氏が「三人共犯説」の「自白」をデッチあげられたのが六月二十三日である（二十六日に「単独犯説」に変えさせられた）。そのことは、石川氏が二十日の勾留尋問で平山判事に「善枝殺し」をきっぱり否認しており、二十一日にハンスト中の石川氏を

健康診断した赤心堂病院の加登医師はその直後に報道関係者にたいして「石川氏は『善枝殺し』を否認しているようだ」と語っており、またマスコミが二十三日から、「一部の自供はじまる」と報道し、二十四日、各紙いっせいに「自供」を報じていることなどからも明白に裏づけられている。すなわち、石川氏が無実を主張していた六月二十一日にカバンのありかを「自白」するなどということは絶対ありえないのであり、カバンが石川氏の「自白」にもとづいて「発見」されたというのは真赤な嘘なのである。

ニセモノのカバンを秘密に調達し、「物証」工作して二十一日にカバン「発見」を演出し、またこれにあわせて二十四日に「自白」をデッチあげた警察は、石川氏の「自白」にもとづいてカバンが「発見」されたという筋骨書をデッチあげるべく、六月二十四日の「供述調書」に六月二十一日の日付を記して日付を操作したのである。

ところが、このように明々白々なる事実をたいして、寺尾は、関、清水、長谷部、青木らデッチあげの張本人である警察官たちが、工作や誘導はなかったとウソの証言をしていることをうのみにし、それを唯一のたよりにカバンの工作を否定しているのである。ここにも、現実から目をそらし、権力―警察の証言をすべて真実とし、石川氏の証言をすべて「ウソ」とする寺尾の階級的立場

が如実に示されている。

また寺尾は、石川氏の「自白」が最初カバンを埋めた場所を教科書を埋めた場所と同じ所にし、次第に三十メートルとか五十メートルとか離れていっていること、「カバン」の下に、三角布ハンカチ、牛乳ビンがきちんと並んで置かれていた（「実況見分調書」によれば、五月一日は豪雨であり、溝には水があふれていたものであって、カバン等が一日に埋められたのではないことを物語っている）ことが石川氏の「自白」にはまったくふれられていないことなどについて、石川氏の無実を証明するものであるにもかかわらず、「捜査官が細心の注意をもって疑問の解明に努めなかったのでやむをえない」とか、精神的に興奮しており、しかも薄暗い中で急いで行われたことであつてみれば記憶自体が不正確となり、あるいは事実の一部を見落とすことも考えられる」などという詭弁をろうして「石川が犯人だ」と強弁しているのである。

「時計」の側番号は品ぶれとちがう

次に腕時計について。「発見」された時計は善枝のものではなく権力がデッチあげたニセモノである。警察が五月八日に発表した特別重要品触れの時計はシチズン

・コニー六型、側番号C六六〇三―二〇五〇六七八であるが、七月二日に「発見」された時計はシチズン・ペックト六型、側番号六六〇六一―〇八五四八一と全然違っており、時計が真赤なニセ物であることは明らかである。寺尾は一審判決の「品触れ自体が誤っていたと見るべき」という独断を継承し、「保証書でも保存していない限り腕時計の側番号がその発見前に判明している場合は通常考えられない」から、品触れに側番号を記入したのは「軽率だった」などと、「捜査の拙劣さ」に逃れようとしている。しかし、二審第四六回公判で鈴木章巡査部長は時計の保証書を領置したと証言しており、品ぶれはその保証書にもとづいてなされているのである。

寺尾の「保証書でも保存していない限り」云々なる論理は、保証書を領置したというこの証言によってその前提からガラガラとくずれさつてしまうのである。寺尾の「論理」なるものは、一から十までこのような事実を抹殺した虚構のうえでのみなりたつていたのである。

また「発見」された時計には防水装置がなく、黒のバック・スキンのバンドがついていた。権力の「筋骨き」通りであれば五月十一日から七月二日までの五十二日間（そのうち雨の降った日は実に三十二日もある）、風雨にさらされていたことになる。ところが、「発見」時計には防水でもないのにサビひとつなかった。またバックスキ

ンのバンドは吸湿性に富み一度雨にさらされると容易に乾かず、いったん泥がつくとすぐシミとなつて容易にとれないのであるが、「比較的汚れが目立たず特に湿気は帯びていなかった」（「捜索調書」）のである。五十二日間も風雨にさらされたとは絶対いえない状態なのである。

しかも二十九、三十日に時計の捜索がなされているのだが、梅沢茂、鈴木章、石原安儀ら警察官の証言によれば「相当念入りに」棒をもって道路の下とか茶株の下あたりをのぞいて見る」など、二日間にわたつて捜索が徹底してなされているにもかかわらず発見されなかった。この事実は、警察がニセモノ時計を二十九日、三十日の捜索が終つたあとで、「発見」しやすい状態に茶株の根元に置捨てて工作し、聞込みから意識的にはずした小川松五郎に、「発見」させたことを示している。つまり、民間人に「発見」させることによって警察の物証工作を隠蔽し、時計が本物であるかのごとく印象づけようと策したのである。それを寺尾は「茶株の周辺には茶の枯葉などが沢山あつてよほど注意深く捜さないと見落としてしまうような場所」であるから捜索時に発見されなかったのだと捜索当局の「物証」工作を積極的に擁護し、隠蔽し、ニセ物時計を「証拠」に石川氏を犯人にデッチあげたのである。

筆跡は別人のもの

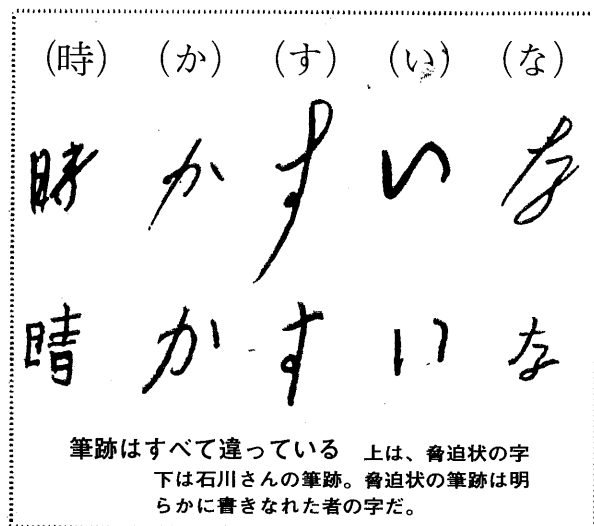
このようにして権力の「物証」偽造を全面的におし隠す寺尾は、そればかりか警察側の筆跡鑑定、スコップ付着土壌鑑定、足跡鑑定をうのみにし、それが「自白を離れて、客観的に『石川氏IIクロ』を指し示すものだ」などとデッチあげを行っている。だが、それがいかにデータラメなものであるかについて、上告趣意書のなかで科学的論証が、全面的に展開されており、寺尾の悪らつき、欺瞞性が容赦なく暴きだされている。

脅迫状、封筒の筆跡は石川氏のものだとされ、石川氏の「別件」逮捕の決め手とされたのだが、筆跡はまったく別人のものであり、石川氏は脅迫状を書いてはいない。にもかかわらず、警察技師関根、吉田、警視庁技官長野、警視庁鑑識課出身の高村の三「鑑定書」はすべて「同筆」とデッチあげをおこなっている。しかしそれらは、いずれも似ている文字だけ恣意的にとりあげて相同性を強調するというまったく非科学的かつ主観的なもので、おおよそ「鑑定」の名に値しないものである。別掲の図をみても明らかのように、石川氏の筆跡と脅迫状の筆跡は似ても似つかないものである。

そもそも、三「鑑定」の鑑定人は現役の警察官か警察出身者であり、高村にいたっては、三億円事件で「犯人」

にデッチあげられそうになり、アリバイが成立して無実が証明された草野氏の筆跡を「犯人のもの」とデッチあげ「鑑定」した悪名高い人物であり、かれらの作成した「鑑定書」が信用に値しないことは明らかなのである。寺尾判決は、三「鑑定書」を「多分に鑑定人の経験と勘に頼るところがあり、その証明力は自ら限界があるが、そのことから……非科学的であるということはできない」と擁護し、そのデータラメさを隠蔽している。そのうえ、これら三「鑑定」の方法および結論の相同性の鑑定を依頼された戸谷鑑定が「結論の信頼性は高いとは言えない」「文字の比較が即自的であり、検討が不十分である」「同一筆跡であると断定するには根拠不十分である」と否定していることをねじ曲げ、「被告人の筆跡でないとは結論していない」から「同一筆跡」であるという恥知らずなペテンを弄しているのである。

また石川氏は部落差別によって教育を奪われ学校へもほとんど行けなかったので（小学校五年まで）、脅迫状にみられる、漢字や仮名の使い方、あて字、横書き、句読点のうち方、運筆の早さなどあらゆる点からみて、石川氏の当時の文章構成能力、文字表記能力では脅迫状を書くことはできないのである。寺尾は、それを科学的に証明し裏づけた弁護側の大野、磨野、綾村鑑定を「自己の感想ないし、意味を記述した点が多くみられ……専門



的な所見とは認めがたい」「憶断の域を出ない」と全面的に否定しさり、何が何でも石川氏を「犯人」に結びつけようと躍起となっているのである。

脅迫状には、「はなしたら」を「は名知たら」とするなど、多くの漢字があて字的に使われているのであるが、

当時、漢字を知らなかった石川氏に、これらの漢字が書けるはずがないのである。なのに、「雑誌『りぼん』を補助手段とすれば石川氏にも書ける」「テレビ『七人の刑事』をみていたから『刑』の字が書ける」「西武園にいつているから『西武』の字が書ける」などとデータラメな推測で強引に脅迫状の筆跡を石川氏のものだと専断しているのである。だが、当時の石川氏のように小学校二年程度の書字技能もおぼつかない状態では、突然程度の高いむつかしい漢字をみせられてもその形を分析的に把握して正確に書き写すことは不可能である。何度か字を見ていて読むことができても、いざ書くとなると書けないことは誰もが経験していることであろう。

事実、六三年七月二日の取調中に石川氏が模写させられた脅迫状の「写し」をみると、脅迫状に使用された「死、園、命、武、供、刑、札、江」の漢字はすべて仮名になっている。石川氏がテレビをみて覚えた寺尾がいう、「刑」の字を石川氏は模写できず仮名で書いているのである。寺尾判決はこのような事実を完全に抹殺しているのである。この事実を、石川氏にはたとえ「りぼん」をみながらにしても脅迫状を到底書けなかったことを示している。

「スコップ」は死体埋没に使われていない

次にスコップ付着土壌鑑定についてみてみよう。スコップは五月十一日農婦須田ギンによつて、山狩りを徹底して行なつた死体発見現場近くの麦畑から発見されたが警察はマスコミを使つて「発見スコップは石田養豚場のもので死体埋没のために使われたもの」とデッチあげ情報を大々的に流布した。そして、警察はこれを口実に部落への差別的集中捜査を居直りいつそう大々的に繰りひろげていくとともに、二十一日になつて、やつと石田一義氏に否定することのできない状況のなかで「確認」をムリヤリさせているのである。

寺尾は「本件スコップは一見して農作業や土木工事に使われていたスコップではなく、木部に食用の油が付着していたところから、捜査当局が被害上申書が提出されている石田一義方で養豚用に使用していたものだと考えて、まづもつてスコップに付着している油の性質やこれに死体発見現場の土壌が付着しているかどうかについての鑑定を急いだのはむしろ当然の措置であつた」といつて全面的に正当化をはかつている。だが事件当時、石田一義氏だけが豚を飼つていたわけではなく、近くに家畜

商がいて豚を飼つており、また普通の農家においても一、二頭の豚を飼つている所が多いのであつたとなえ豚を飼育するために使われていたスコップであることがわかつたとしても石田養豚場にすぐにむすびつけることは許されないものである。

しかも、このように寺尾が擁護し正当化する「星野鑑定書」はデタラメ極まりないものである。それはスコップ付着の土壌と死体発見現場近くから採取したという土壌（星野作成土壌採取報告書）とを比較検査し、結論として類似しているとしてゐる。つまりスコップの赤土と死体発見現場近くから採取されたといわれる土壌のうちの赤茶色の土E、Fと黒ボク土Hと類似しているというのである（スコップの「赤土」と「黒ボク土」Hが類似しているなどというのは笑止のかぎりである）。

だが、土壌鑑定で最も重要なことは、土壌の構成要素をなす、砂、シルト（微砂）、粘土の重量構成比であり、これが違えば色が似ていようとまったく異なつた土として区別されるのである。スコップの赤土の砂分対粘土分は1対1であり、死体発見現場近くの赤土とされるEは1対4で、Fは1対7であり、それらはまったく異つた土壌である。さらに言えば粒径組成区分図（国際法）にあてはめると、スコップの赤土はシルト質壤土であり、EとFはシルト質植壤土であり、名称まで違うのである。

| (五) 死体を埋めた穴附近の茶の木の下の土壌 | (三) 死体を埋めた穴附近の土壌 (記号は図参照) | | | | | (二) スコップの置いてあった畑表面の土壌 | (一) スコップ 附着土壌 P | 検査資料 | 検査項目 |
|---------------------------|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------------|--------------------------|------------------|------|
| | H | G | F | E | A | | | | |
| 11.65 | 12.55 | 12.01 | 11.13 | 12.48 | 11.72 | 12.64 | 12.45 | 採取量 (g) | |
| 10.0 ① | 5.8 ⑥ | 6.2 ④ | 0.2 ⑧ | 4.4 ⑦ | 10.0 ① | 7.7 ③ | 6.0 ⑤ | 有機物量 (%) | |
| 9.9 ③ | 6.4 ⑥ | 7.1 ⑤ | 2.3 ⑧ | 4.0 ⑦ | 12.2 ② | 16.4 ① | 7.7 ④ | 砂分 (%) | |
| 6.0 ② | 12.5 ⑤ | 16.9 ⑧ | 15.2 ⑥ | 16.0 ⑦ | 5.9 ① | 10.6 ④ | 7.8 ③ | 粘土分 (%) | |
| 1.7 ② | 0.5 ⑤ | 0.4 ⑥ | 0.2 ⑧ | 0.3 ⑦ | 2.1 ① | 1.5 ③ | 1.0 ④ | 砂分の粘土分 に対する倍率 | |

スコップのデッチあげも明らか

砂分および粘土分の重量比（星野鑑定）上の表の①、②……⑧は、有機物量・砂分および砂分の粘土分に対する倍率の各項目については、大きいほうからかぞえた数値の順位で、また、粘土分の項目については小さいほうからかぞえた数値の順位。この表から、スコップ附着土壌Pと、死体附近の土壌E、Fが同じ赤茶色でもいちじるしくことなることがわかる。

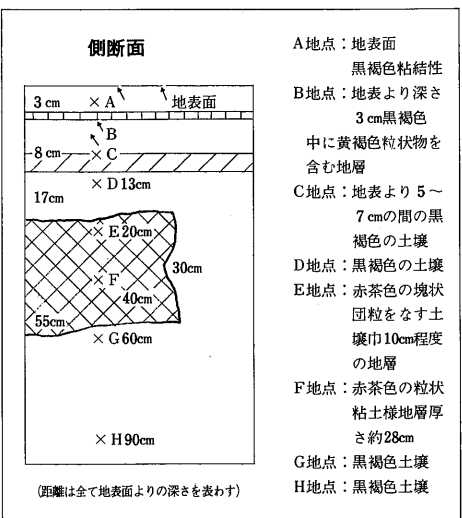
星野鑑定は発見スコップが死体埋没に使われたとデッチあげのためにのみなされた鑑定であり、自らの検査結果がその予断に満ちたデッチあげの結論を裏切つてしまつているのである。

「土壌採取報告書」もデッチあげである。その報告書に添付された穴の断面図のように黒土の中に赤土が舌状にはさまるような地層は関東ローム層の狭山地方にはありえない。実験によれば死体発見現場近くのどの地点でも深さ八六センチ位で黒土に赤土が混じるようになり、九六センチより深くなると赤土になつてゐるのである。

事実、死体の発見された農道の所有者新井千吉氏の話や死体状況見分調査から、死体の発見された穴はすべて黒ボク土であり、赤土が出ないことは明らかなのである。

つまり、警察はスコップ付着土壌に似ていると思われる土を死体発見現場の土と偽つてもつてきて（それできえスコップの土と類似していないことは前述した）、それにあわせて採取報告書、鑑定書をデッチあげたので

ある。こうしてスコップが「自白を離れて存在する証拠」という寺尾の出発点そのものが崩れさったのであり、スコップから石田養豚場関係者が「犯人」であり、その中から石川氏が絞り出されてきたのは当然とする寺尾の差別暴論は完全にうち破られてきたのは当然とする寺尾の差も、発見されたスコップが死体埋没につかわれたものでないならば、「自白」のデタラメさ、石川氏の無実も明らか



こんな地層はない！
—— デッチあげの土壌採取報告書

いるのだ。

また「足跡」が警察によってねつ造されたものであることをさし示す事実、つまり関口作成の実況見分調書に「犯人のものと考えられる足跡を発見」したので「写真撮影したる後見尺をなす」と記載されているのに、足跡の写真など一枚も提出されていないこと、しかもはじめ「素足跡」と書き、石川氏に「地下足袋をはいていった」と「自白」させてからは青インクで「通称地下足袋」と訂正されていること、また実況見分調書に添付された写真に晴天時のものや雨後のものなどがまじっていることなどについて寺尾は以下のような推測とペテンで隠蔽する。つまり「まことにずさん」で「拙劣な方法」だが、「足跡が印象されてからすでに三十数時間を経過し付近は雑多な足跡が入り混っけていてもはや犯人の足跡を判別することができなかつたため足跡の接近撮影をしなかつた」と捜査当局を全面援護する憶測をたくましくし、「(航空写真などから)足跡を採取した位置を明確に看取できる」からそれでいいではないかと居直っているのである。

「犯人の足跡が判別できない」のにどうして「見尺しで撮影した」などと実況見分調書に記載できるのか。問題はそこから本当に犯人の足跡を採取したのかどうかなのである。

かなのである。

また、「スコップを放り投げて捨てた」という「自白」と、発見者須田ギンの「スコップは麦のうねに沿って隠しかげんに置いてあった」との証言のくい違いを、寺尾は「多少の食い違いはあるけれども、だからといって被告人が犯人でないとはいえない」といつてあくまでも、「石川氏」クロ」を押し通そうとするのである。

「足跡」も石川氏のものではない

さらに足跡について。佐野屋脇の畑で発見された犯人のものとして「足跡」が石川氏宅から押収された五足の地下足袋のうちの一つと一致するとされた。石川氏が兄六造氏の九文七分の地下足袋をはいて、二日深夜、佐野屋脇にあらわれたのだとデッチあげられている。まず、石川氏の足の大きさは十文半であり、警察でムリヤリ入れさせられてやっと九文七分の地下足袋をはくことができたのであり、はくだけで歩くことなど足が痛くてできず、しかも当時石川氏の足の裏には「うおのめ」ができていたのであつて、十キロ近くも走ったり歩いたりなど到底不可能であつた。寺尾はこの点について「はける」ことをあげただけでお茶をにごし、口をぬぐつて

それに「足跡」が石川宅から押収した「地下足袋」でつけられたとする関根鑑定はまったくデタラメな代物である。それを明らかにした弁護士主張を、寺尾は「弁護士側が使った定規は」セルロイドかプラスチック製のものと思われる。しかし、かかる定規の目盛りが正確に刻まれていることは往々にしてあることであり、この目盛りを規準にして各部分の長さを測定しているのは方法においてすでに誤っている」という子供だましの屁理屈で否定して恥じないのである。こんなデタラメを、いつたい怒りなしに聞くことができるだろうか。

だが「足跡」の大きさが十文三分であることが上告趣意書添付の井野鑑定によって明らかにされた。そもそも六月十八日付鑑定書で石川氏を「犯人」にしたてあげるべく、九文七分の押収「地下足袋」によってつけられたものだとデッチあげた関根政一は、五月四日付「恐喝未遂被疑事件捜査について」という書面で足跡の「足長は十文乃至十文半」と記述しているのだ。

井野鑑定によれば、九文七分、十文、十文三分、十文半の四種の足袋を用いて実際に足跡を採取し、その長さを測り、統計的解析を行うと、「足跡」は十文三分の足跡と推定され、十文の足跡という可能性は多少あるとしても、九文七分の地下足袋の足跡ではありえないという結果がでた。要するに「足跡」が九文七分の押収「地下足

袋」によってつけられたものではない厳然たる事実が明らかになされたのだ。寺尾が、「定規の目盛り」をもちだしても絶対に抹消しえない事実なのである。

以上みてきたように、寺尾判決は「石川氏」有罪」を前提にし、ウソとペテンと歪曲、勝手な推測、憶測、専断、屁理くつ、言いがかり等々のおよそ考えつくかぎりの悪虐非道の手口を用いて、権力のつみ重ねてきた差別犯罪のすべてを追認し正当化し、さらにはデッチあげの明白な破綻を新たな「筋書き」をデッチあげること糊塗するなどして無実の石川氏を「犯人」にデッチあげた新たな極悪の差別犯罪なのである。われわれは労働者人民と部落大衆のなかに燃えあがる寺尾判決への怒りを五・二三決戦へと全力で組織しぬき、五・二三決戦の革命的爆発をかちとり、寺尾判決粉砕へとたたかひぬかねばならない。

(三) 差別主義に

買かれた寺尾判決

憎むべき「部落民嘘つき」論

寺尾糾弾は最高裁決戦の基軸

寺尾は、徹頭徹尾差別裁判をつらぬくという階級的立場にたち、「石川氏」有罪」の予断と階級的使命感にもえたつてこの裁判にのぞむことよつてのみ、あらゆる面から疑問の余地なく明らかにされた石川氏の無実を否定し、抹殺し、「無期懲役」という暗黒の判決を下すことができたのである。いいかえれば、石川氏の無実を抹殺しようとする寺尾の手口のごとくに、部落差別がつらぬかれているといえるのである。われわれは、無実性と差別性とが一個二重の不可分のものであるという認識にたち、無実性の側面から寺尾判決を糾弾してきたこれまでの展開のうえに、今回は差別性の側面から、寺尾判決の暗黒性、デタラメぶりをあばき、寺尾判決を全体性においてとらえ、完膚なきまでに粉砕しなくてはならない。

石川氏の無実の血叫び ふみにじる寺尾

寺尾判決につらぬかれている差別性は、第一に、寺尾が、「無実・差別」の広汎で、かつすべての人民をとらえずにはおかない正義の声、石川氏の無実の血叫びを意識的にふみにじり、いっさいの真実を抹殺して「無期」判決を下したことそのものにある。いいかえれば、われわれは寺尾判決の差別性を検討するうえで、まずなによりもその階級の本質、寺尾のよつてもつてたつ階級的基盤を明らかにしなくてはならないのである。

狭山差別裁判は、警察当局による差別的な部落への集中見込捜査、部落青年石川氏のデッチあげ「別件」逮捕さまざまなペテン、精神的肉体的拷問、謀略をつかった弁護士・家族との分断、「犯行」の筋書きデッチあげとそれにもとづく「物証」「証人」の工作誘導などをつうじた「自白」のデッチあげ、一番浦和地裁内田裁判長による、「部落民である石川は犯人にちがいない」という差別的心証にもとづくデタラメなスピード審理、石川氏の部落民としての生いたち、劣悪な生活環境をあげつらつて「犯行の必然性」をみちびきだす差別文書一審検事論告、および内田判決文、そして二審における東京高裁

井波裁判長のもとの「退官前に自分の手で(有罪)判決文を書く」ことのみを目的とした無茶苦茶な差別的訴訟指揮など、事件発生いらい一貫して権力の部落差別につらぬかれている。

これにたいして、石川氏は、二審冒頭「俺は殺つてない」と再起し、それらしい、権力との熾烈な死闘を不屈にたたかひぬいでいる。しかもそれとむすびついた三万部落民とたたかう労働者人民の決起が、六九年十一月一四浦和地裁占拠闘争を転機に広汎にかちとられ、七二年井波を無為の退官に追いこんだ「死闘の六カ月」、寺尾打倒へと肉迫する空前の全人民的大高揚をかちとつた七三・七四年の再開公判闘争へと狭山闘争はのぼりつめていったのである。

このようななかで、石川氏の無実、この裁判の差別性は天下周知の事実となり、なんびとも否定することのできぬ真実として人々の心をとらえていった。

寺尾判決は、このような状況のもとでふりおろされた国家権力の刃であり、敵の側からの最後のまきかえし攻撃であった。したがって寺尾は、石川氏の無実を百も承知のうえで、いやむしろ石川氏の無実が明らかにされればされるほど、ますます凶暴に無実の抹殺、「石川氏」有罪」「部落民は部落民であることをもつて殺されてもかまわない」という論理をゴリ押しするために、日帝国

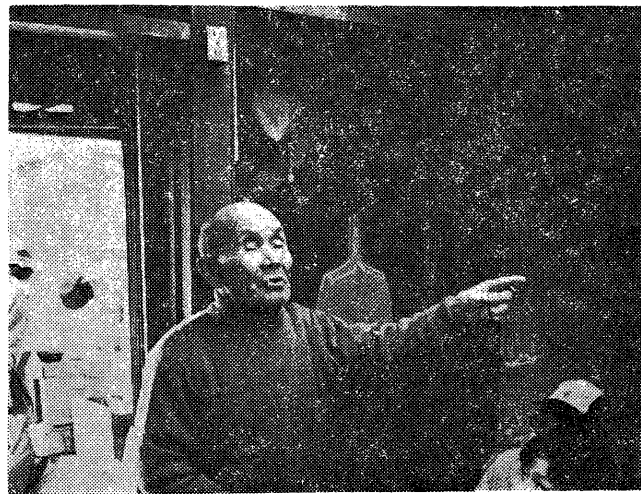
家権力の意を体して策動したのである。そうすることに
よって、石川氏のたまたかいと狭山闘争そのものの暴力的
な破壊をねらったのである。かくして、寺尾判決こそ、
狭山差別裁判という名の権力の差別犯罪を歴史的に集大
成したものであり、もつとも自覚的で意識的な差別の体
系であり、この差別犯罪を最後のにつらぬこうとする日
帝権力の最後のよりどころとなつていっているものである。そ
して、寺尾判決それじしんが、「やはり石川が犯人なん
だ」「やはり部落は悪の巣だった」というように、差別
主義に「合法的」表現、「合法性」の権威を与え、大々
的に助長する差別煽動文書なのである。

このような、寺尾判決の全般にかかわる本質的な確認
にたつて、つぎに、寺尾判決に直接もられている差別的
論理の数々をあげていこう。

権力の差別的犯罪を 正当化する寺尾判決

寺尾判決につらぬかれている差別性は、第二に、石川
氏を「犯人」にデッチあげるためにおこなわれた警察当
局の不当かつ差別的な手口、差別的見込み捜査、「別件」
逮捕、拷問、誘導、謀略などの数々を、すべて是として加
追認し正当化していることである。石川氏にたいして加

えられた不当な捜査は、単に不当不法性としてある
ばかりでなく、日帝・国家権力中枢の「部落民をイケン
エとして危機をのりきる」「石川を犯人にデッチあげる」
という決定にそつて駆使された、差別的な行為そのもの
にほかならないが、寺尾はこれらをすべて追認し合理化
しているのである。



現地調査団に権力のデッチあげを暴露する石川氏の父富造さん

このことは、あらゆる卑劣な手口をつかつて「自白」
をデッチあげておきながら、今度はその「自白」をタテ
に、「自白があるのだから石川は犯人である。犯人にた
いしてはどんなことをしても許される」といつているに
等しく、さらにそれをつきつめていえば、「部落民であ
る石川にはどんなことをしてもいい」といつているに等
しいのである。

判決から部落問題を 意図的に抹殺

寺尾判決につらぬかれている差別性は、第三に、狭山
闘争の高揚、差別糾弾闘争としての発展に恐怖していた日
帝・寺尾が、公判で「部落問題を学習する」などという
ペテン的言辞をはきながら、判決文から部落問題を意図
的意識的に抹殺していることである。七四回公判（七四
年三・二二）では部落問題関係の書籍をずらずらと並べ
たて「そういったものを読んでおります。両陪席裁判官
においても程度の差こそあれかなりの分量のものを読ん
でおります」などといひながら、その舌の根も乾かない
のに判決文で部落問題についてのべることを自覚的にや
め、石川氏と弁護団、三百万部落民とたたかう労働者人
民を欺き、部落差別を巧妙かつ悪らつな形で貫ぬいたの

である。

石川氏が二審冒頭において無実の叫びをあげていら
い、狭山闘争の最大の核心は、この裁判の差別性を徹底的に
あばき、糾弾するたまたかいとして展開されてきたことに
ある。寺尾は、この狭山闘争の核心点、革命的主張点を
全面的、自覚的に抹殺、否定するために、その判決文か
ら部落問題にかんする言及を意図的に抹殺するという陰
険な手口をもちいたのである。そればかりか、寺尾は、
その判決文が、石川氏の全人格的抹殺をねらった実質的
な「死刑」攻撃にほかならず、「部落民は部落民である
ことをもつて殺してもかまわない」という論理の大々的
な展開であり、日帝権力の意を体した一から十まで差別
につらぬかれた文書であり、徹底した部落差別攻撃の観
点にたつているがゆえに、部落問題にかんするペテン的
な言及の余地さえないことを徹頭徹尾自覚していたので
ある。

差別主義的論理を ふりまわす判決

寺尾判決につらぬかれた差別性は第四に、憎悪と差別
にみちみちた「石川像」を基軸に、直接的でむきだしの
差別主義的論理が判決文のいたるところにちりばめられ、

つらぬかれていたことである。

一審内田「死刑」判決、一審検事論告、そののみならず日共系弁護士による控訴趣意書でもって、石川氏の部落民としての生活実態をあげつらい、それが「犯行」の原因なのだという差別思想が煽られている。石川氏の部落差別の迫害の下での生い立ち、環境は「被告人に対して、社会の秩序に対する遵法精神を稀薄ならしめる素地を与え、それが被告人の人格形成に影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない」というのだ。このような、部落民であることが「犯行」の原因であり、「部落は悪の巢」であるという差別イデオロギーは、寺尾判決にいつそう悪らつな形でおしつらぬかれていた。

寺尾は「被告人は、小学校五年を修了しただけで、農家の子守奉公から始まり年少のころから社会の荒波にもまれて成人しただけに読み書きこそ満足に出来なかつたとはいえ、人並みの世間知は備えており、強じんな性格の持主だつたことが窺われるのであり、それだけに是非善悪を弁識する能力にも欠けるところはなかつたと認められる」だから「犯行の重大さから死刑になるかもしれないことを十分意識しており」、「死刑だけは免れたいという」こと、「最初は犯行を頑強に否認」したのであり、「事態やむなしと観念して嘘の三人犯行説を自白」したのも「死刑だけは免れたいと考えたからで」あり、「控

訴するや一転して無実を叫んでいる」とのべている。要するに、寺尾は「石川氏Ⅱ犯人」を頭から決めつけ、それに適合させるためにのみ石川氏の生い立ち、環境をとりあげ、それが「犯行」の原因だと直ちに結びつけるのではなく（そのことが人民の怒りをかきたて、徹底的糾弾がなされてきていることを日帝・寺尾は承知しており、怒りの炎に油を注ぐことを恐れたからである）巧妙にも、「死刑だけは免れたい」という「犯人」でない者にとつて無縁の感情を無実の石川氏に付与するためにのみそれはもち出されているのだ。

また寺尾は「被告人が明らかにかつ、意識的に虚偽の供述をしたと認められる部分を拾い出すことは容易である」といつて、石川氏を「ウソつき」よばわりする。寺尾はこの「石川氏Ⅱウソつき」論を、実に十数例にわたって、判決文のいたるところで、これでもか、これでもかと悪どく展開しているのである。

有罪デッチあげのため 「ウソつき」と詭弁

寺尾によるこのような石川氏の「生いたち」論、「ウソつき」論は、二つの問題点をもっている。ひとつには、それが「石川氏Ⅱ有罪」論のための詭弁としてもちださ

れていることである。石川氏が不当逮捕当初、えん罪事件としては異例の長期にわたって無実を主張しつづけた（「最初は犯行を頑強に否認」という、石川氏の無実を裏づける決定的な事実、「自白」と客観的事実とのくいちがいが、犯人であれば当然指摘されてなければならぬ事実が「自白」から欠落していること、「自白」のめまぐるしい変転、矛盾など、石川氏の無実を示すこれらいつさいの事柄が、あたかも石川氏の生いたちにもとづく「ずるがしこさ」「悪智恵」（「人なみの世間知」ということで寺尾が言いたいことはそういうことだ）、「ウソつき」の性格に帰せられ、かくして「石川氏Ⅱ犯人」説を裏づけるものであるかのように差別的に転倒させられてしまうのである。たとえば、犯人でもない石川氏が死体埋没状態を知るはずもないので、関巡査に死体発掘当時の状態についてたずねた事実さえ、「関に依存してなんとか死刑だけは免れたいと考え暗に答え方につき同人に相談をもちかけた」ものであり、「巧利的な心情」によるものだというのだ。

差別主義的信念か らすべてを裁断

いまひとつには、「生いたち」論、「ウソつき」論そ

のもののもっている差別性である。ここで「ウソつき」と寺尾がいつているのは、単なるウソつきということにとどまらず、「兇悪犯罪を犯しながら、なおもそれを後悔せず、ウソまでついて罪をまぬがれようとする極悪人」「したたかな悪知恵にたけた人間」という超差別的な「石川像」なのである。寺尾はそれを、「人間性悪説」という一般論的なみせかけをとりつつ展開しているが、実は「部落民性悪説」ともいうべき差別主義そのものである。

ここで、誰もが客易に気づくことは、「石川氏Ⅱウソつき」なる断定は、その前提に「石川氏Ⅱ犯人」の論証があつてはじめて下しうるものだということである。すなわち、寺尾は、「石川Ⅱ犯人」という断定、階級的信念から出発して、「犯人であるのに無実を主張したり、矛盾した自白をおこなっている石川はウソつきだ」という憎むべき差別的「石川像」の虚像をデッチあげ、今度はその虚像にもとづいて「ウソをついて罪をのがれようとしているから犯人にちがいない」という「結論」にいたる、というペテン的循環論法を展開しているのである。ここには「石川氏Ⅱ犯人」説をも、「石川氏Ⅱウソつき」説をも立証するような合理的根拠などないし、またありうるはずもないのである。

このような非科学的、非論理的、非合理的な循環論法

は、「部落民は劣っている」「部落民の血はけがれてい
る」などの差別的イデオロギーが、なんの合理的根拠も
ありはしないのだ、ただただ「劣っているから劣ってい
るのだ」といった循環論法で自己をならぬこうとするの
とまったく同質のものでしかないのである。

たとえば、万年筆を関が石川宅の勝手口の鴨居に仕掛
けた事実についてはすでに明らかにしているが、それ
についての石川氏の家人らの証言を無視抹殺する寺尾の
やり口にもそのようなものがたらぬかれています。

「家族の者達が被告人のため五月一日のアリバイ工
作をし、あるいは五十字米屋の手拭についても作為をした
疑いがあり、捜査員小島朝政の当審証言によれば、第二
回目の家宅捜索の際に、家人が捜査員を罵倒したことも
認められる。叙上の諸事実を考え合わせると、被告人の
家族の前証言は、その内容がいかに不自然で、たや
すく信用することができない。これに比べて関源三の証
言は十分信用することができると寺尾はのべる。

寺尾が仰々しく非難する「アリバイ工作」なるものは、
権力の差別的見込み捜査がおこなわれている状況のもと
で、部落民ゆえの石川氏の不安定な仕事の状況などから
アリバイを立証しにくい石川氏が警察に目をつけられる
ことを心配した父富造氏や兄六造氏が「水村国治さんの
所で働いていたことにしとけ」と石川氏に言ったという

た理由について、内田が供述しているところは、結局届
け出すことによって事件とかわりを持つことが恐ろし
く、わずらわしいということに帰すると解され、そのよ
うな考えで届出をためらい、後になって漸く届出をする
に至った心情も理解できないことではない。所論は、隣
人が被害にかかっているならば、直ちに犯人と思われる
訪問者の人相、風体、年齢その他を警察に届けるはずだ
と主張するが、一般世人の人情を理解しない見解と評せ
ざるをえない」と。

被害者が隣人であり、妻くが捜査本部に炊き出しに
いったほど当初から警察に協力的であった内田が、
「五月一日中田家を探ねてきた男がいる」という決定
的な情報を一カ月以上も黙っていることなどいかに寺尾が
「一般世人の人情」と言いなそうとも考えられず、内田
は警察によって工作されて偽証を行なっているのである。
寺尾は事件とかわるのかわらわしいだろうと内田の
気持はさつしても、決して石川氏の父や兄が「事件とか
かわりたくない」という心情から「水村国治さんの所で
働いていたことにしろ」といったときの気持を決して考
えようとはしない。いやそれどころか、差別的悪意をも
って「アリバイ工作」としてフレームアップするのであ
る。

ものであるが、水村国治氏にたいして偽証工作など一切
しておらず、ただ単に警察とかわりをもつこと、
「つかいなこと」を避けようとしたにすぎないのである。
また、石川氏は無実であり家宅捜索をうける理由など
さらさらない。それなのに捜索をうけたことに石川氏の
家人が怒りをもち、それを捜査員にぶつけ、「罵倒」し
たからといって責められるべきではない。

さらに、前々回でも暴露したように、権力が万年筆を
工作した鴨居付近の穴を「ネズミ穴」の通称で呼んでい
ることをとらえて、「ネズミの通るような穴でもないの
にネズミ穴というのはウソつきだ」などとあげ足とり
にもならぬ愚にもつかない口実で、石川氏の家族を「ウソ
つき」あつかいしているのである。

こうして寺尾は部落民への階級的敵意と差別的憎悪を
露骨にあらわし、部落差別の煽動と激化拡大をはかつて
いるのであるが、そのうらでは、偽証を行ない、権力の
差別犯罪に協力、加担した内田幸吉らへ多大な理解と賛
辞を寄せているのである。

内田は、「事件当日中田家を探ねてきた男がいる」と、
事件後一カ月たつて名のり、しかもその男と石川氏の
顔かたちが「似ている」と証言した人物である。寺尾の
内田擁護の弁を聞こう。「内田が中田栄作方を探ねて来
た不審な男のことを、事件後直ちに警察へ届け出なかつ

このページは、新聞記事のスクリーンショットで、複数の記事が並列して表示されている。各記事には見出し、写真、および本文が含まれている。

- 穴を掘り、土で隠す**：事件現場の状況に関する記事。
- 自宅付近、埋められ**：被害者の自宅付近で発見された状況に関する記事。
- 絞殺後に身代金要求**：事件の経緯に関する記事。
- 脅迫状の筆跡一致**：脅迫状の筆跡が一致したという記事。
- 犯人の足跡みつか**：犯人の足跡が現場で発見されたという記事。
- 石川に確信**：捜査員が石川氏に確信を持ったという記事。
- 49人乗せて降路**：事件に関連する乗客に関する記事。
- 泣き伏す同級生**：事件の被害者や関係者の感情に関する記事。

デッチあげの証跡を

「捜査の拙劣」で隠蔽

寺尾は、また権力のデッチあげを隠蔽し差別犯罪の下手人どもを全面的に擁護する。そのための詭弁こそが「捜査の拙劣」論である。弁解の余地のない形であきらかにされたデッチあげの証跡を「それは捜査がまずかつたからだ」といつてぬりかくすとともに「捜査が拙劣であるがゆえに、むしろかえってデッチあげはありえない」という論法で捜査当局を「批判」するポーズをとりながら捜査当局を擁護するという巧妙な手を用いているのである。

だが、それはまったくのデタラメである。ひとつの事例をあげよう。善枝の後頭部には裂傷があり死体が芋穴に逆吊りで隠されていたのであれば芋穴から血痕が発見されねばならないのにそれは発見されていない。このことは、死体が芋穴に逆吊りで隠された事実はないということを示しているのだが、寺尾は「ルミノール反応検査をしていれば発見されたはずだ」といつて「捜査の手落ち」のせいにして、「石川氏」犯人はあくまでつらぬこうとするのである。だが実際にはルミノール検査は行われ、その結果血痕がみつからなかったのである。つま

り、「捜査の拙劣」論の前提そのものがなりたたないものである。寺尾の「推論」なるものは、一から十までこのようなデタラメな前提から出発しているのだ。

警察のいうことは

「一〇〇%信用」

そして結局のところ寺尾は、捜査官は捜査官であることによつて正しい「証言」をしているという暴論に立ち、それによりどこを求めているのである。それは「部落民は部落民であることをもつてウソの証言をしている」ということと裏腹の関係にあるのである。寺尾は「被告人の取調べを主として担当し、最も数多くの供述調書を作成している員青木一夫が当番において証人として、自分は平素から供述調書というものは被疑者の言うとおりをそのまま録取するものだと考えているし、それを実践してきたと証言」しているから供述調書に何の作為もないと専断し、デッチあげを否定している。また「被告人の家族の前示各証言は、その内容がいかにも不自然でたやすく信用することができない。これに比べて関源三の証言は十分信用することができると、部落民の真実の主張を抹消し、デッチあげの下手人関捜査官の主張を全面的に承認しているのである。

要するに寺尾判決は、「権力につかえる者の証言は

一〇〇%信頼できる」「部落民のいうことは一〇〇%ウソである」という前提から出発した古今未曾有の差別暴論であり、寺尾が一〇〇%権力の立場、差別貫徹の立場にたっていることは明々白々なのである。

以上から明らかのように、寺尾判決は極悪の差別判決であり、石川氏の無実をぬりかくすためなら何でもやるという姿勢をあからさまにした判決である。石川氏を「犯人」にデッチあげることにとどまらず、それを通して部落差別をトコトン煽動するという極悪の役割を担って新たな歴史的差別犯罪としてつみ重ねられた寺尾判決を決死粉砕せねばならない。あらゆるベテンと差別的論理をガムシヤラにおし通す力の論理に支配された寺尾判決を、われわれの天をつくばかりの怒りを結集した巨大な力でもつてたたきつぶし、狭山最高裁決戦勝利、石川氏即時奪還・狭山闘争の歴史的勝利へ突き進まねばならない。

「狭支連新聞」購読申込み案内

●一部五〇円（郵送料百円）

半年定期購読二百五十円（郵送料六百円）

一年定期購読五百円（郵送料千二百円）

●申込み先

東京都豊島区千早町一の十一

全国狭支連事務局

切り取り線

「狭支連新聞」購読申込み書

私は「狭支連新聞」を 年分購読したく
代金 円をそえて申込みます。

松原パークレーン差別デッチ上げ事件

糾弾闘争の大衆的爆発をかちとれ

関西部落解放研究会連合

はじめに

同志諸君ノ闘う労働者人民、部落民兄弟姉妹のみなきん！

日本帝国主義・国家権力は、朝鮮侵略戦争と侵略体制構築、人民分断支配のいけにえに二人の部落青年竹端、池田両氏を闇から闇にほうむり去ろうとしている。われわれは、かかる日帝の攻撃を満身の怒りをもって打ち砕き、日帝の朝鮮侵略戦争を内乱に転化し、さらにこんに

ち、容帝反共主義に純化し、侵略の尖兵として、労働者人民に対する白色テロをこととするファシスト・カクマルをせん滅し、革命的部落解放闘争の圧倒的前進をかちとらねばならない。

戦後世界体制の危機とその頂点としての朝鮮危機の深まりは、わが革命派と労働者人民に火急の任務を要請している。われわれは、いまこそすべてを投げうって総決起せねばならない。

第一の任務は、日帝の朝鮮侵略粉碎闘争のすべてをか

け反帝・反スタ世界革命のすべてをかけて、ファシスト・カクマルをせん滅し、内乱、内戦―蜂起へと突き進むことである。ファシスト・カクマルは、67年十・八以降の階級闘争の激動的発展、「二つの十一月」の勝利的貫徹を通して、革命派と革命人民が、情勢決定要因として登場せんとしたことに對する反革命として、権力の破防法弾圧と一体となつて襲いかかるまぎれもない反革命ファシスト分子である。われわれは、革命勝利をかけ、ファシストとの戦争に絶対に勝利せねばならないのである。

先制的内戦戦略に導かれ、三・一四宣言で武装したわれわれは、ファシスト・カクマルに先制的連続的に赤色テロルの猛攻をあげせ、敵をスタズタにひきさき、動揺と混乱、中枢分裂の悪無限的進行という事態をつくりだしている。日帝の朝鮮侵略戦争を粉碎し、プロレタリア革命の勝利にむかつてたたかいていっている革命派―労働者人民と容帝反共主義をますます深め、何の正当性もない白色テロをこととするファシスト・カクマルとの勝敗はおのずと明らかなのである。容帝反共主義の純化のなかで錯乱と中枢分裂の危機をますます激化させ、のたうちまわるファシスト分子に死の鉄槌を猛然と連続的に打ちおろせ！

第二の任務は、日帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢のもとでファシスト・カクマルとの絶対戦争、戦争としての戦争

の勝利を基礎に、かかる戦争の政治的基礎を拡大し、全人民の戦争への圧倒的動員をかちとり、同時に、日帝の朝鮮侵略戦争粉碎闘争の全人民的高揚をかちとり、戦略的総路線の圧倒的物質化を実現することである。

日帝の朝鮮侵略戦争策動は急ピッチで進められている。七・八安保協の開催―防衛協力委の設置、沖縄における「戦時中を想わせる」連日連夜の日米軍事演習と最前線基地としてのドラステイックな強化。ポスト四次防による侵略戦争にむかつての自衛隊の実戦部隊化。小選挙区制をもつてする議会の空洞化と行政機構の肥大化―ポナパの強権支配とそのイデオロギー的支柱たる天皇と天皇制、天皇制イデオロギーの「天皇在位五〇年式典」を環とする攻撃。まさに日帝は、いままですりではやっていけない体制的危機に叩きこまれており、ロッキード事件は、ファシスト・カクマルの願望とは裏腹に、日帝の朝鮮侵略にむかつての戦争と反動と暗黒の兇暴な攻撃を一挙に強めるものとなっているのである。事態は切迫している。われわれは先制的内戦戦略の圧倒的物質化をもって、日帝の朝鮮侵略戦争を粉碎し、内乱、内戦―蜂起の大道を突き進まねばならないのである。

第三の任務は、かかる第一第二の任務を遂行する基礎をなす強大な党の建設を戦争の真只中でかちとることである。われわれは、先制的内戦戦略の下、この三大任務

を全力をあげて貫徹せねばならない。そして、このたにかいの重要な一環として、部落解放闘争の革命的発展を狭山闘争を基軸としてかちとらねばならないのである。

いまや狭山最高裁決戦は、一・二八―五・二三闘争の連続的革命的戦闘的爆発をもって、いよいよ日帝・藤林体制との力対力の対決、いかなるあいまいさも許されぬ決戦中の決戦段階である。われわれは、すべてをかけて総決起せねばならない。十・三二決戦の革命的爆発めざし、反革命差別集団カクマル、日共を粉砕し、「日本の声」派を基軸とする融和的諸潮流を打ち破って、部落大衆、労働者人民の創意的決起を実現し、日帝・藤林体制の打倒、石川氏奪還をなんともかちとらねばならないのである。

松原パークレーン差別デッチ上げ糾弾闘争は、こうしたわが革命的部落解放闘争の前進によって、真に勝利することができると。われわれは、日帝国家権力の兇暴な歴史的差別犯罪に対する怒りも新に松原闘争の勝利の道すじを明らかにし、その大衆的戦闘的爆発をかちとらねばならない。

松原パークレーン差別

I デッチ上げ事件の差別

的階級の本質

(A) 竹端、池田両氏は無実である

青天白日無実でありながら、ただ部落民であるという理由だけで、「強盗傷人」の罪名で起訴し、自らの階級的野望をつらぬかんとする日帝・国家権力に対して煮えたぎる怒りをもって徹底的に糾弾せねばならない。

われわれは、まず第一に竹端、池田両氏が全くの無実であることを徹底的に明らかにせねばならない。

竹端、池田両氏の無実、事件の経過と公判闘争のなかでもはや鮮明である。まず事件の経過からみていこう。①松原パークレーン強盗傷人事件は、一九七一年十月十一日〇時十分すぎに発生した。松原パークレーン副支配人早川博氏が、売り上げ金を二階事務所にある金庫に入れた直後に、ストッキングを頭からかぶった二人組が事務所の入口に立って早川氏をおどし、現金百余万円をうばって逃走した。なお、その時に早川氏は犯人ともつ

れあつた際、一カ月の重傷を負う。その時は、従業員以外だれもいなかったが、ただ寺内（この事件の主犯ともわれる人物）が事件の四〇分程前の二三時三〇分頃に来ていた。②商業新聞報道は、断定しないまでも、兇器が「肉切り包丁」というキャンペーンを流す。③警察は「肉切り包丁」が兇器というキャンペーンと軌を一にして更池、向野部落等々への差別的見込捜査を開始する。

しかし、当然にもデッチ上げ逮捕できず。④しかしながら警察は、部落から犯人を上げざるを至上命令として、デッチ上げの準備を進める。⑤七三年夏、別件で逮捕されていた部落青年に的をしぼり、池田氏がウソの自白を強制される。⑥ウソの自白を唯一の根拠として竹端氏を逮捕・起訴する。⑦池田氏の逮捕（十二月二四日）。まさに事件発生以来何の物証もそろえることができず、犯人逮捕ができないなかで警察・権力は、別件で逮捕されていた池田氏に対して、拷問、甘言、詐術を用いてウソの自白を強要し、これに基づいて部落民なら何をやってもかまわないと竹端氏を逮捕しさせたのだ。したがって彼らを犯人とする物証は、当然にも全く存在しないのである。そればかりか証拠調べで公判に出頭する証人の証言は、すべて竹端、池田両氏の無実を証明するものである。公判廷において、竹端、池田両氏の無実はますます明らかである。それは、まず①起訴状のペテン的差別的

デタラメ性である。まず第一に「犯行」に加わった数のデタラメ性である。竹端氏の起訴状では犯行に加わったのは、竹端氏と氏名不詳者。池田氏の起訴状では、竹端、池田両氏と氏名不詳者。寺内の起訴状では、竹端、池田両氏、寺内、氏名不詳者と、それぞれ「犯行」に加わったのは、2人、3人、4人と全くデタラメであり、デッチ上げを暴露するものである。起訴状のデタラメ性の第二は、寺内の起訴状と池田氏の起訴状では、池田氏の役割が全くちがいが、前者では、池田氏が主犯であり、後者では、主犯は、竹端氏と氏名不詳者になっており、池田氏は主犯ではないのである。このことは、検察・権力が全く事実を知らず、ウソの自白を相互に補強して作成したデッチ上げ起訴であることが鮮明になっているのである。起訴状のデタラメ性の第三は、「氏名不詳者」について全く明らかにしておらず（その人物が主犯とされているにもかかわらずだ）、このことは、権力のデッチ上げ性を更に鮮明にするものである。日帝・国家権力が、いかに差別的謀略的にデッチ上げを策動しようとも化の皮はすぐにはがれるものだ。起訴状のデタラメ性こそ、この事件のデッチ上げ性を示しているのである。次に公判における証言を見ていけば、ますます両氏の無実が鮮明になる。

②第五回公判において、松原パークレーン副支配人早川氏が証人として証言したが、そのなかで早川氏は、「

犯人は、自分のもっていた兇器で左足もものところをけがしている」と発言したが、池田、竹端両氏の左足太モのところには、一寸のキズあともみあたらず、竹端、池田氏の無実も、全く明らかであり、権力のデッチ上げは、暴露されたのである。

③第六回公判において、松原パークレーン元営業主任岸田利春氏は、「池田氏と寺内が一語にゲームをしたり、話したりするのは、全く見たことがない」と三人の結びつきを否定したのである。また、第十回公判において松原パークレーン元ガードマン川本隼人氏の証言によると「犯行に使われたと思われるストッキング、麻ヒモ、サングラスをガードマン仮眠室のフトンとマットの間から発見した」と明らかにしているのであるが、竹端、池田両氏は、全く知らず、こうした物証が竹端、池田両氏と結びつくような事実は何もないのであり、竹端、池田両氏の無実も鮮明なのだ。

④次に権力の「キメ手」となった調査についても全くデタラメである。まず権力は、卑劣にも別件で逮捕していた池田氏への弾圧による肉体的精神的疲弊につけこみ、拷問的取り調べ、ありとあらゆる甘言詐術を用いながらウソの「自白」を強制したのである。権力は卑劣な手段で別件と長期拘留による不安と孤立につけこみ「自白」を強要したのである。

⑤次に松原パークレーン事件の「主犯」とおもわれている寺内の供述と証言は、全くのデタラメであり、権力の差別攻撃に積極的に迎合し、権力と一体となって、その尖兵として登場していることについて満身怒りをこめて暴露せねばならない。第十七回公判における寺内の証言内容は、④警察官から更池の青年の写真を見せられて選ばれていること、⑤寺内は事件後、布忍の踏み切りで「わけまえ」をもらった、と言っているが、その金は

供述調査では、白封筒に入れてあったと述べ、証言では初めは現金でむきだしと言ひ、次に紙につつんでいたと前言をひるがえし、金を目的に強盗に入っていないながらこのように全くちがう証言をするのは、寺内が「わけまえ」をもらっていないからであり、また、当初、取り調べの段階で自分のものであると認めたサングラスについても全くアイマイな証言に終始し、寺内の供述・証言のデタラメ性を暴露するものとなったのである。

⑥更にわれわれは、権力と寺内の合作による供述調査そのものの差別的デタラメ性について、煮えたぎる怒りをもって糾弾せねばならない。寺内は、権力の「部落民から犯人をデッチ上げる」意図に自ら迎合し、差別的なデタラメなつくり話しをもって、更池の青年を「主犯」に仕立てあげ、自らは軽微な「罪科」で逃れようとしたのである。寺内は、権力と一体となって最も卑劣な部落差

別を策動したのである。なんとという卑劣漢ノわれわれは、寺内を権力と一体な差別者として徹底糾弾せねばならない。供述書において、①寺内は、「共犯者」の名前を明らかにすることはできず、ただ更池の者であると供述するが、常識的に考えて、強盗に入る時に、見も知らぬものと一緒にできるものではなく、それは全くデタラメなつくり話しであり、②権力の誘導の下に更池の者であることを強調し、権力の指示にしたがって竹端、池田両氏を選ばされるのである。③そして寺内は、自分がやっておきながら部落民を「主犯」としてデッチ上げの加担をなし、「自分は、更池の者が怖わかったから言うとおりにしただけだ」などと差別的に開き直り、極めて悪かつ卑劣な部落差別の体現者として登場しているのである。④寺内はガードマンの仮眠室で発見されたサングラスは自分のものであると供述している。このことは、寺内が単に事件の「ほう助」の役割を果していたということの意味するのではなく、寺内こそが直接犯行に加わったことをもがたっている。

寺内は権力の差別攻撃に屈服し、自らの道義的責任を差別的に部落民におしつけ、権力と一体となって、権力の尖兵として、自らを体現しているのだ。われわれは、こうした寺内の腐敗を断固糾弾し、松原闘争の全人民的発展をかちとらねばならないのである。

もはや、竹端、池田両氏の無実も鮮明である。われわれは両氏の無実について断固たる確信をもち、松原闘争の勝利をなんともたたかいたらねばならないのである。

(B) 日帝・国家権力の差別

デッチ上げ徹底糾弾!!

次にわれわれは、日帝・国家権力の差別デッチ上げについて徹底的に暴露し、満身煮えたぎる怒りで徹底糾弾し、絶対に粉砕せねばならない。

日本帝国主義・国家権力は、松原パークレーン「強盗傷人」事件に対して部落のなかより「犯人」を逮捕することを至上目的としていた。事件の起つた一九七一年当時は、戦後の特殊な相対的安定期から文字通り絶望的兇暴な朝鮮—アジア侵略へと突き進まざるをえない時期にあり、プロレタリアート人民に対するやつぎばやの攻撃をかけていた時代である。日米軍事同盟の強化とペテンの沖繩「返還」協定による侵略戦争体制の強化、侵略戦争体制構築のための反動と暗黒の政治、権威主義・排外主義・差別主義攻撃の激化となって、入管法の再上程策動や部落に対する狭山を頂点とする同対審路線攻撃等々、体系的系統的攻撃をかけてきていた。しかし、こうした

日帝の朝鮮—アジア侵略と侵略体制構築攻撃に対して革命党と戦闘的労働者人民が、これと真向から対決し、「侵略を内乱へ」の旗の下に結集し、総決起をかちとり、侵略の環に痛打を浴せ、日本プロレタリアート人民の進むべき道を鮮明に照しだしたのであった。また、部落解放闘争においても六九年十一・一四浦和闘争を歴史的結節環として、狭山闘争を基軸に部落解放闘争の革命的戦闘的發展をかちとり、狭山—部落問題の全人民化をかちとりつつある時であった。日帝は、こうした情勢のなかで部落差別—人民分断攻撃を日々強め、兇暴化し、徹底した差別キャンペーンを流布し、侵略体制構築に向けて飛躍をかけた攻撃に打ってでようとしていたのである。まさに松原パークレーン事件は、かかる背景のなかで引き起された権力の差別的デッチ上げ事件なのである。

権力の差別犯罪を怒りのなかで暴露しよう。①まず権力は何の物証もないにもかかわらず、兇器—「肉切り包丁」と断定し、「肉切り包丁—部落民(食肉産業従事者)」のキャンペーンをもって部落に対する徹底した見込み捜査を展開する。権力は、何の根拠もないのに(第七回公判で松原パークレーン元フロント係吉田博美さんは、「早川支配人は包丁については、長さは示したが何もいっていない」と証言し、警察の「肉切り包丁」という主張を否定している。)「兇器—「肉切り包丁」と断定し、部落のなかか

ら「犯人」を逮捕することを至上目的としたのだ。権力の徹底した差別的見込み捜査が続けられた。しかしながら当然にも部落民のなかから犯人を逮捕することはできなかったのである。だが権力は、部落民逮捕を至上目的として網をはって待っていたのである。

②権力は、マスコミと一体となって性犯を利用した徹底した差別キャンペーンを利用しながら「犯人」のデッチ上げを企てていくのである。マスコミは、部落青年の犯した性犯のみをとりあげ(大阪での性犯は六三件、うち部落青年が犯したものの三件)「部落青年—性犯を犯すおそろしい者」というキャンペーンをもって、松原パークレーン事件の「犯人」デッチ上げの下地をつくっていくのである。権力は兇暴な差別デッチ上げ過程へと入っていくのである。

③別件で逮捕されていた部落青年に対して、部落差別を利用したとり調べ、甘言、詐術、拷問を用いて「自白」を強要するのだ。「こうしたことをするのはおまえら(部落民)しかおらへん」「出てきたら就職の世話をしてやる」と部落差別そのものの言辞をはきながら「自白」を強要するのである。

④権力は寺内を差別的に動員し、寺内に最大限の部落差別を強要し、また寺内も卑劣な心情をもって積極的に差別者となりさがり、竹端、池田両氏をデッチ上げ「犯

人」としていることである。寺内の供述調書から明らかなのは、警察の部落青年逮捕のための徹底した誘導とそれに迎合しながら積極的部落差別者となることによつて自己の「罪科」からのがれようとする寺内のしゅう悪な差別者としての本性である。「……私は更池の者だと想う」と「犯人」を名前もわからないのに更池の者とし、

「……村の者(更池)はこわいから相手になるなど言われていましたし、私自身も友だちから聞いて、村のものは気が荒くこわいことを知っていたので、今この強盗の手引きの返事を断れば本当にどんなことをされるかわからなかった」ので手引きをしたというのだ。なんとという差別者!!なんとという卑劣漢!!われわれはかかる輩をどうして許すことができようか。権力と寺内は、部落民を「主犯」とすることによって自らの意志を貫こうとしているのだ。

⑤またわれわれは、警察のズサンな逮捕状請求について許可を与え、裁判のなかでも検察当局を助けるような発言をなす裁判所を徹底的に糾弾せねばならない。

松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、権力の意識的階級的な差別デッチ上げ事件として徹頭徹尾差別的階級的攻撃であり、絶対に許すことはできない。部落解放闘争の闘士として成長しつつある竹端、池田両氏を先頭に、無実・差別も鮮明にわが革命的部落解放闘争路線を

堅持し、狭山最高裁決戦の勝利的前進、部落解放闘争の革命的戦闘的發展と固く結合し、松原闘争の勝利をなんとしてもたたかいとらねばならない。

(C) 松原パークレーン差別デッチ上げ事件の差別的階級の本質

松原パークレーンデッチ上げ差別事件糾弾闘争は、部落大衆、労働者人民の怒りの決起を引きだし、狭山と共に日帝との鋭い対決として爆発しつつある。われわれは松原闘争の最先頭に立つてたたかひぬき、糾弾闘争の大爆発をかちとり、松原闘争の勝利を実現せねばならない。

松原パークレーン差別事件は、戦後世界体制の崩壊の危機、三〇年代をも上回る破局的危機の進行、日帝の体制的危機と泥沼的絶望的朝鮮—アジア侵略策動の強まりのなかで、権力によって引き起された差別暗黒事件であり、日帝の七〇年代部落差別政策の体系的支柱をなす同対審路線を貫徹させようとする攻撃の鋭い一環をなすものであり、その現実的具体的あらわれである。われわれは、かかる日帝の差別的階級の本質を鮮明にさせ、わが革命的部落解放闘争路線の下に松原闘争の圧倒的爆発をかちとり、部落解放闘争の革命的戦闘的發展をかちとらねば

ならないのである。

われわれは、松原パークレーンデッチ上げにかけた権力の並々ならぬ決意とその階級的性格について徹底的に明らかにせねばならない。

まず第一に日米両帝国主義の朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりのもとで日帝の部落差別—人民分断攻撃が破局的な強まりをみせており、松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、その鋭い一環をなしていることである。

ここにち日帝は、未曾有の体制的危機の激化にのたうちまわりながら唯一延命の道を絶望的兇暴な朝鮮—アジア侵略に求め、それと一体なものとして侵略体制構築攻撃をかけてきているのである。朝鮮侵略戦争にむかつて沖繩を最前線基地として強化し、本番さながらの日米合同演習を連日くりひろげながら、ポスト四次防によって侵略戦争にむかつての自衛隊の実戦部隊化をおし進め、更にロッキード事件の反動的乗りきりをもかけて、七・八安保協の開催—防衛協力委の設置—戦争遂行統合指令本部を設置し、「宣戦布告なき戦争」へと突き進んでいるのである。また同時にそうした攻撃と一体となって日帝は、自らの飛躍をかけたボナパルティズム的政治反動、暗黒の政治に打ってでざるを得なくなっているのである。すなわちそれは、今秋「天皇在位五〇年式典」の強行にもあらわれているごとく天皇と天皇制・天皇制イ

デオロギーを全面に押したたてたボナパルティズム的統治形態への転換のための攻撃であり、それは行政権力の肥大化、議会の空洞化、革命党・革命勢力に対する破防法

型弾圧、K—K連合的治安政策の激化、差別主義・排外主義の激化などあらゆる側面から強められているのである。こうした日帝の政治反動と有機的に結合し、一体なものとして部落差別—人民分断攻撃が激化しているのである。日帝は明治以来百年の侵略の歴史のなかで部落差別—人民分断攻撃を天皇制の対極として侵略体制構築の支柱としてきたのであるが、そうした日帝の攻撃が、朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりのもとで、破局的強まりを見せ、そしてそれがいかなる契機をもったものであったとしても人民分断—侵略体制構築への一環として部落大衆、労働者人民に対する兇暴な部落差別攻撃を積極的に激化させるものとなるのである。まさに日帝は朝鮮—アジア侵略にむかつて①日帝の経済的矛盾の部落民への集中転嫁を基礎として、②天皇制・天皇制イデオロギーの対極としての「血のイデオロギー」「部落は悪の巢」などの大煽動、部落民への直接迫害の激化、社会不安の醸成と反体制エネルギーの部落差別への転嫁、日共・カクマルをつかった階級闘争への部落差別のもちこみとその分断・解体の攻撃、③反革命差別主義、融和主義の積極的育成と部落解放闘争の反動的解体等々の攻撃を激化させ

るのである。松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、かかる日帝の攻撃の一環として、侵略体制構築—人民分断のためにかけられた攻撃であり、われわれは、朝鮮侵略粉砕闘争と結合し、融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒の総路線を高くかかげ、革命的部落解放闘争の一環としてたたかぬかねばならないのである。

第二に松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、日帝の同対審路線の貫徹として加えられた攻撃だということである。

同対審答申攻撃は、①部落の居住と地域の破壊、②部落民の生活と生業の破壊、③経済的矛盾の部落民への集中転嫁、④部落は「悪の巢」なる虚偽の差別思想の煽動⑤部落民の糾弾闘争への弾圧強化と部落解放運動の融和主義的解体、侵略翼賛勢力と帝国主義的融和潮流の育成・馴化、という日帝の部落差別攻撃を体系化したものである。それは、日帝の朝鮮侵略策動に規定され、侵略体制構築—人民分断攻撃にむかつて部落大衆、労働者人民に対するむきだしの兇暴な攻撃として加えられるのである。

まさに松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、このような日帝の攻撃の頂点として加えられた攻撃である。われわれは、日帝の体制的死重をかけた攻撃の本質を暴露し、部落大衆、労働者人民の怒りを引きだし、革命的

部落解放闘争の発展基礎に松原闘争の勝利を実現せねばならないのである。

松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、同対審路線のむきだしの攻撃であり、その貫徹形態である。

第一に社会的矛盾の部落民への集中転嫁の攻撃である。権力は、何の根拠もないにもかかわらず、兇器—「肉切り包丁」と断定し、部落民への徹底した見込み捜査を展開するが、これこそ権力の失態や社会的矛盾としての「犯罪」を部落民に転嫁することによって乗り切り、治安警察としての威信を維持し、同時に部落—「悪」の徹底した差別キャンペーンの攻撃なのである。

第二に部落—「悪の巢窟」なる虚偽のイデオロギーの徹底したキャンペーン、差別主義の攻撃である。まず権力は、①兇器—「肉切り包丁」の断定をもって、「犯人」は部落民というキャンペーンを流布し、②捜査対象を部落民だけに限定し、部落—「悪」のキャンペーンをあらゆる機会を通じて徹底して流し、③だからこの松原パークレーン「強盗傷人」事件—部落民の仕業なる虚偽のイデオロギーを流し、部落民を「犯人」にデッチ上げるのである。権力は、あらかじめ部落民逮捕を路線とし、差別主義的煽動を展開したのである。

第三に部落解放闘争の大衆的戦闘的發展に対する予防反革命的な攻撃として部落解放闘争—狭山闘争の融和主

義的反動的解体をねらった攻撃だということである。

部落解放闘争は狭山を基軸として戦闘的發展をかちとってきた。六九年浦和闘争以来、わが革命派が「二つの十一月」に対する権力の破防法弾圧とファシスト・カクマルの白色襲撃に対するたたかひの基本的勝利をかちとりながら同志会・部落研を先頭に部落内外に党を建設しその実体的基礎をもつて狭山闘争を牽引し、部落解放闘争を日本階級闘争の頂点に押し上げ、日帝との鋭い対決軸を形成するにいたったのである。狭山差別裁判糾弾闘争は「反革命カクマルせん滅」「日帝の朝鮮—アジア侵略を内乱へ」「融和主義粉砕・部落開放・日帝打倒」の総路線の下（無実・差別）（糾弾・奪還・死闘）の原則で武装した同志会・部落研、中核派を先頭にした労働者人民の圧倒的決起を引きだし「死闘の六カ月」によって無為のまま井波退官をかちとり、日帝との狭山闘争の成否をかいた決戦へと登りつめたのである。すなわち、日帝・寺尾体制との決戦が不可避となったのである。

まさにこのような情勢のなかで松原パークレーン差別デッチ上げ事件はひきおこされた。すなわち、松原パークレーン差別事件は、日帝・寺尾体制の登場と軌を一にし、①部落を「悪の巢」という虚偽のイデオロギーで抽きだし、大衆の遅れた腐敗した意識を最大限ひきだし、狭山闘争の全人民の高揚をなんとしても阻止せんとして

選別的に部落民に対する攻撃を加え、②また、そのことによって融和主義的潮流、融和幹部を屈服させ、③もつて狭山闘争の解体を基軸とした革命的戦闘的部落解放闘争の破壊をねらった攻撃なのである。もともと日帝・寺尾体制は、日帝の朝鮮—アジア侵略にむかつて井波体制を教訓的に受けつぎ、カクマルを反革命差別主義的突撃隊としてバリケードの外側から襲撃させ、日共（一部弁護士、守る会を主体とする）を水路に闘う隊列の解体をはかり、（寺尾美化キャンペーン等々）融和主義諸潮流をとりこむことよつて狭山差別裁判の強行をなしとげようとする徹底徹底反動的体制であったのであるが、そうした攻撃は、松原パークレーン差別デッチ上げに見られるごとく、あらゆる差別攻撃と結合し、日帝の体制的死重をかいた部落差別攻撃として、部落大衆、労働者人民に加えられるのである。

かくて松原パークレーン差別デッチ上げ事件は、日帝の朝鮮—アジア侵略にむかつての侵略体制構築—部落差別人民分断攻撃とその総路線をなす同対審答申路線の兇暴な貫徹形態としてあるのであり、体制的危機の深まりと朝鮮侵略戦争の切迫は、松原闘争を日帝との決定的対決軸へと押し上げるものとなっているのである。

われわれは、狭山を基軸に部落解放闘争の革命的戦闘的發展をかちとり、この闘いの決定的一環として松原闘

争の大衆的爆発をかちとらねばならない。無実・差別も鮮明に川端、池田両氏と連帯し、松原闘争の勝利をたたかいとらねばならない。

II 革命的路線で武装し、 松原闘争に勝利せよ

松原パークレーン差別デッチ上げ事件糾弾闘争の勝利めざすわれわれは、まず何よりもこの事件が権力の犯した絶対許すことのできない差別犯罪であり、竹端、池田両氏は青天白日無実であるということとを断固確認するとともに、こうした権力の部落民なら何をしてもかまわないという部落民圧殺攻撃を心底からの怒りをもって叩きつぶすことである。権力は、事件発生からただただ部落民を逮捕するためにのみ時間を費し、当然のことながら部落民を逮捕できないとなるや、デッチ上げのチャンスを数年にもわたつてねらっていたのだ。われわれは、竹端、池田両氏の無実も鮮明に糾弾闘争の爆発をかちとり、部落解放闘争の革命的戦闘的發展を更にかちとらねばならないのである。

松原闘争の勝利をめざすわれわれが確認せねばならな

い第一の点は、朝鮮侵略戦争前夜情勢の下で「日帝の朝鮮侵略を内乱へ」の闘いと固く結合してたたかひぬくこと、すなわち、部落解放闘争を七〇年代革命の戦略的一環としてたたかひぬかなければならないということである。

日帝にとつて部落問題とは、その体制的存立と延命のための不可欠の構成要素として温存・再編・再生産されてきたものであり、部落差別の撤廃は、日帝とその世界支配を転覆すること、帝国主義とスターリン主義による反動的分割支配を国際的に打倒し、プロレタリアートの世界史的解放、人間による人間の支配、人間による人間の搾取、人間による人間の差別そのものを廃絶する世界史的事業のうちの一にのみ実現することができるのである。

当面、その闘いは、日本において、プロレタリアートの階級的独裁とその指導のもとに被支配者階級内部の分断を克服し全人民の統一をかちとつていくなかで実現されるのである。

こんにち日帝は、体制的危機の死の苦悶にあえぎながら絶望的朝鮮侵略戦争へ急速にのめりこみつつある。日帝は、沖縄を侵略最前線基地として強化し、その演習は「戦場さながら」の様相を呈しているのである。更に日帝は、七・八安保協の開催—白米防衛協力委の設置によつて、統合作戦司令部を設置し、臨戦体制を確立するに

至っているのである。韓国の情勢は切迫している。朴独裁体制は、体制的政治的危機の破局的進行によって、もはや戦争の突破による排外主義的乗り切り以外にかなる延命の道もないのである。われわれは、字義通り朝鮮侵略戦争前夜情勢の真只中にあるのである。他方、こうした日帝の朝鮮侵略戦争策動と軌を一にした反動と暗黒の政治は、一挙に激化している。今秋「天皇在位五〇年式典」に見られるごとく、天皇と天皇制・天皇制イデオロギ―を軸としたポナパ的統治形態への強権的移行、その対極としての差別主義・排外主義の激化、革命党と革命人民に対する破防法弾圧と民間反革命カクマルの白色襲撃による圧殺攻撃。まさに日帝は、朝鮮侵略戦争と侵略体制構築にむけありとあらゆる兇暴な攻撃を激化させており、われわれ革命派と革命人民は、いまこそ、すべてを投げ打った総決起が要請されている。七〇年代革命の勝利にむけ、権力との死闘下において、ファシスト・カクマルを総せん滅し、日帝の朝鮮侵略戦争を粉碎せねばならないのである。

こうしたたたかひの勝利を実現するための第一の柱は、ファシスト・カクマルを徹底せん滅し、完全打倒をかちとることである。ファシスト・カクマルは、切迫する内外情勢のもとわが革命派が情勢決定要因として登場せんとしたまさにその時、権力の破防法攻撃と一体となつて

達男せん滅につづいて更に追撃戦へと打つてでなければならぬ。

第二の柱は、戦争を基礎とし、戦争的基盤を拡大するものとして日帝の朝鮮侵略戦争の圧倒的爆発をかちとり戦略的総路線の物質化をかちとることである。

六・一五―七・八大闘争は、戦争勝利の上にカクマルを圧倒して大爆発した。この勝利の地平に立ってわれわれは、今秋「天皇在位五〇周年式典」粉碎闘争を軸に、ロッキード弾劾ノ朝鮮侵略戦争の圧倒的爆発をかちとらねばならない。いまだかつてない全人民的結集で十・二一大闘争の大爆発をかちとれ。

第三の柱は、第一、第二のたたかひの基礎をなす強大な党の建設を戦争の鉄火のなかで建設することである。われわれは先制的内戦戦略のもとこの三つの任務を貫徹し、ファシスト・カクマル完全打倒を実現せねばならないのである。

松原闘争の勝利をめざすわれわれが第二に確認せねばならない点は、日帝の部落差別、人民分断攻撃の頂点をなす狭山差別裁判の強行に対して狭山最高裁決戦の全人民的爆発で日帝・藤林体制を打倒し、石川氏を絶対的に奪還すること。この狭山最高裁決戦と結合して松原闘争の全人民的爆発をかちとることである。

狭山最高裁決戦は、今日切迫した情勢をむかえている。

革命党と革命人民に襲いかかり、「二・二四」反革命を歴史的メルクマールに革命人民を虐殺してきたまぎれもない反革命であり、侵略と反動の尖兵である。七五年三・一四本多延嘉書記長虐殺を歴史的結節環としてファシスト・カクマルとの戦争は、字義通り相互絶滅戦過程、倒すか倒されるかの絶対戦争に突入したのである。

先制的内戦戦略は、このファシスト・カクマルとの戦争を内戦の徹底的推進の立場からきわめて積極的にとらえ、階級闘争全体をそれに引き込む形で展開し、本質的には、敵階級に一步先んじて内乱、内戦―蜂起の陣型をつくりだしていく決定的戦略である。われわれは、先制的内戦戦略にもとずき、三・一四宣言の精神で武装しファシスト・カクマル完全打倒へとまっしぐらに突き進まねばならない。ファシスト・カクマルは、大情勢の成熟とわれわれの戦争の前進に追いつめられながら中枢分裂―党的存亡の危機に立たされ更なるファシストとしての純化、容帝反共主義と白色テロへところげ落ちていく。いまこそわれわれは、カクマル完全打倒にむかつて、黒田を初めとする三頭目、JAC、産別、すべてのカクマルを総せん滅せねばならない。赤色テロルの猛攻を系統的連続的にカクマル心臓部へ深々と打ちこんでやらねばならない。七・六SK I本部員新岡せん滅、七・一五関西軍事中枢角野敬治せん滅、七・二二広島残存幹部松本

日帝・藤林体制は、朝鮮侵略戦争前夜情勢のもとにおいて、その死重をかけ、狭山差別裁判の強行―「寺尾判決護持」を策動している。新矢調査官を中心とした「密室書面審理」策動は、急ピッチで推し進められ、大塚発言に見られるごとく最高裁第二小法廷に石川氏「黒」の予断でぬりかためられた反動判事を登用し、上告棄却の攻撃をかけているのである。われわれは一瞬の気のゆるみもなく戦闘体制を打ち固め、十・三一へと進撃せねばならない。ありとあらゆる創造的決起をかちとり、部落大衆、労働者人の狭山差別裁判に対する怒りをひきだし、十・三一首都に数百万労働者人民を結集し、日帝・藤林体制の上告棄却策動を粉碎せねばならない。

松原闘争は、こうした狭山闘争の革命的戦闘的發展と結合し、その大衆的戦闘的爆発のなかで勝利することができるのである。

松原闘争の勝利をめざすわれわれが確認せねばならない第三の点は、革命的部落解放闘争の総路線のもと、日帝国家権力の差別攻撃を徹底バクロし、竹端、池田両氏の無罪を絶対にかちとることである。

「日本の声」派を基軸にした融和主義的諸潮流は、権力の攻撃の前に全くの無力性、無方針状態をきわめているが、これは、彼らが日帝国家権力の松原にかけた攻撃に対して、彼らの融和的社民的運動形態では全く通用せず、も

はやアリのバイにすら闘争を組めないところまで陥ってしまっていることを示すものである。

われわれは、こうした融和的社民的運動をのりこえ、①竹端、池田両氏の無実の確信にふまえ、日帝・権力の差別捜査、デッチ上げを徹底バク露し、②敵の攻撃が、朝鮮侵略戦争前夜情勢下における部落差別—人民分断攻撃とその総路線としての同対審答申のむきだしの貫徹としてあり、狭山闘争の解体と革命的戦闘的部落解放闘争の反動的融和的解体の攻撃にあることを鮮明にさせ、同対審答申粉碎、融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒の革命的部落解放闘争の総路線のもとにたたかい、③狭山最高裁決戦と結合して大衆的戦闘的爆発をかちとり、④カ

クマル、日共の反革命的差別主義的敵対を粉碎し、融和主義を粉碎し、松原パークレーン差別デッチ上げ事件の勝利をかちとることである。

われわれは、権力の差別捜査・起訴を徹底糾弾し、また権力に屈服し、権力の尖兵として自己の卑劣な心情のもとに権力と一体となって、デッチ上げ供述を作成した寺内を糾弾し、真実を明らかにさせねばならない。権力のいかなる攻撃も粉碎し、竹端、池田両氏と連帯し、松原闘争の戦闘的大衆的發展かちとれ！

十・三二首都に総結集し日帝・藤林体制を打倒せよ！
反革命差別者集団カクマル・日共を粉碎し、松原パークレーン差別デッチ上げ糾弾闘争に総決起せよ！！

解放歌

あ、解放の旗たかく
水平線にひるがえる
光と使命をにないたつ
三百万の兄弟よ
今やドレイの鉄鎖断ち
自由のために闘わん
われらはかつて炎天下
地に足やきはだしの子
さんざんやくのむちふるう時
鮮血かざすけいぎよくの
断頭台下露しげく
鬼こくしゅうしゅう地は暗し

鬼神もおののく迫害や
天地もふるう庄制に
たましい砕け胸やぶれ
恨みをこめてとこしえに
憤幕にさらす死かばねの
上に築きしドレイ国
疾風林雨千余年
九天めぐる太陽も
そうきゆうさゆる月さえも
われらのために照らざりき
狂妄乱無と散る花も
われらがために咲かざりき

あ、しいたげに苦しめる
三百万の兄弟よ
ふみにじられしわが正義
うばいかえすは今なるぞ
涙はうれいのためならず
決然立ちて武装せよ
一致団結死をちか
堂々正義の道ゆかん
行手をさえぎるものあらば
断々乎として破碎せよ
われらをはばむ者あらば
一刀両断あらんのみ

あ、友愛の熱き血よ
結ぶわれらの団結の
力はやがてうれいなき
全人類の祝福と
かざる未来の建設に
殉義の星と輝やかん

決戦局面をむかえた

「橋のない川」公判闘争の完全勝利かちとれ！

関西部落解放研究会連合

はじめに

「橋のない川」公判闘争は、いよいよ最重要局面に突入した。弁護側の提起した全証拠・証人の採否をめぐる決定的段階に突入した。大阪高裁・藤原裁判長の「早期結審・有罪判決」の攻撃を許すのか、それとも弁護側の全証拠・証人の全面的採用を実現し、「早期結審」策動を粉碎し、「橋のない川」公判闘争の勝利への決定的橋頭堡を築くのか否かの決戦局面に突入したのである。すでに藤原裁判長は弁護士に対し、藤原裁判長の差別的・強権的訴訟指揮に抗議する被告・傍聴人を無視し、「傍聴人が出廷しなくても弁護士はきてもらえますね」としやむに「密室審理—早期結審」策動をつっぱしることを公言しているのである。また、検事を公安専門の島田・

田口に入れかえ、検事体制を強化し、階級的憎悪をむきだしにした力による弾圧裁判として強行しようとしているのである。今日、狭山最高裁決戦が、一・二八—五・二二—二三と連続的爆発をかちとり、五・二三を頂点とする中央権力闘争と、それと結合した同盟休校闘争・都連のハンガースト等々創意にみちた部落大衆・労働者人民数十万の実力決起へと発展している。狭山—「橋のない川」を軸とする革命的—戦闘的部落解放闘争の歴史的な大高揚は、日帝との真正面からの激突—階級決戦を不可避としている。大阪高裁・藤原裁判長の「早期結審—有罪判決」攻撃こそ、狭山における日帝・藤林体制の「石川獄死」をねらった「密室書面審理・早期結審—有罪

判決」攻撃と軸を一にした、日帝の体制的重みをかけた革命的―戦闘的部落解放闘争への真向うからの破壊攻撃にほかならない。高裁段階における「橋のない川」公判闘争が、狭山闘争の新たな階級的高揚としっかりと結合されて七〇年代革命的部落解放闘争のひとつの重大な一翼として本格的な胎動をつくりだすことは、あらゆる側面からみて不可避だといわねばならない。今こそ死力を尽して九・二一公判闘争を突破口とする。「橋のない川」公判闘争の勝利への橋頭堡をもぎとり、狭山―「橋のない川」の空前の大衆的決起を実現しなくてはならない。

関西部落研は、「橋のない川」公判闘争への我々のかわりにおける誤りを戦闘的部落青年に指摘され、我々はこの指摘をうけとめ、我々の新たな出発点として、戦闘的部落青年の苦闘に学びつつ、自己批判を深化し、「橋のない川」公判闘争勝利にむかって全力をつくして闘い抜く決意である。

朝鮮侵略戦争前夜情勢と革命的内戦

われわれは、三〇年代をも上回る世界的大破局の急速な到来のなかで、先制的内戦戦略とその現実的、本質

的突破口である二重対峙・対カクマル戦を血みどろになつて闘い抜くことをとおして、七〇年代階級闘争の主導権を断固として握りしめ、巨大な前進をかちとつてきた。革共同は、「三・一四戦闘宣言」をもって、ふたたび立ち帰ることのない血と硝煙の内戦の道―蜂起と革命戦争の道を決然と歩みはじめたのである。

「三・一四戦闘宣言」以降、四〇七月戦争と闘争の大爆発、とりわけ六・一一一六・一五、七・六一七・八、八・三、八・六、八・一一の圧勝というかたちをとおしての七六年前半の革命派の軍事的、闘争的主導権の確立という事態は、ファシスト・カクマルにかつてない深刻な危機にたたきこんだ。反革命カクマルの未曾有の危機をしめす最大のメルクマールは、八・四反革命集会の総破産である。これによつて七六年前半の革命と反革命の力関係が決したといつても過言ではない。「三・一四戦闘宣言」下の戦争的前進が権力との死闘下に長期強靱な内戦を激化、発展させる戦争体制をうちかため、軍事的ヘゲモニーを確固として握りしめて前進していることに心底から恐怖した反革命カクマルは、反革命通信四二八号のトップに「戦争」論文をとりあげ、敗北感のどん底から「必死のとりもどし白色襲撃を叫んでいるのである。

いまこそ錯乱し混乱するカクマルに軍事的決戦をたたきつけ、カクマル完全打倒へつきすすむ。

反帝・反スターリン主義世界革命とその一環としての日本革命の基本戦略、「侵略を内乱へ」をはじめとする過渡的綱領的総路線、「内乱・内戦―蜂起」の路線の實現のすべてをかけて、先制的内戦戦略の本質的突破口としての二重対峙・対カクマル戦争の総反攻完遂に全力を投入しきつて、勝利をわがものとしなければならぬ。全党・全軍は全党戦争化にむかつての戦争意志の決定的高揚、非合法、地下軍の建設、総INF化をもつて、都市におけるゲリラバルチザン戦、蜂起戦として戦い抜かなければならない。

かくして、二重対峙・対カクマル戦は、①侵略戦争の歴史的前夜において、先制的内戦戦略の實現をめざし、②武装と武装闘争、革命戦争と蜂起、暴力革命とプロ独の本質的準備でもあり、③地下軍、非合法党の建設としてあり、それ自身、権力との死闘下において権力闘争、革命闘争の質を場所的にさきどつた戦争である。

内外情勢の基本的動向は、戦後世界体制の解体的危機帝国主義の体制的危機がますます激烈に進展し、三〇年代をはるかに上回る大破局が基本的に不可避になつていくこと、「帝国主義が帝国主義であり、スターリン主義がスターリン主義である限り、帝国主義の侵略戦争、帝国主義間戦争、帝国主義とスターリン主義の一部または全部をまきこんだ国際戦争―世界戦争が基本的に不可避である」という革命的命題の現実性がますます明らかに

なっている。そして世界危機・日帝の体制的危機のもとで、日米帝の朝鮮侵略戦争の歴史的前夜情勢がますます切迫化しているのである。このようなもとでおきた田中逮捕・橋本、佐藤逮捕というロッキード事件の新たな展開は、日帝の体制的危機の底しれぬ深さを鮮明にするとともに、わが革命派の大飛躍のときの到来をさししめしているのである。

情勢は、カクマルが言う如く「口事件の暴露によつて田中派が追放され、『腐敗物』が一扫された日帝は『三木のな』開明的、民主的、非侵略的な道を歩む」「支配階級の分裂という一種の政治危機が醸成し」「一枚岩」的結束をもちえないから日帝の朝鮮侵略はありえない、というのではなく、事態は逆の方向にむかつて進行している。日帝支配者がいまやこれまでのようには統治できない情勢、支配階級内部の分裂が深まれば深まるほど支配階級総体が朝鮮侵略戦争とボナパの統治形態（小選挙区制）天皇制イデオロギーにむかつておしあげられるのであり、その危機の打開にむけて唯一の一致点とならざるをえないのである。

全人民の怒りと活性化がますます激化し、戦争状態と革命情勢とがますますつれあつて接近するような激動期にむかつていかざるをえないのである。こうした情勢は、一方カクマルの反革命的、ファシスト的純化、容帝

反共主義への転落を途方もなくすすめる激動的情勢たらざるをえないのであるが、他方ではそれが先制的内戦戦略の歴史的な正しき、その革命的価値、国際主義的価値をますますあきらかにするのである。今こそ戦争に全力を投入し、激動する大情勢のヘゲモニーを断固として握りしめよ！

狭山闘争の革命的前進と 70年代部落解放闘争の激化

今日、日帝の体制的危機の未曾有の激化と急迫する朝鮮侵略戦争の歴史的前夜情勢の深まりのなかで、部落差別人民分断攻撃が破局的な強まりをみせている。とりわけロッキード事件を導火線とする「五五年体制」の最後の崩壊局面がドラマチックに到来し、三木内閣は強力なボナルチズム政権への過渡的政権としての性格をますます明らかにしつつある中で、一一・一〇天皇在位五〇周年をはじめとする天皇制・天皇制イデオロギーの攻撃と一体不可分のものとしての日帝の部落差別攻撃は決定的な強まりをみせている。

まずオ一には、日帝・藤林体制の攻撃的激化である。日帝・藤林体制こそ、暗黒の寺尾判決護持体制で

あり、寺尾暗黒判決に対する人民の新たな憤激、怒りの決起によりおいつめられた超反動体制にほかならない。なによりも「寺尾判決は立派だ」といひなした大塚裁判官の登用、「最高裁は人権擁護という意味で進みすぎている。」「また審理がながすぎる」「最高裁は時代の流れにのるのではなく、一歩おくられている方がよい」と公言する超反動裁判官栗本などで最高裁オ二小法廷がうちかためられているなかに日帝・藤林体制の階級の本質は明らかではないか！

今日、内藤調査官は「この夏、報告書を作成し、九月頃オ二小法廷へ提出する」と語り、「密室書面審理」有罪判決」攻撃は決定的に切迫化している。十・三一こそ狭山闘争の命運を決する階級決戦としての位置を明確にしている。いまこそ総力をあげ十・三一狭山最高裁決戦に総決起しなくてはならない。

オ二に、狭山差別裁判の強行、「橋のない川」公判の「早期結審・有罪判決」策動の強化、「地名総鑑」などの日帝の部落差別・人民分断攻撃の総路線としての同対審答申攻撃が侵略戦争前夜情勢のなかでますます反動的に整備され、いよいよ鋭きだしかたたちで激化している。日米帝の体制的危機激化のなかで帝国主義の相対的安定「高度成長」を物的基礎とした戦後の同和政策が体制危機の深刻な要因に転化し、欺瞞的同和事業の財政的基

礎そのものが破綻に瀕し、わずかばかりの同和予算さえいたるところで凍結、空洞化、大巾削減され、答申攻撃にはらまれていた破壊性、極差別性がいつそうむきだしに、しかも極限のなかたちでつらぬかれようとしているのである。東京都・兵庫県・埼玉県同和行政問題をめぐる日帝の硬直的姿勢と部落解放運動へのなりふり構わぬい攻撃のエスカレートは、日帝自らもはや「これまでどおりをやつていけない」という体制的危機感にかられた攻撃である。とりわけ、わずかばかりのペテンの同和予算をふりまわし、融和主義的部分への屈服＝侵略翼賛団体化を強要し、部落解放運動とプロレタリア革命運動との戦略的結合を徹頭徹尾破壊しようとする攻撃がかけられている。「部落が破壊されようとしている現在こそ、同対審答申は日帝の部落差別を批判するものとしてある」などという答申擁護路線こそ、こんにちの日帝の攻撃を「答申の理念の実現」として見ず、ますます日帝の部落差別攻撃へ屈服するいがないのである。

今こそ危機の根底的突破をめざし「同対審答申粉碎ノ融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」の革命的部落解放運動の旗をたかだかとかかげ、日帝の体制的危機の突破をかけた日帝の朝鮮侵略に対し革命的内乱を対置しなければならぬ。

オ三に、日帝の体制的危機と同対審答申攻撃の決定的

激化を背景とする既成部落解放運動の没落、崩壊と再編がすさまじく始まる中で、一方では日共、カクマルなどの反革命差別主義集団をも使つて労働者階級人民の内部に部落差別による分断をもちこみ、労働者階級人民を侵略に動員しようとすると同時に、他方では部落解放闘争それじたいの革命的戦闘的發展を内乱鎮圧型＝「八鹿型弾圧、融和主義的制動をも駆使した運動総体の体制内の鎮静化、帝国主義的融和主義（同和会、全解連など）」をつかった「国民融和」「同胞融和」などの排外主義イデオロギーの煽動とそれへの運動の解体、部落民の動員となつて、いればむきだしの階級的利害を費くものとして展開されているのである。しかも、革命的部落解放運動の政治目的と反革命差別集団日共、カクマルの政治目的との激突は、あきらかに暴力的・軍事的決着を求めている。今や部落解放運動は、革命的情勢の急速な接近という中で、革命と反革命の軍事的激突、中間主義の没落は不可避となつていのである。我々は今こそ、二重対峙・対カクマル戦＝反ファッショ解放戦争の爆発を基礎に戦闘的部落解放運動の創成と防衛を断固として実現しなくてはならない。その核心は、「狭山の勝利をめざすのか否か」としてあり、我々は狭山最高裁決戦の空前の大爆発をもつてその最大の回答としなければならない。

決戦局面むかえた 「橋のない川」公判闘争

かくのごとき、部落解放運動をめぐる日帝との激突、革命と反革命の内乱的激突という局面のなかで、「橋のない川」公判闘争は重大な決戦局面をむかえた。

七三年七月二三日、奈良地裁は、部落解放同盟奈良県連青年部を中心とした公判闘争の広汎な戦闘的決起に真正面から反動的挑戦をいどみ、被告崎浜氏に対し「徴役四ヵ月、執行猶予三年」という有罪判決を下した。この七・二三判決は、広汎な部落民、労働者人民の新たな怒りをひきだした、糾弾闘争のいっそうの戦闘的大衆的拡がりをつくりだす発火点に転化した。

五月一七日大阪高裁段階の「橋のない川」公判闘争の勝利めざし、天理市中央公民館における総決起集会を突破口に高裁決戦へ突入した。五月二〇日大阪控訴審才一回公判闘争は、本格的な日帝国家権力との大激突として実現されると同時に、この攻防戦をとおして、大阪高裁藤原体制の差別性、反動性が満天下に暴きだされ、才一審「有罪判決」護持体制としての本質を満天下に示した。部落民の生命とたたかを守る唯一の武器としての糾

弾権の確立をめざす闘いに対し、大阪高裁は差別的意図をむきだしにして、裁判所正門を封鎖し、控訴審でも才一審差別判決を護持し、なにがなんでも崎浜氏に有罪判決を下そうとしていることをあますところなくさしめした。部落大衆、労働者、学生六百名の部隊は正門封鎖をうちくだし、正門柵を一気に突破し、大阪高裁始まつて以来の構内集会を最後まで貫徹した。「正門封鎖」「集会禁止」「機動隊導入」「傍聴制限」「ゼッケン、ハチマキ禁止」という暴圧をしかけてきた。差別裁判長藤原を徹底糾弾するたたかいは、恐れおののき、ろうばい断じて許すことのできない差別発言をひきづりだしたのである。この検事の差別発言とこれを擁護する藤原裁判長の姿のなかに、大阪高裁・藤原体制の階級の本質があますところなく示されているではないか。

七・二三奈良地裁の「有罪判決」は、公判闘争委によって明らかにされたごとく、「①部落差別の歴史と現実とは何か②差別糾弾闘争とは何か③映画「橋のない川」第二部が差別であるか否かを一切明らかにすることなく一方的に「公安条例」を適用し、糾弾闘争を「社会秩序（すなわち差別社会の秩序）」のワク内・法律の枠内に落とし込めようとするものでした。だからこそ奈良地裁は、「公務執行妨害」「傷害」のデッチ上げが公判の中で完

全にバク口されているにもかかわらず、これを一切無視した」7・23奈良地裁判決を貫いている部落民に対する予断と偏見をもろに体现したのもこそ大阪高裁・藤原体制であり、部落民の糾弾権への真向うから敵対、圧殺せんとする体制である。

とりわけ、一・二八―五・二三狭山最高裁決戦の空前の高揚を突破口とする部落解放運動の歴史的な前進とそれに恐怖する日帝国家権力と民間反革命、差別集団との大激突のつまりを背景として、大阪高裁・藤原体制の超反動性、差別性がありますあらわになっている。大阪高裁・藤原体制の「早期結審——有罪判決」策動に対し、弁護側の証拠、証人請求をたたきつけ、これを粉砕するか否かの決定的局面に「橋のない川」公判闘争は直面している。我々は控訴審闘争で、①映画「橋のない川」(第一部)の差別性を徹底的に暴露し、②差別糾弾闘争の正当性、正義性を明らかにし、差別糾弾闘争への圧殺攻撃——部落差別の強化、固定化をうちくだし、③そのなかで沖縄差別をも利用した警察権力による事件のデッチあげを粉砕していかなければならない。

今日、控訴審闘争で最大のヤマとして証拠、証人の採否をめぐる攻防が存在している。弁護側の請求している証拠、証人請求は、

(1) 証人請求

- ① 部落差別と水平社運動について
- ② 部落差別の現実
- ③ 矢田判決と差別糾弾闘争
- ④ 差別映画と日共との闘い
- ⑤ 部落差別とは何か
- ⑥ 部落差別と解放教育
- ⑦ 映画「橋のない川」の差別性
- ⑧ 差別映画上映の真相
- ⑨ 映画の差別性について
- ⑩ 当日の差別糾弾闘争について
- ⑪ その他

(2) 証拠請求

- 映画「橋のない川」(第一部)
- (3) 現場検証
 - (4) 被告人質問 以上である。

これに対し大阪高裁・藤原体制は「弁論は次回で終るんでしょね」「前回の請求内容は、米田証人によって言いつくされている」「弁論を聞いただけで十分に理解できた」と、「早期結審、有罪判決」策動をあらわにし

てきた。今日、「橋のない川」公判闘争の帰すうを決する最大の決戦をむかえている。奈良県連青年部の戦闘的部落青年のハンガーストライキをも含めた多様な戦術の断固たる貫

徹と結合しつつ一・二八十五・二三一全青の闘いの地平をうけつぎ、これと結合し、今こそ「橋のない川」闘争の勝利をめざし総力の決起を実現しなくてはならない。

「同対審答申攻撃粉碎！ 融和主義粉碎、部落解放、日帝打倒！」の旗かがけ、狭山「橋のない川」の勝利へつきすすめ！

「橋のない川」公判闘争の課題の第一は、映画「橋のない川」の差別性を徹底的に暴露するのみならず、差別映画「橋のない川」上映運動それじたいの反革命的な政治目的を徹頭徹尾明らかにし、粉碎することである。

「橋のない川」の基調的内容はつぎの三点につきる。

①差別的民衆の手による屈辱的な部落差別の現実を無批判的に羅列することによって観客の差別的同情を誘発させようとする営利主義的手法、②今井正監督自らの差別的意識を差別的民衆に投影し、それを極度にエスカレートさせて表現するという差別助長的内容、③部落解放闘争の核心的契機をなす部落民の自主解放性に対する極度の差別的憎悪と蔑視、という三点においてその反革命性、差別性は顕著である。差別映画「橋のない川」の差別性を徹底して明らかにし、糾弾権の防衛と貫徹をなしとげ

「橋のない川」公判闘争の課題の第二は、このような差別映画「橋のない川」上映に対する部落民の正当な糾弾権の行使に対し、これを「暴力行為」とデッチあげ、革命的糾弾権を圧殺し、部落差別を反動的に固定化せんとする攻撃に対し、裁判所—国家権力の差別性を徹底的にバクロし、部落民大衆、労働者、学生の怒りをときはならぬ「橋のない川」公判闘争の勝利をかちとらなければならぬ。

「橋のない川」公判闘争の課題の第三は、部落解放運動の天王山ともいうべき狭山闘争の巨大な爆発と固く結合し、「橋のない川」公判闘争を闘い抜くことである。

そして、この三つの課題を革命的部落解放闘争の総路線の中に正しく位置づけ、全人民の高揚を実現しなくてはならない。

第一には、大情勢の激動期の急速な到来、革命的情勢の接近という情勢への唯一の革命的対処としての先制的内戦戦略の物質化、その具体的突破口としての二重対峙・対カクマル戦の勝利めざし総力をあげ決起しなければならぬ。

第二には、戦争としての戦争、内戦としての内戦を基軸に「朝鮮侵略粉碎」「ロッキード事件弾劾」闘争の革命的爆発を駆け闘い抜くことである。部落解放同盟第三十一次大会において「日帝のアジア侵略のオスソワケとし

なくてはならない。と同時に国家権力の糾弾闘争への圧殺を暴露し、「公務執行妨害」「傷害」の崎浜氏へのデッチ上げ攻撃を粉碎しなくてはならない。

「橋のない川」の差別性、反革命性のバクロのたたかいは、同時に、「橋のない川」上映運動それじたいにかけた日共の反革命的な政治目的を徹頭徹尾明らかにし、粉碎しなくてはならない。とりわけ日共スターリン主義の武装反革命としての本質、日共の「部落解放運動」の反革命的な差別の本質を徹底的に暴露しなくてはならない。

こんにち、狭山闘争の歴史的たかまりとその持続的で力強い発展を水路とする七〇年代部落解放運動の革命的発展が、日共スターリン主義の部落解放運動への敵対者、差別者としての本質をくつきりと照らしたし、日共スターリン主義の絶望的危機要因に完全に転化してしまっている。部落解放運動をめぐる総破綻の事態と七〇年代革命総路線の危機打開を日共は反解同分裂策動「全解連」のデッチあげと部落差別を最大限動員した部落解放闘争破壊策動に最後の反革命的延命を託したのであった。その一環として「橋のない川」上映運動は日共の反革命的な政治目的に積極的に位置づけられているのである。したがって、「橋のない川」上映糾弾闘争を、日共の七〇年代反革命総路線を粉碎していくものとしていかなければならない。

「橋のない川」という規定をめぐって深刻な論争がくり広げられたのである。こんにち、部落解放運動は、戦後部落解放運動の物質的基盤の崩壊と行政依存主義的運動形式が破産し、「侵略を内乱へ」の戦略的総路線の一環、日本革命の一環として革命的に噴出するのか、それとも日帝の部落差別—人民分断攻撃の先兵、融和的腐敗の道への転落か、をめぐって激烈な攻防局面のなかに突入しようとしているのである。我々は今こそ、「闘う朝鮮人民と連帯し朝鮮—アジア侵略を内乱へ」「内乱・内戦—蜂起」「反革命カクマルせん滅し、内戦勝利へ」の旗をかかげ闘い抜かなくてはならない。

第三に、戦後的総路線のもとに、戦後体制の崩壊的危機—戦後部落解放運動の行きづまり、とりわけ戦後日帝・高度成長に依拠し、その中で一定差別的に賃労働者として動員された傾向を理念化し、資本主義のもとで対行政闘争を通して部落が解放されるとした朝田理論の破産、右翼スターリン主義・「日本の声」派の反動的な行政闘争への部落解放運動の解消、日共の日帝の部落破壊攻撃を「部落差別が解消される進歩的現象」という反革命的理論、反革命カクマルの「明治維新によって基本的に部落は解消した」「部落民としての部落民の存在などありえない」という部落解消論に対し、部落の解放の道すじを「同対審答申粉碎！ 部落解放・日帝打倒！ 融和主

義粉碎」を鮮明に提起し闘い抜かなくてはならない。
 第四に、日帝の人民分断支配に対し、労働者人民の血債かけた部落解放闘争への決起をおしての、革共同と部落解放同盟との闘う共同闘争の防衛と強化を、カクマル反革命、「日本の声」、融和主義者の策動を粉碎し、実現していかなくてはならない。

日本労働者階級人民の歴史的弱点として存在した「血債問題」を今や「七・七」以降、あるいは狭山―部落解放運動の推進という形をおして、逆に日帝の最弱の環に転化させるという地平を切り拓いてきた。九・二四―十〇・三一闘争の地平をはるかにこえる闘う共同戦線の形式をもつてきたる一〇・三一狭山最高裁決戦を最大の攻防軸とする、部落解放闘争の高揚を実現しなくてはならない。

第五に、革命的部落解放運動の物質化の最大の基軸として、一切の部落解放運動を狭山最高裁決戦と結合させ、狭山闘争の勝利をもぎとっていくことである。とくに狭山闘争の革命的高揚が一貫して中央総結集の闘いを基礎に、革命的政治闘争として発展したことを再確認し、狭山最高裁決戦を中央政治闘争―大衆的実力闘争として闘い抜かなくてはならない。

こんにち、「日本の声」を先頭とする日和見主義・融和主義の潮流は、狭山闘争の推進あるいは「石川一雄氏

をとりもどす運動」と部落解放運動をあたかも対立するもののごとくえがきあげ、狭山闘争を「国民世論形成」にすりかえ、戦術的には、調査官制度を日帝・藤林体制の一環としてみるのでなく、日帝・藤林体制と調査官制度を切り離し、新矢悦二など調査官に対する美化の上に、「差別裁判糾弾」などをいって調査官に「悪い心証」を与えるのでなく、「無実という一点では誰もが一致できるのだから」と日共の「公正裁判路線」「えん罪」論に完全に屈服してしまっている。我々は、いまこそ狭山闘争の前進を革命的部落解放運動の前進、「闘うアジア人民と連帯し、日帝の朝鮮侵略を内乱へ」、「フアシスト・カクマルせん滅、内戦勝利」、「同対審答申粉碎」、部落解放・日帝打倒」の革命的部落解放運動の総路線の物質化の観点からおしすすめ、〈無実・差別〉〈糾弾・奪還・死闘〉の狭山闘争原則のもと、「口頭弁論・事実審理実現・全証拠開示」を戦術環としつつ、狭山闘争勝利にむかつてつきすすまなければならない。

さらに、右翼スターリン主義・「日本の声」派は狭山闘争の中央政治闘争―大衆的実力闘争としての意義を否定し、たたかいは地方分散化させ、体制内的改良主義の枠内に封じこめるため、「狭山闘争―解放教育樹立」なる方針をとえ、狭山最高裁決戦の爆発を未然に封殺せんとしている。我々はもとより、同盟休校、ストライキ

網の目行進、地区集会など部落大衆、労働者人民の自主的、創造的決起の意義を軽視するものでは断じてない。とりわけ、同盟休校闘争は、部落大衆の狭山闘争決起への水路としてこんにちあり、逆に同盟休校闘争が真に意義あるもの、狭山闘争の一環たりえることを保証するものとして中央政治闘争―大衆的実力闘争を提起しているのである。すくなくとも、部落解放運動の指導勢力を自称する部分は、狭山闘争の革命的發展をたたかいたる観点から、狭山闘争を革命的政治闘争として、中央権力闘争としておし進め、部落解放日帝打倒にむかつて徹底して部落民、労働者人民を動員していかなくてはならないのである。戦列内部の融和主義的、日和見主義的潮流の狭山闘争への反動的制動、敵対を粉碎し、一〇・三一狭山最高裁決戦の空前の大高揚を実現しなくてはならない。

こんにち、部落解放運動は、革命的情勢の急速な接近、部落解放運動をめぐる革命と反革命（カクマル・日共など）との激突という基調の中で、総路線が鋭く問われているのである。いわば一個の要求闘争すらが「日帝のアジア侵略」のオスソワケとして「行政闘争」という規定をめぐる深刻な論争なくしてありえないように、革命の問題、権力の問題を回避したところに個別闘争自体の勝利も存在しえないのである。我々は、革命的部落解放運動の総路線の徹底した推進という観点から、「橋のない

川」公判闘争の勝利めざし、全力をかけて闘い抜く決意である。とりわけ弁護側の請求した全証拠、証人の採用めざし戦闘的かつ多様な戦術を駆使し闘い抜いている奈良県青年部の闘いに学びつつ、「早期結審―有罪判決」策動粉碎のため、公判闘争への総力をあげた決起を、狭山最高裁決戦の高揚と結合しつつ実現しなくてはならない。

九・二一を突破口とする高裁段階における「橋のない川」公判闘争に総力を決起せよ、

全青の革命的成果ふみ固め

10.31狭山―首都総力結集へ

反革命差別主義カクマルを総せん滅せよ

全国部落青年戦闘同志会

はじめに

部落解放第二十回全国青年集会は、七月三十一日から八月二日までの三日間岡山県立体育館を中心会場に全国から四千余名の部落青年を結集し、爆発的大成功をかちとった。一・二八―五・二三中央総決起闘争、同盟休校闘争など息づまる決戦的死闘を最先頭で牽引してきた全国のたたかう部落青年が総結集し、最高裁決戦の天王山たる十・三一大決戦へむけて強固な戦闘態勢を築きあげたのである。「同盟休校、スト、すわりこみ、地区集会行進などありとあらゆる創意的たたかいやりぬき、十・三一首都総結集へ」の鮮明な大方針をかかげた革命派は、反動的諸潮流の跳梁を寸分に許すことなく、全青全体を力強く牽引しぬいた。朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まり

のもと、急迫化する日帝・藤林―吉田体制の「密室書面審理」攻撃、「上告棄却」攻撃にたいする階級的反撃、力と力の真の攻防局面、決戦的死闘の局面がここにはつきりときりひらかれたのである。いまこそ、石川一雄氏の血のにじむような獄中不退転の決死的たたかいに連帯し、最高裁決戦勝利―狭山闘争の歴史的勝利のために総決起しなければならぬ。十・三一首都大決戦こそは、そうした最高裁決戦の天王山であり、石川氏の生死、革命運動と部落解放闘争の全帰趨がかげ値なしにかけられた歴史的決戦としてたたかわれようとしているのである。全国の同志諸君、七六年後半の完勝にむけ、党的危機を深めるファシスト・カクマルに仮借なき赤色テロルの

猛打をあげせかけ、戦争勝利の基礎のうえに十・三一首都大決戦の全人民的爆発へむかつて進撃せよ、全国の戦闘的部落青年はその最先頭にたてよ

①全党・全人民は今秋 軍事決戦に蜂起せよ

世界危機―日帝危機―朝鮮侵略戦争前夜情勢下において、田中逮捕―自民党危機を決定的焦点とするロッキード情勢のあらたな展開は、自民党危機の爆発的發展↑↓日帝の体制的危機の激化↓「侵略と反動と暗黒」の攻撃の激化としてさまざまの危機となつて爆発的に發展している。まさに侵略と反動、暗黒と腐敗か、革命的内乱かのヘゲモニーをめぐる激烈な内乱・内戦過程に全社会的に突入したのである。われわれは世界危機―朝鮮危機―日帝危機―政治危機という情勢に革命的に対応して、かかる階級闘争総体の激動的発展の最先端・最基軸に位置している二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファシスト解放闘争の勝利のためにいっさいをなげうって総決起してゆかねばならない。

このような激動する大情勢をめぐる革命と反革命のしのぎをけざる内戦的情勢の激烈な発展・展開という情勢のなかで、われわれは軍事的主導権の不拔の確立へむか

つて決定的勝利を握りしめてきた。それは、三・一四宣言物質化にかけた革共同の不拔の決意、先制的内戦戦略によつて武装されたわが革命派の敢闘精神、なにものもも恐れぬ英雄精神によつてもたらされたものにほかならず、こうした血のにじむような戦いが八月革共同集会の空前の爆発的成功となつて結実されているのである。

革命派が圧勝につぐ圧勝をかきね、ファシストにおびただしい流血を強制しつつ進撃してゆくなかで、ファシスト・カクマルはこんち結党いらいの危機にたたきこまれていく。かれらは、よりいっそうの錯乱と混乱、革命的純化と凶暴化、絶望的的白色テロへますますのめりこむがいかにいかなる道ものこされてはいないのだ。

われわれは、三・一四宣言で全身武装し、全党の戦争化とその一環たる全党・全人民の総インフ化をかちとり、建軍闘争の革命的前進のために全党・全人民のあらゆる力を結集し、三・一四復讐戦貫徹Ⅱ総反攻完遂へむけてファシスト・カクマルの胴体に、心臓に猛然と赤色テロルの嵐をたたきつけてやらねばならない。九月軍事決戦―今秋決戦を、対カクマル戦史上の重大な決戦として爆発させなくてはならない。

②革命派が圧倒的に 牽引した第20回全青



7月31日から8月2日までの三日間、全国から四千余名の部落青年を結集し爆発的成功をかちとった部落解放第20回全国青年集会。全青を革命的に牽引した革命派の前段総決起集会。

狭山最高裁決戦はいま、十・三一をまえにして決定的に重大な局面をむかえている。かの大塚裁判官の寺尾判決賛美発言にくわえて同じく最高裁第二小法廷の狭山担当判事栗本一夫は、「最高裁は余りにも人権擁護が進みすぎている。審理の短期化が求められている」「地裁、高裁の判決をくつがえすような思いきった判断を下すべきではない」という、むきだしの「密室書面審理」「寺尾判決護持」発言をおこなったのだ。かくして、日帝・藤林一吉田体制が、「寺尾判決護持」の裁判官でかためられていることがよりいっそう明白となったのである。われわれは、一刻の猶予もならない。日帝・藤林一吉田体制の、体制的危機感、狭山闘争爆発への危機感をむきだしにした反動的攻撃にたいして、いまこそ決戦的闘争態勢をうち固め、獄中十四年、不屈の解放精神をもえたたせ、長期拘留ゆえのあらゆる病苦とたたかい、決戦への決意をうち固めている無実の石川氏と連帯し、「寺尾判決護持」上告棄却」策動を粉碎しなくてはならない。いまこそ石川一雄氏を奪還しなくてはならない。十・三一狭山決戦を、「首都総結集—中央権力闘争」として革命的に爆発させること、従来の狭山闘争の水準をもはるかにこえる全人民的決戦としてかちとることに、そのいっさいの帰趨がかかっているのである。

第二十回部落解放全国青年集会は、このような緊迫し

た情勢のもとでかちとられた。

集会第一日目の七月三十一日、解同福岡県連、山口県連、兵庫県連によるそれぞれ独自の前段総決起集会をもって全青の火ぶたはきつておとされた。

この日、福岡、山口県連の戦闘的大部隊は、早くから全体会場の岡山県立体育館前を、「最高裁決戦勝利」「十・三一首都総決起」の戦闘的息吹で席卷しつくした。会場正面入口には、「ロッキード事件弾劾・日帝の朝鮮侵略粉砕」「十・三一首都総決起へ」「地名総鑑・部落リスト徹底糾弾」「天皇在位五十年式典粉砕」などの革命的スローガンが大書された福岡県連の巨大な横断幕がかげられ、そのもとで戦闘的総決起集会がかちとられた。

午後一時からの全体集会に結集する全国の部落青年には、第二十回全青の歴史的任務と狭山最高裁決戦勝利の指針を鮮明に提起した戦闘同志会機関紙「進撃」がしっかりと手わたされた。またわが白ヘル宣伝工作部隊の力強いアジテーションは、会場一帯にくまなくひびきわたっており、たたかう部落青年の真摯な注目と圧倒的共感をよびおこしていった。そして、狭山闘争の革命的指針をもとめる多くのたたかう部落青年は、わが戦闘同志会機関誌「荊冠」を奪いあうように買い求め、いたるところで革命派とはやくも討論の輪ができたのである。

午後一時、岡山県立体育館一、二階をうめつくす四千

余名の熱気が充満するなか、いよいよ全体集会が開催された。経過報告は、新矢主任調査官のもとの「書面審理」策動、大塚喜一郎裁判官（最高裁第二小法廷）の発言問題が「最高裁が早期上告棄却をもくろんでいることを示すもの」と指摘しながらも、最高裁決戦方針をなにとつ提起できないという無展望、無方針状態をさらけだし、敗北主義・日和見主義・清算主義の深刻性をあらためてつきつけるものとなった。また、基調提案においても、狭山情勢の切迫性、危機性を正しく把握することができず、十・三一決戦方針をなにとつとして提起できないという戦列の危機を決定的に露呈するものとなったのである。

ひきつづいて満場の拍手のなかで登壇した在日韓国青年同盟・中央本部、金光男氏の記念講演は、日米帝国主義の朝鮮侵略戦争前夜情勢下での全青の歴史的位置とその核心的任務をくつきりとうきばりにするものであった。金氏は、朴独裁体制の苛烈な極限的人民弾圧と真向から血みどろの闘争を展開する南朝鮮・韓国学生人民の反日・反米・反朴のたたかいが凄絶なる様相を呈していることを明らかにし、さらに朴の弾圧強化と一体的に日帝の朝鮮侵略が恐るべき勢いで展開されている現実を克明に、だが満腔の怒りをこめて暴露・糾弾し、日本人の血債をかけた連帯を熱烈によびかけたのである。

会場をうめつくした四千余の部落青年は、金氏のこの熱烈な連帯アピールにこたえ、弾圧されても弾圧されても不死鳥のごとく決起する朝鮮人民の不屈の解放精神に学び、血債の精神で徹底的に武装し、「たたかう朝鮮人民と連帯して侵略を内乱へ」のたたかいに総決起することをしつかりと誓いあったのである。

集会の雰囲気が高潮に達するなかで、全体集会のいまひとつのハイライトであり、本全青の核心的方向性をてらした石川一雄氏の獄中からのメッセージが代読された。「狭山闘争は公判闘争始っていろいろ、最大の死闘的正念場に突入している」と最高裁決戦情勢の核心をえぐりだし、「寺尾暗黒判決絶対護持を階級の使命とする最高裁」との「決戦の大攻防」への総決起を訴える石川氏の血叫びは、全参加者の決戦勝利の決意をあらためてかきたて、なんとしても石川氏に心え、奪還することを満場の拍手と歓声で確認しあつたのである。

二日目は、十三分科会にわかれて論議が展開され、一日目全体集会の戦闘的熱気をうけついで新たな高揚を示した。とくに、全体の基軸をなす「狭山闘争分科会」では、革命派が終始反動的逆流を圧倒しつくり、革命的指導勢力としての威風をまざまざとさし示した。

早朝から分科会会場前をとこせましと陣どつた解同福岡県連、山口県連、群馬県連などの戦闘的大部隊が、

「青年と平和」「共同闘争」「差別糾弾闘争」など他のすべての分科会においても革命派は完全に反動派を圧倒、革命的反戦闘争朝鮮侵略粉砕闘争、天皇闘争、狭山闘争、差別糾弾闘争、対日共・カクマル闘争という部落解放闘争の今日的諸課題を唯一、鮮明な路線をもって牽引し、部落解放青年運動のゆるぎない主流としての位置をくつきりとさし示したのであつた。

三日目全体集會は、一階中央を制圧した福岡県連七百の戦闘的大部隊を基軸に、山口県連、奈良県連、群馬県連など戦闘的潮流が終始全体を牽引した。

かくて、第二十回全国青年集會は、革命派の堂々たる力を基礎に戦闘的潮流が反動的逆流を完全に封殺し、十・三一首都大決戦の全人民的爆発へむかつて確固不拔の戦闘態勢をうち固めるといふ画期的、歴史的な大成功をかちとつたのである。

③全青の革命的意義と 10・31決戦の課題

第二十回全青を革命派の力強い牽引力によって爆発的成功に導いた意義は、はかりしれないほど大きい。

多数の荊冠旗、巨大な横断幕をかけた、独自の前段総決起集會をかちとつた。これをうけて、「狭山分科会」は福岡、奈良、群馬、大阪、山口をはじめとした戦闘的部落青年がつぎつぎと発言にたち、分科会を戦闘的革命的な高揚へむけて力強く牽引した。

論議は、①侵略戦争前夜情勢の深まりのなか、たたかう朝鮮人民と連帯し侵略粉砕闘争に総決起すること、②現代のファシストカクマルを完全打倒し、日共・カクマルの狭山破壊策動を根絶すること、③同盟休校、スト、すわりこみ、地区集會、行進など、ありとあらゆる創造的創意的たたかいをやりぬき、十・三一首都大決戦に総決起すること、を基調に、大塚発言糾弾・忌避勧告闘争同盟休校闘争総括など当面する最高裁決戦の戦術上の諸問題についての革命的指針を徹底的に明確にするものとなった。発言の八割以上を革命的戦闘的潮流が制圧し、論議を戦闘的に牽引するなかで、右翼スターリン主義「日本の声」派が危機感にかられ、追いつめられるかたちで発言した。かれらは、すでに破産しつくりした「地域闘争」の反動的対置(を口実とする中央闘争からの逃亡)路線を歴史の屑かごからひろいだし、か細い抵抗を試みたのであるが、満場のヤジと冷笑のなかであつてなく退散、体制内改良主義(構改)路線の反動性を自己暴露し、無総括、無方針、無展望ぶりをさらけだしたのである。



三日目、全体集會の開催をまえに会場中央に陣どり、10・31狭山首都決戦の全人民的爆発へむけ、熱烈な総決起のアジテーションを行う戦闘的部落青年。革命的戦闘的潮流は、反動派の跳梁を許さず、堂々たる力をもって全青全体を完全に牽引した。

首都総結集 方針を明確化

第一に、十・三一首都総力結集へむかつてゆるぎない戦闘陣型をつくりあげたことである。狭山闘争の大衆的実力闘争、中央政治闘争としての意義を否定し、たたかいは地方分散化させようとしたり体制内改良主義の枠内に封じこめようとする傾向を徹底的に粉碎し、十・三一決戦を首都総力結集のたたかいとして実現すること、これこそ勝利の唯一の道であることがこのうえなく鮮明にされたのである。

五・二三決戦は、日比谷野首一万五千の中央政治闘争としてのたたかいを基軸に、それと結合した同盟休校十万人、地方集会などのかたちをとった全国三十万の総決起を実現し空前の戦闘の大高揚をかちとった。日共・カクマル反革命差別集団の狭山闘争「鎮静化」願望、「日本の声」派ら既成指導部の敗北主義的、日和見主義的後退を完全に封殺し、革命派の力強い党的牽引力によって、日帝・最高裁との大衆的実力的対決の局面をきりひらき、決戦勝利の戦略的構図をがちりとうちたてたのであった。

体制的危機―革命的情勢の接近に規定された部落解放運動の流動的再編のなかで、開始された部落大衆の戦闘

的流動化、活性化に大胆に依拠し、それを革命的路線にそって方向づけ、中央政治闘争、首都総力結集のたたかいを基軸にそれと結合させるかたちで同盟休校をはじめとした創造的大衆的たたかいをやりぬくことよって、一・二八ですでに芽えつつあった革命的戦闘的方向性を真に物質力あるものとして日帝にたたきつけたのである。

かくて、五・二三決戦は、日帝・最高裁との決戦的激突局面を大きくきりひらき、十・三一首都大決戦の全人民的爆発へむかつての戦闘陣型を圧倒的にうち固めたのである。

日帝・村上をうけついで日帝・藤林体制は、狭山闘争のかかる決戦の高揚に追いつめられ、一挙に超反動的攻撃を強めている。上告趣意書がすでに提出され、法的にはいつでも「上告棄却」をいいわたすことが可能なことを最大限利用しながら、力の論理をむきだしにした攻撃にうってでてきているのである。

内藤丈夫上席調査官、新矢悦二主任調査官のもとで、すでに四月段階から「報告書作成―書面審理」が進められ、「今秋にも最高裁第二小法廷に提出される」といわれているのである。決定的に重要なことは、「調査官審査」がたんなる予審的、事務的手続では断じてなく事実上の書面審理だということである。まさに、「密室書面

審理―上告棄却」攻撃がますますにくりひろげられているということなのである。情勢は、決定的に重大である。

大塚、栗本発言を 徹底糾弾せよ

こうした狭山情勢の決定的緊迫化のなかで、狭山闘争の高揚がひきずりだした「大塚発言」「栗本発言」こそは重大である。最高裁第二小法廷を構成する裁判官の一人たる大塚喜一郎は、かの暗黒差別判決、寺尾判決がうちおろされた七四年十月三十一日当日、中央大学司法試験合格者祝賀会の席上で、「寺尾裁判長は毅然として、あのような立派な判決をだした。寺尾裁判官は本学出身であるけれども、諸君も、先輩にこのような立派な法曹がいることを誇りに思い、世の風潮に左右されず、実務法曹としてはげんでほしい」などといった言辞を公然とうらした。それはまさに、かの寺尾が公判にさいして

「『自白』には任意性がある」「一審公判調書は信用できる」と「グロ」の心証をあらさまにしていたのと比しても、よりいっそう露骨で反動的なものである。この大塚がこんにち狭山担当第二小法廷を構成する裁判官であるという事実は、日帝・最高裁藤林―吉田体制が寺尾判決護持体制であること、朝鮮侵略へむけて無実の石川一雄氏をイケニエとし部落差別―人民分断攻撃を破局的に激化さ

せようとしていることを満天下に証明しているのである。また、同じく第二小法廷構成裁判官の一人である栗本は、「最高裁は余りにも人権擁護が進みすぎている。審理は長すぎたはならず審理の短期化がもとめられている」「最高裁は（地裁、高裁の判決を覆すような）思いきつた判断を下すべきではない」といったような歯に衣を着せぬ反動的言辞をほしいまににして「上告棄却」を公然と主張しているのである。われわれは、この大塚発言、栗本発言を満腔の怒りをこめて糾弾するとともに、大塚・栗本発言への大衆的怒りをほりおこし、それをバネとして十・三一へ驀進しなくてはならない。

日帝・藤林―吉田体制の反動的性質はいまやまったく明らかである。日帝・藤林体制は、日帝・村上を継承し反動的危機感をむきだしにしながら力の論理をふりかざした狭山正面突破攻撃、「上告棄却―寺尾判決護持」攻撃をなりふりかまわずしかけてきているのである。もはや力対力の正面激突がいよいよいかなる結着のつけ方も存在しないことは、満天下に明らかだといわねばならない。狭山情勢の現段階的構図は、このようにかつてなく鮮明である。いま決定的に問われていることは革命派が狭山闘争をめぐる広範な大衆の流動化、活性化に大胆に依拠し、それをわが革命的路線にそって正しく方向づけ、その力のいっさいを狭山闘争の中央政治闘争、大衆的実

力闘争としての爆発に結びつけること、十・三一首都総力結集の全人民的爆発にありとあらゆるたたかいを結びつけ、集約し、その力で日帝・藤林体制を打倒すること、これである。まさに十・三一決戦を中央政治闘争Ⅱ大衆的実力闘争として爆発させることのなかにいつさいがかかっているのだ。

もともと狭山闘争は、公判闘争というかたちをとりながら日帝・国家権力と部落大衆、労働者人民の力とが真向から対峙し、しのぎをけずる死闘を展開基軸に、この階級の攻防戦に全人民を動員することによって全人民的発展の局面をきりひらいてきた。中央における公判闘争はそれじしん革命的な政治闘争のあり方として、そこに全人民を結集し闘争の戦闘的爆発をおして敵の反動との具体的な政治的力関係を変動させる狭山闘争のもつとも基軸的で、もつとも革命的な役割を果してきたのであるが、こんにち日帝・藤林体制の公判を開かないという攻撃のなかで、中央政治闘争としての狭山闘争の革命的力をひきだし、公判闘争の役割を今日的に継承・発展させるたまたか一方、首都総力結集こそが決定的にもとめられているのである。

同盟休校闘争は、かかる中央政治闘争としての狭山闘争の発展、狭山闘争の全人民的爆発の決定的一環であり、部落民の狭山闘争への戦闘的決起の水路、その一過程と

しての意義をもつものとして位置づけられなくてはならず、それゆえ、首都総結集Ⅱ中央政治闘争としての狭山闘争の爆発をたたかいたることを基軸に、それに、盟休闘争を結合し、集約してゆく観点、中央政治闘争の爆発をもって他を牽引し、狭山闘争を全体として戦闘的革命的な方向に導くという観点がたえずふまえられなくてはならないのである。全青では、このような観点から一・二八一五・二三闘争の総括論議を深め、いつさいの結論として十・三一首都総力結集の圧倒的実現を固く確認しつつたのである。

「声」派の敗北主義的 地方分散方針を粉砕

このようなたたかいが決定的に要請されているときに、「日本の声」派を先頭とする戦列内部の日和見主義的部分は、日帝・藤林体制の階級の本質をアイマイにさせ、狭山闘争の中央政治闘争Ⅱ大衆的実力闘争としての本質を否定し、たたかいを地方分散化させて日帝との対決を回避し、体制内改良主義へますます傾斜するといった敗北主義的対応を深めている。とくに「日本の声」派は、狭山情勢の決戦的につまり、敵の反動の激化にたいして革命的立場をなにとつ対置できないばかりか、革命派の牽引による狭山闘争の中央政治闘争としての爆発にた

いする反動的恐怖にかられ、地方分散の方針Ⅱ体制内改良主義路線を対抗的に対置し、狭山闘争高揚にたいする逆流、反動的勢力への道を転落しているのである。こうした「日本の声」派をはじめとした戦列内部の敗北主義的動揺を弁護団レベルで反映したものがこそ、「狭山闘争は部落解放運動としてではなく、石川氏を救援するという運動でなくてはならない」という発言にほかならない。こうした見解、狭山闘争の核心を破壊し抽象的な救援運動路線に身を託すいがい何らの展望もない敗北主義的主張がとびだすほど、戦列の日和見主義的部分の危機と動揺は、深刻なのである。このような路線によつては、石川氏を奪還するという焦眉の課題そのものが決して実現されないのだ。

第二十回全青は、最高裁決戦の天王山たる十・三一首都総力結集の圧倒的実現へむけて、そうした戦列の敗北主義的動揺、その路線的根拠たる「えん罪Ⅰ国民運動・世論形成」なる「こえ」派の体制内改良主義路線を文字どおり徹底的に爆砕、一掃しつつし、空前の首都総力結集態勢をうち固めることになったのである。

部落解放の 革命的総路線で武装

第二に、朝鮮侵略戦争前夜情勢Ⅰ革命的情勢への急速

な接近に規定されて部落解放運動がさまざまの流動的再編過程に突入し、既成融和主義潮流が没落・分解・分裂化を深めるなかで、いまや革命派の革命的戦闘的指導勢力としての現実的登場がはつきりと要請される時代に突入したことが、第二十回全青はこのことをかつてなくつきりとうきばりにしているということである。

戦後世界体制の解体的危機の未曾有の深まりのなかで、こんにち日帝は体制的危機をかつてなく深刻なかたちで激化させ、朝鮮侵略戦争へむけた凶暴な侵略と反動と暗黒の攻撃を強めている。そしてロッキード事件の顕在化とその超反動的のりきり過程は、ブルジョア支配階級内部の矛盾激化をテコに自民党支配の危機をひきだし、体制的危機をいつそう破局的に促進させてゆくと同時に、かかる体制的危機をより凶暴なかたちで突破してゆくものとして侵略と侵略戦争、ボナパ的の衝動を激烈にかきたるものとなっているのである。七・二七田中逮捕にみられるように事態は、いまや完全に「政治危機Ⅰ侵略的、反動的、暗黒的諸攻撃Ⅰ階級的激突Ⅰ政治危機の激化」という危機のラセン的・累進的激化の過程に突入しているのである。

部落差別Ⅰ人民分断攻撃こそは、かかる体制的危機と革命的情勢の接近という時代における帝国主義の伝統的体制護持政策Ⅱ「最後の切り札」として、破局的強まり

をみせているのである。そしてその最基軸に位置するものこそ、同対審答申路線にほかならない。

それは、①部落民の生活と生業の破壊、居住と地域の破壊の再編、②「部落」悪の巢」とする虚偽の差別主義イデオロギーの宣伝、流布、③部落民の自主解放闘争（差別糾弾闘争）への八鹿型弾圧強化と運動の融和主義的解体、④総じて、部落解放運動とプロレタリア革命闘争との戦略的結合の破壊、部落民と労働者階級人民の侵略・侵略戦争への総動員、といった恐るべき反動的諸攻撃を体制的に包括した、いわば七〇年代部落差別攻撃の総路線をかたちづくるものなのである。

換言すれば答申攻撃は、戦後的「同和」政策の単純延長線上に位置するものではなく、従来の欺瞞的部分的「同和」政策が体制的危機のなかで破綻し、ぎやくにそれが鋭い体制的危機要因に転化してしまったことを、部落差別攻撃の極限的エスカレートで突破しようとする攻撃だということなのである。朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりのなかで、帝国主義の相対的安定、「高度成長」を物的基礎とした戦後的同和政策が完全に破綻し欺瞞的同和事業の財政的基礎そのものがいまやまったくゆきづまり、わずかばかりの同和予算さえ、いたるところで凍結、空洞化、大巾削減され、答申攻撃の本来的な姿がむきだしのかたちで、しかも極限的につらぬかれようとしている

をたてて崩れ落ちようとしているのである。

右翼スターリン主義「日本の声」派は、既成解放運動の最右翼的補完物として、この危機を右から突破しようとしてこんにち登場してきた。体制的危機の激化―部落差別攻撃の激化―既成解放運動の混迷、分裂化という激動的事態のもとで、かれらは自己の体制内改良主義路線の無力性、対応不能性をさらけだし、党的危機、総破綻的危機を深めながら、そこからの反動的延命脱出の道をさらなる体制内改良主義的純化、行政依存主義的泥沼化のなかにもとめ、利権と腐敗の全面的擁護者、たまたかのスターリン主義的敵対物としての本質を決定的にあらわにしているのである。「日本の声」派は、帝国主義に右翼スターリン主義の立場から屈服し、その反動攻撃の先兵となり、帝国主義の危機救済者として登場することによって延命するという激動期のりきり路線につき進んでいるのである。

39 119

そして、このような反動的潮流をもつとも反革命的に体现しているのが、帝国主義の侵略と反動の先兵、反革命差別集団、ファシスト・カクマルなのである。「部落民」ポロクズ」論、「石川氏」有罪」論、「最高裁闘争はロクなものにならない」論、「最高裁」有罪確定」論など、あらゆる狭山闘争破壊の論理をふりまくカクマルをせん滅する度合にに応じて、その血の量に応じて、狭山

のである。

東京都、兵庫県同和行政問題をはじめとして、全国的にこんにち一般化されはじめている同和行政をめぐる日帝の硬直的姿勢と、日共・同和会などを動員した「窓口」の分断―行政闘争圧殺策動は、日帝自らもはや、「これまでどおりにやってゆけない」という体制的危機感にあられた攻撃であり、部落大衆の怒りとたたかいを力づくのボナパの総攻撃で正面突破しようとする、絶望的な攻撃を意味するものにほかならないのである。

体制的危機の深化と

部落解放運動の再編

部落解放運動の融和主義的潮流は、かかる日帝の攻撃の激化、帝国主義の「同和」政策に依拠した行政依存主義的運動形式とその基盤が崩壊してゆくなかで、狭隘化し縮小する同和事業とその利権をめぐって深刻な分解過程にたたきこまれていく。そして同時に、既成解放運動の諸潮流は、かかる錯綜した分裂、分解、混沌化を深めつつしかし総体としてはますます行政依存主義的、融和的方向を強め、一部では天皇制イデオロギーと結びついたり、その白色テロルの動員をもって延命脱出を策動するといった傾向を強めているのである。スターリン主義と社民主導型の戦後部落解放運動は、こうしていまや音

最高裁決戦が前進することはいまやたたかう全人民の共通の確認となりつつあるのだ。

他方、かかる既成諸潮流の混迷、分裂化の深まり、反動的融和的純化のなかで、そうであればこそ、部落大衆の怒りとたたかいはかつてなく広範に高まり、活性化、流動化がドラスティックに展開されているといわねばならない。狭山闘争こそは、そうした部落大衆のたたかいをたえず戦闘的革命的に表現し、部落解放運動の今日的な流動化、活性化に一個の明確な政治的方向性をあたえるたたかひの最基軸に位置しているのである。そしてわが革命派は、この狭山闘争に全力で決起し、これを革命的に牽引することによって「同対審答申攻撃粉砕」「融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒」の革命的総路線の力強い物質化をかちとり、広範な部落大衆の活性化、流動化を部落解放運動総体の戦闘的前進に結びつけ、革命的部落解放闘争の本格的飛躍的発展のための革命的条件を猛然とときりひらきつつあるのである。

まさに、部落解放運動の流動的再編の過程が勢いよくはじまっているのである。狭山闘争の革命的前進か、その反動的解体かを焦点に革命と反革命、革命と日和見主義が正面から激突し、ヘゲモニー争奪戦が激烈にくりひろげられるのである。このことは侵略戦争に窮極的には屈服していった全水の負の歴史をくりかえすのか、それ

とも行政依存主義を脱して真に部落解放・日帝打倒をめぐり自主的革命的な方向に発展するの、という三〇年代的試練に今日的にこたえることを意味しているのである。ここに狭山最高裁決戦情勢の成熟と全青の歴史的位置を規定する最深の根拠があるのであり、革命派は、革命的部落解放闘争の総路線と「戦闘的部落解放闘争の創成と防衛」のスローガンを高々とかけ、反動的諸潮流の敵対を猛然とはねのけて、全青の革命的爆発を牽引し実現したのである。

対カクマル戦の勝利を基礎に

勝利を基礎に

十・三一決戦は、全青のきりひらいた画期的地平のうえに、それをいちだんと煮つめ凝縮した階級的諸関係、構図のもとにたたかわれようとしていたのであり、そのいっさいの命運は革命派の双肩に厳しくかかっているのである。

第三に、ある意味ではこのことが決定的に重要なのであるが、全青の革命的爆発が、わが先制的内戦戦略の圧倒的物質化と、その突破口をなす三・一四復讐戦貫徹の総反攻完遂の血みどろの戦争の前進に根底的にささえられ、ひきだされながら実現されたものだというところで、先制的内戦戦略とその直接の本質的突破口としての

二重対峙・対カクマル戦は、革命闘争のすべての綱領的・戦略的諸問題を戦争の原理のうちに必ず包摂したかたちをとりながら、絶対的死活性をもって普遍的に発展させる原動力であり、あらゆる闘争を高揚・発展させる牽引力である。激動する大情勢のもとで、七・六新岡せん滅、七・八安保協粉砕闘争の革命的大高揚、七・一五角野せん滅、七・一七一九全学連大会の画期的大成功、七・二二松本せん滅、八月革共同集会の爆発的成功というこのかんの圧倒的勝利は、この関係をもちともよく証明しているのである。

全青の爆発的成功もまた、朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まり革命的情勢の急速な接近のなかで、その最先端・最基軸において戦われているわが革命的内戦によつてはげまされ、ひきだされるかたちで戦争勝利の土台のうえにたたかいとられたのである。全青の爆発的成功を核心的にささえ、それを決定づけた力こそ、革命派の血のにじむような戦争の前進であり、全青をも革命的内戦の一環としつつ戦いぬいた革命派の革命的牽引力であり、底力なのである。

狭山闘争は、いよいよ十・三一大決戦を最大の焦点としながら、日帝・藤林体制との全面激突の局面、最高裁決戦の最大の決戦的死闘段階をむかえている。十・三一決戦こそその天王山であり、その決戦の帰趨に、石川

氏奪還の成否が、七〇年代革命と革命的部落解放闘争の未来がかけ値なしにかけられた歴史的決戦としてたたかわれようとしているのである。

4 カクマルせん滅し

10・31首都決戦の爆発へ

十・三一決戦を天王山とする最高裁決戦は、あらゆる側面から決戦中の決戦としての煮つまりをみせている。狭山闘争の歴史的勝利の命運が、石川氏奪還の成否が、革共同と革命勢力の未来が、この十・三一決戦のゆくすえにかかっているのである。われわれは、先制的内戦戦略の圧倒的物質化の道に現代革命の壮大な革命的展望にがつちり立脚し、全青の革命的画期的勝利から十・三一へむかつて、この息づまる死闘に猛然とちかぬいてゆかねばならないのである。いまや十・三一決戦へむかう革命派の任務は、鮮明である。

第一に、全党の戦争化、建軍闘争の視点をしっかりと堅持しつつ、大戦争、決定的戦闘を反革命ファシストの胴体におちこむことである。また、全党・全人民の総インフ化・インフ戦争の大前進を大胆に推進することは、戦争の主導権をにぎりしめてゆく戦いにとって決定的に重要である。戦闘的部落民は、三・一四復讐戦貫徹の総反

攻完遂の決定的勝利へむけ、先制的内戦戦略物質化の戦いに総決起し、全党・全軍の最先頭にたてよ！

第二に、田中逮捕―日帝危機の爆発的激化に対応して「侵略と反動の先兵カクマルをせん滅し、たたかう朝鮮人民と連帯し、日帝の朝鮮侵略を内乱へ」の過渡的スローガンのもと、十・二二闘争に最大の照準をあわせて、朝鮮侵略粉砕・ロッキード事件弾劾、小選挙区制導入粉砕、天皇在位五十年祭粉砕闘争の大高揚をかちとることである。また八月革共同集会の爆発的成功のいっさいの成果を大胆に党建設へと結実させるべく全力をあげてたたかいぬかねばならない。

第三に、革命的部落解放闘争の路線、狭山闘争の原則を徹底的につらぬき、盟休、スト、すわりこみ、地区集会、行進などありとあらゆる創造的たたかいをうちぬきそれらいっさいの力を十・三一首都大決戦に集約し、空前の全人民的爆発を実現することである。とくに「密室書面審理」攻撃―「上告棄却」策動粉砕という戦術的環をにぎりしめ、日帝・藤林―吉田体制を打倒しなければならぬ。寺尾判決を公然と支持し「上告棄却」を公言する大塚喜一郎裁判官、栗本一夫裁判官を糾弾し、罷免せよ！石川氏のアピールを共同綱領とし、寺尾判決粉砕、石川氏奪還へむけて事実審理・口頭弁論・全証掘開示、石川氏保釈かちとれ！

第四に、反革命ファシスト・カクマル、日共反革命差別集団の狭山破壊策動を根絶し、たたかう共同戦線のことその強化・発展をかちとり、狭山闘争の全人民的動員態勢をつくりだすことである。「石川氏『有罪』論」、「部落民『ボロ屑』論を公然と主張するファシスト・カクマルをせん滅し反革命的介入策動を粉碎することは、十・三一決戦勝利の絶対的死的な前提である。

第五に、官民一体となった極悪差別文書『特殊部落地名総鑑』「全国特殊部落リスト」にたいする歴史的糾弾闘争の巨大なうねりをつくりだし、狭山闘争と結合してゆくことである。

全国の同志諸君！ わが革共同―中核派、同志会・部落研に結集し、狭山闘争の歴史的勝利へむかって、十・三一首都決戦へむかって総決起せよ！

破防法研究²⁸ ¥500

東京都港区新橋二の八の十六
新橋石田ビル 振替東京24666

●政治危機と ●天皇〈制〉

「封建論争」に関する党
え書 浅田光輝
象徴制天皇主義の展開
状況 丸山照雄
日本共産党一臣民の党
への転落 植松安太郎
断想―天皇と日本共産
党の五十年 城戸昇
皇居バチンコ事件から
七年 奥崎謙三
久米島虐殺から三十二
年 石塚雄人
天皇制支配の深層
川口揚
戦後政治と天皇〈制〉年表
天皇コラージュ 山下第二

西村豊行―裁かれた
金天祐君たちの真実(3)
木村 壮・高木建―
破防法裁判意見陳述
浅田光輝―破防法公
判傍聴記41・42・43

●本の紹介 戸村一作著
「小説・三里塚」―水戸敵
植松安太郎著「わが道に荊
はみつれど」―浅田光輝

「日本の声」派の反動的敵対のりこえ

十・三一首都大決戦の空前の爆発を

加 茂 進

へはじめに

狭山闘争史上、未曾有の決戦的死闘局面が訪れている。狭山闘争の歴史的勝利の命運、石川氏奪還の成否、革命的部落解放闘争の歴史的興廃が、一点この最高裁決戦の行くえにかかっているのである。10・31暗黒寺尾判決二周年・首都大決戦こそは、まぎれもなく、狭山闘争の決戦中の決戦、その天王山にはかならない。全人民に渦まく差別裁判への怒りと憎しみ、あらゆる狭山闘争勢力のすべての力、石川一雄氏の無実を確信するすべての民衆のたたかいを、この十・三一首都大決戦の全人民的爆発へむかって全力で集約し解き放たねばならない。全人民

の総力を挙げて、日帝・藤林―吉田体制を打倒し、石川氏を奪還しなければならないのである。

そして、この十・三一首都大決戦の全人民的爆発は、わが革命派の双肩に重々しくのしかかっていることを厳粛に確認しておかねばならない。最高裁決戦の歴史的勝利と、十・三一大決戦のいっさいが、唯一の狭山闘争指導勢力たるわが革命派の渾身の奮闘によって決せられようとしているのである。七六全青・四千の爆発的大成功は、それじしんとして最高裁決戦の決定的一環としてたかわれると同時に、決戦を担い、指導する勢力がわが革命派を置いて他にありえないことをこのうえなく鮮明に浮き彫りにしたのであった。

いま決定的に重要なことは、一・二八―五・二三―全青と爆発的に發展し、高揚している狭山闘争の巨大な階級的うねりを、一点十・三一首都大決戦の全人民的爆発へと大胆に集約すること、その力で日帝・藤林体制を打倒することであり、これらを革命的に牽引し、正しく方向づける革命派の闘争牽引力であり、その路線の正しさである。いいかえれば、朝鮮侵略戦争前夜情勢―革命的情勢への急速な接近という大情勢的動向のもとで、活性化・流動化する部落解放運動を革命的路線に沿って高め、それを中央政治闘争―大衆の実力闘争として全人民的爆発を実現すること、このことの可否が決戦的厳格さをもって問われているのである。われわれは、『ありとあらゆる創造的創意的たたかいやり抜き、十・三一首都大決戦へ』の大方針を鮮明に掲げ、この息づまる決戦的死闘局面を大胆に、かつ革命的に牽引していくのである。

本稿は、狭山闘争の歴史的勝利―部落解放闘争の革命的前進を推進するという立場から、十・三一首都大決戦の全人民的爆発をかちとるために、いまや狭山闘争への公然たるスターリン主義的妨害物、反動的敵対物に転化し、反動的逆流の決定的一環になり下った右翼スターリン主義・「日本の声」派の反動的右翼の本質を徹底的に暴き出し、狭山闘争に対する姑息な敵対策動を完全に粉碎し尽すことの絶対的必要性を確信に満ちて提起しよう

のである。

こうして、戦局は攻防にわたるもつとも激烈な決戦、二重対峙・対カクマル戦史上もつとも全面的な軍事決戦の局面へと突入しているのである。反革命のあせりにかられたとりもどし策動を完封し、渾身の力をこめた戦略的巨弾を叩き込まなければならぬ。積極果敢な戦争的前進と防衛戦争の攻撃的展開をもって、ドンズマリ危機にのたうち、追いつめられたファシストに無慈悲な追撃的打撃を加え、この革命的内戦をめぐる軍事的・戦争的ヘゲモニーの確立へむかって猛進撃していかねばならないのである。反革命とのこの軍事的決戦局面こそ、先制的内戦戦略、「三・一四宣言」に導かれた二重対峙・対カクマル戦の全真価が根底から問われる決戦にほかならない。われわれは反帝・反スターリン主義世界革命とその一環としての日本革命の基本戦略、「侵略を内乱へ」をはじめとする過渡的綱領的総路線、「内乱・内戦―蜂起」の路線物質化のすべてをかけて先制的内戦戦略の現実的・内容的実現の突破口たる二重対峙・対カクマル戦の勝利、三・一四復讐戦貫徹―総反攻完遂に邁進していかなくてはならないのである。八・九反革命カクマルJAC・東邦大片桐純せん滅によって、この決戦の閥門は大きく押しひらかれた。全党の戦争化、全党総インフ化、建党・建軍のたたかひの圧倒的展開をもって、攻防両面

とするものである。

1 現代革命―先制的

内戦戦略の道

(1) 革命的内戦の爆発的新段階

こんにち、革命と反革命との攻防にわたるもつとも激烈な決戦、二重対峙・対カクマル戦史上もつとも全面的な軍事決戦のときが到来している。四―七月期における戦争的、闘争的前進によって、わが二重対峙・対カクマル戦は爆発的な勝利の局面をきりひらいている。「三・一四宣言」のもと、戦争的―闘争的大前進、先制的内戦戦略の圧倒的物質化を推し進めるわが革命派に対して、ファシスト・カクマルは未曾有の党的危機をつのらせ、絶望の淵にのたうちまわり、内戦史上もつとも深刻な事態の中に叩き込まれている。かれらは、絶望的な中枢分裂の激化と底なしの路線的混乱にあえぎながら、またそれゆえにこそ、いつそう反革命的で凶暴な脱出をかけて、必死のとりもどし策動のなかにのめりこもうとしている

をめぐる凄じい死闘にちかぬき、軍事的主導権を握りしめ、反革命カクマル完全打倒、長期強靱な内戦の確実な勝利を握りしめなくてはならないのである。

世界危機―日帝危機―朝鮮侵略戦争の歴史的前夜情勢の未曾有の深まり、とりわけ田中逮捕・起訴とそれにつづく橋本、佐藤の第二次逮捕、三木派、反三木派の分裂の激化というロッキード政治危機をめぐる事態は、いよいよもつてわれわれの情勢認識の圧倒的正しさを浮き彫りにするとともに、先制的内戦戦略、三・一四宣言物質化―二重対峙・対カクマル戦の歴史的勝利の革命的達成を、わが革命派の厳格な階級的使命として要請している。同時に、革命的情勢への急速な接近の中で巨大なうねりを開始した労働者階級人民の活性化、流動化に対して革命的前衛党として取るべき唯一の道として、革命的内戦の永続的激化―反ファシスト解放戦争の革命的発展と勝利があることもまた、明らかである。大情勢への革命的前衛党の激しい対応の方向は、先制的内戦戦略をおしたて、そのもとに二重対峙・対カクマル戦の勝利を基軸とする「三つの任務」の戦闘的遂行をなすとげていくことなのなかにこそ、捉えられなくてはならないということなのである。

(2) 体制的危機の深まり と革命的前衛党の任務

内外情勢の恐るべき激動的展開の様相は、戦後世界体制の解体的危機、帝国主義の体制的危機が一段と激烈に進展し、三〇年代を上回る世界史的大破局がいまや不可避とさえなっていること、さらに「帝国主義が帝国主義であり、スターリン主義がスターリン主義であるかぎり、帝国主義の侵略戦争、帝国主義間戦争、帝国主義とスターリン主義の一部または全部をまきこんだ国際戦争―世界戦争が基本的に不可避である」という革共同の新年号（「前進」）テーゼがますます具体的現実性をもっていることを示している。このような中で、日米帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢が、ロッキード情勢を決定的導火線とし、体制的危機を破局的に激化させながら、ますます急迫化しているのである。かかる情勢の到来は、わが二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファッショ解放戦争の絶対性、最前衛性をいよいよ決定的に証明するものであるばかりか、わが革命的部落解放闘争の歴史的大飛躍を決定的に要請するものである。われわれは、先制的内戦戦略の圧倒的物質化のたたかいをあくまで絶対的基軸に、この基礎のうえに戦略的総路線物質化のたたかいをおし進

め、先制的内戦戦略のこうしたトータルな発展の決定的一環として革命的部落解放闘争の歴史的躍進と大前進をちかこつていくのである。

そもそも、ロッキード事件は、世界危機の激化―帝国主義の侵略と侵略戦争政策の激化―世界的不況重圧の長期化―軍拡競争と経済の軍事化―帝国主義間、巨大独占体間の対立と競争、政界と財界における対立と競争、腐敗、汚職の累進的激化という脈絡のなかで発生したものにほかならず、それゆえ、それは帝国主義の侵略と反動と暗黒の衝動を激しくかきたてるものである。いいかえれば、世界危機―日帝危機―朝鮮侵略戦争の歴史的前夜情勢が急ピッチで深まっているからこそ発生したのであり、だからこそまた、ブルジョアの収拾の道はありえず、侵略と反動と暗黒の攻撃の激化、体制的危機の激化、階級闘争の激動的発展―革命的情勢の急激な成熟にむかつて道をひらくものなのである。こんにち、田中逮捕・起訴につづく橋本、佐藤の第二次逮捕、三木派・反三木派の分裂激化を水路に自民党政府の危機は激化の一途をたどっているが、これは戦後自民党支配全体の完全な行きづまりを露呈したものととして、単なる派閥抗争次元の問題に解消することのできない、すぐれて体制的進路を問う事態にほかならないのである。それは、日帝の戦後体制を支えた四条件（日米安保同盟、新植民地主義体制、

高度経済成長、戦後民主主義的統治形態）が完全に行き詰まり、その結果、ついに戦後の政治支配構造としての「五五年体制」が音をたてて崩壊していることを決定的に意味しているのである。

日帝支配階級が従来どおりに支配を維持できないという情勢、支配階級内部の分裂がますます泥沼化し収拾不能となる情勢、こうした情勢の到来は、だが実は支配階級内部の分裂が深まれば深まるほど、日帝・支配者階級総体が朝鮮侵略戦争とボナパルティズム的統治形態の転換にむかつて危機脱出を画策すること、それが支配者階級の唯一の一致点と化すということをはっきりと意味しているのである。そして他方では、全人民の流動化と活性化がドラスティックに激化するのであり、この主客の両条件が重なり合い、もつれ合つて、戦争情勢と革命情勢とが接近するような激動期を引きずり寄せているのである。それは、「ロッキード事件の暴露によつて田中派が追放され、『腐敗物』が一掃された日帝は『三木的な』開明的、民主的、非侵略的な道を歩む」という容帝反共主義的で、帝国主義美化論的なファシスト・カクマルの反革命的願望とはまったく逆の方向へむかつて進行しているのである。要するに、事態は、ロッキード情勢をも決定的要因としながら日帝は、徹底的に「侵略と反動と暗黒」の道にのめりこもうとしているのである。日帝・

支配者階級内部の抗争の激化は、日帝が総体として直面している朝鮮侵略戦争を遂行しうるより侵略的、より反動的、より暗黒的な政権を求めての動揺と分裂だということであり、端的な言い方をすれば、もつとも侵略的、反動的、暗黒的な政権にむかつての抗争が本格的に開始された、ということなのである。

こうして、二重対峙・対カクマル戦の発展と革命的大激動情勢がますます重なり合つて接近するような激動期にむかつて歴史の歯車は確実に回りはじめたのである。侵略か内乱か、戦争か革命かをめぐつて日帝とプロレタリアート人民の階級的攻防の激しい展開、革命と反革命の階級的激突は、いよいよ不可避となつていっているのである。革命の側からいえば、わが革共運動の動向が日本階級闘争のいつさいを決定する、情勢決定要因として登場するという情勢、まさに革共同の動向がプロレタリア階級の勝利と敗北、その運命を決するという階級闘争の新たな段階がきりひらかれているのである。そして、このような激動的情勢に対する革命的前衛党の唯一の対応のあり方として、二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファッショ解放戦争の歴史的勝利と先制的内戦戦略の圧倒的物質化のたたかいが決定的にもとめられているのである。

② 狭山闘争の革命的発展と反動的逆流としての「こえ」派

こうした現代革命の世界史的展望のうえに、その不可分の一環として、われわれは、部落解放運動の革命的発展のたたかいを推し進めていくのである。十・三一首都決戦のたたかいは、狭山闘争史上最大の天王山の決戦としても、部落解放闘争の興廢をかけた決戦としても、その歴史的な位置をいよいよ決定的なものとしている。

われわれは、十・三一決戦の全人民的な大爆発を實現し、狭山闘争の歴史的勝利をもぎりとるために、こんにち、狭山闘争の重大な反動的、日和見主義的妨害物に転落し、反動的逆流の一環と化した右翼スターリン主義「日本の声」派の策動をこなごなに粉砕し、決戦勝利の陣型を不拔のものとしてうち固めなくてはならないのである。本稿では、①十・三一狭山首都決戦の空前の全人民的爆発をかちとるために、狭山闘争の革命的発展に対する反動的逆流と化した「こえ」派の狭山闘争の体制内改良主義的歪曲を徹底的に爆砕し、②さらに、朝鮮侵略

戦争前夜情勢のもとで、既成解放運動の諸潮流がおしなべて歴史的破産に直面し、混迷化―分裂化を深め、さらなる行政依存主義的腐敗の泥沼に転落しているとき、これを右翼スターリン主義の立場、体制維持の立場から擁護・促進する「こえ」派とのたたかいを、部落解放運動をめぐる革命と反動、革命と日和見主義の歴史的分岐を推進するものとして展開し、とくにかれらの構改路線的反動性、利権主義擁護の腐敗性を右翼スターリン主義の部落解放運動路線の問題として徹底的に批判し、葬り去ること、このふたつの点を核心的基軸としながら、論を進めていくことにする。

右翼スターリン主義・「日本の声」という「党派」は、日共脱落以降、十年あまりの細々とした延命史のなかで、日本階級闘争の主導的役割はおろか、その存在さえ疑われるといった破産と没落の歴史を絶えずくり返してきたのであった。だが、こんにち、日帝の体制的危機―部落差別攻撃の激化―部落解放運動の活性化、流動化のもので、かれらは、「党」としての総破産的危機を一方で深めながら、他方で、だからこそ、狭山闘争の重大な反動的、日和見主義的妨害物としての完成のなかに、「党」としての延命脱出をもとめるという路線にのめり込んでいる。狭山闘争に対する反動的逆流の決定的一環となつて、たたかひの革命的発展の展望のまえに立ちふさがつ

ているのである。したがって、右翼スターリン主義・「日本の声」派批判のたたかいは、まずもって狭山闘争に対するかれらの反動的、日和見主義的敵対の現実を正しく暴露し、とくにたたかひの体制内改良主義的歪曲―骨抜き化の策動を徹底的に爆砕するところから出発しなくてはならない。

(1) 狭山闘争の革命的発展と党的危機

「こえ」派の狭山闘争への反動的日和見主義的敵対を規定する第一の要因は、狭山闘争の革命的発展が、帝国主義の同和事業に依拠したかれらの体制内改良（構改）路線の反動性と反階級性を暴きだし、かれらを深刻な路線的、党的危機のなかにたたき込んでしまったことである。

狭山闘争は、朝鮮侵略戦争前夜情勢―革命的情勢の急速な接近、二重対峙・対カクマル戦を最尖端・最基軸とする階級闘争の激動的発展、そこでのプロレタリアート人民の政治的活性化、流動化をもつとも持続的に、もつとも鮮明な政治的階級的内容をもつて表現し、日本階級闘争の内乱・内戦的質を今日的につらぬきとおす基軸

的なたたかひのひとつに自らをはつきり押しだしはじめていた。二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファシヨ解放戦争の発展を基礎に、「侵略を内乱へ」の過渡的スローガン物質化の今日的環の一つとして、朝鮮侵略粉砕闘争とならんではずきり位置付けられ、発展の一途をたどつていたのである。もともと、狭山闘争は、日本階級闘争とプロレタリアート人民の排外主義・權威主義・差別主義への伝統的屈服と敗北という階級の弱点をついた日帝との主体的対決として開始されたのであった。日帝の部落差別攻撃とのたたかひは、日本階級闘争の伝統的弱点を形成してきたがゆえに、それ自身きわめて困難なたたかひであることはいままでもないが、しかしその困難性を根源的地点で突破することができらば、日本階級闘争は未だかつて経験したことのないような革命的質を獲得し、七〇年代革命の巨大な主体的陣地を構築することが可能となるのである。獄中十四年目をむかえ、いまなお不転のたたかひを繰り抜ける石川一雄氏、革共同を先頭としたプロレタリアート人民、部落民の一体となつたたたかひは、いまやはつきりと狭山闘争をそうした普遍的発展方向へむけて押しあげているのである。狭山闘争は、七〇年代革命の持続的牽引車、部落解放闘争の最基軸的たたかひとして、プロレタリアート人民の政治的活性化を促進し、蓄積された怒りと不満を爆発的に解

き放つ決定的跳躍台と化し、いよいよ革命的で全面的な発展期に突入しているのである。

狭山闘争のこうした革命的な高揚期の到来は、だが自然成長的にもたらされたものではなく、革共同と革命勢力の粘り強い取り組みとその路線の正しき、党的闘争牽引力と指導力によつてはじめてもたらされたものである。この力があつたればこそ、狭山闘争を体制内改良運動としてではなく、革命闘争の一環、二重対峙・対カクマル戦Ⅱ反ファシヨ解放戦争を最基軸とする階級的激動の一つの決定的な推進力に発展しているのである。

帝国主義の同和政策に依拠し、それをひきだすことを運動上の基本路線（構改路線）としてきた「日本の声」派が、こうした狭山闘争の革命的な高揚期の到来のなかで死ぬほどの恐怖にのたうちまわっていることはいまでもない。狭山闘争の発展は、「こえ」派の帝国主義の同和事業に依拠した体制内改良路線の無力性、反動性と反階級性を徹底的に暴きだし、かれらの政治的、組織的、党的危機を一挙に激化させるものとなっているのである。ここから、「こえ」派の狭山闘争の骨抜き化策動、体制内改良主義運動（公正裁判要求運動などの形をとつた）へのたまたかの歪曲が不可避となる訳である。

このような観点に立脚して、さらに、「こえ」派の狭山闘争骨抜き化策動が過去どのようなものとして展開さ

れてきたのか、今日的にはどうか、という問題について明らかにしていきたい。

狭山闘争における「こえ」派の歴史は、首尾一貫した敵対策動のそれである。もともと、「日本の声」派は、戦闘的部落青年をはじめとした革命派が狭山闘争への全力をあげた取り組みを開始し、革命的左翼を中核とした巨大な大衆的糾弾闘争となつて爆発したことのなかで決定的な危機に叩き込まれ、右翼スターリン主義的反動性を剥きだしにした狭山破壊策動を繰り上げてきたのであつた。狭山闘争が初期の高揚局面にあつた七一年一七二年前半段階では、かれらはたまたかかの本格的爆発の予兆に震えあがり、狭山闘争を否定するかたちで「地域闘争」「要求闘争」を日和見主義的に対置し、「現地動員主義反対」なる反動的な方針ならざる方針を唱えながら、幾多の卑劣な妨害策動を繰り上げたのであつた。すでにこの段階において、かれらが右翼スターリン主義特有の嗅覚をもつて、狭山闘争の大衆的爆発の原動力であり、推進力たる首都における公判闘争の大衆的戦闘的爆発と、これに牽引され、結びつけられて狭山闘争が全体として高揚していく、ということに対して、「現地動員主義反対」を掲げることによつて、狭山闘争の高揚に真向から敵対していることはきわめて重要である。狭山闘争の中央政治闘争としての発展ということに、かれらが

どれだけ恐怖しているかはこのことだけでもまったく明らかなのである。さらに、七二年「死闘の六ヶ月」決戦を区切りに狭山闘争がいよいよ本格的で全面的な、日帝との対決局面に突入し、たまたかか爆発的に拡大するや「地域闘争」の反動的対置による狭山骨抜き策動の破産を、今後は、狭山闘争の内側からの解体という「路線転換」をもつて乗り切つていこうとしたのであつた。①狭山闘争勝利の原則Ⅱ（無実・差別）（糾弾・奪還・死闘）に反動的に対置された（取り消し・釈放）路線、日共式「公正裁判要求」路線への屈服となし崩しの転換、その反動的押し付けによるたまたかか体制内改良主義的骨抜き化、②七二年十・一二井波通告賛美論と井波打倒Ⅱ「段階的勝利」論、「寺尾Ⅱ民主的裁判長」論による戦列の樂觀主義的武装解除策動、控訴審最終局面での「無罪判決確定」論による戦列の解体という決定的裏切り、③動労カクマルを水路としたファシスト・カクマル導入の尖兵と化し、戦列の寺尾Ⅱカクマル連合粉砕のたまたかか敵対し、狭山骨抜き化策動にファシスト・カクマルの白色テロルを動員するといった策動を強めたこと——にみられるように、「こえ」派は狭山闘争の最も革命的で核心的なものに対して執拗に攻撃を加え、その革命的発展を反動的に押え込み、たまたかか体制内改良主義、合法主義的なものへと骨抜き化しようとしてきたのである。

日共、カクマルの狭山闘争に対する反革命的破壊策動との関連で、このような「こえ」派の策動についてみるならば、それは、日共、カクマルによる破壊策動の補完物であり、それらと本質的に同質の狭山闘争解体策動だ、という点についてしっかりと確認しておかなくてはならない。日共、カクマル反革命差別集団がその反革命差別主義ゆえに狭山闘争内部に現実的影響力をもちえず、それゆえ外側からの白色ゲバルトによるたまたかかの破壊という手段に依拠しなければならぬことに対し、「こえ」派は解放運動内部における一定の現実的基盤を背景に、内側からの闘争破壊が比較的容易であり、一方では、ファシスト・カクマルの白色テロルの導入で、他方ではたまたかかか体制内の骨抜き化をもつて、そうした役割を果たしてきたのである。結局、「日本の声」派は狭山闘争の革命的発展の中で党的、路線的危機を深めざるを得ないこと、それゆえ狭山闘争の発展ではなく、その停滞、解体のなかに政治的利益を見い出さざるを得ず、日共、カクマルの狭山破壊策動の手段たらざるを得ないのである。

このような「日本の声」派の反動的動向は、決して偶然的なものではなく、狭山をめぐる右翼スターリン主義の危機と破産、それによつてもたらされた党的危機のかつてない深刻さによつて根源的に規定づけられたものに

ほかならないのである。

それは、**第一に**、狭山闘争の革命的発展がこれらの右翼スターリン主義的改良主義路線のぶざまな破産を決定的に突きつけている、ということである。帝国主義の同和事業に依拠し、それを行政から引き出すことを運動上の基本路線としてきた「こえ」派の体制内改良主義（構改）路線の反動性、反階級性が、いまや狭山闘争の革命的発展の中で満天下に暴き出され、かれらを総路線的、運動的危機のなかに叩き込んでいたのである。狭山闘争は、革命派のたたかいを基礎に、その出発点から日帝のアジア朝鮮侵略、侵略体制構築、部落差別攻撃の激化―同対審査申路線との革命的対決を鮮明にさせ、革命的、内乱的、武装的発展の方向性を胎むたたかひこそが労働者人民の広範な決起を引き出すことができることを、まさに事実の問題として明らかにした。このことは、「平和共存」的現状認識、構造改革論的平和革命論、「反独占民主主義闘争としての部落解放運動」論をかかげる「日本の声」派の総路線的破綻を意味したばかりではない。さらに、行政依存主義路線こそ部落「解放」の唯一の道、とするかれらの反階級性、体制内改良主義（構改）路線の裏切り性、反動性を満天下に暴きたてるものとなったのである。狭山闘争の革命的発展が、行政依存主義的運動形式を基本路線とする「こえ」派の総路線的危機、構

改路線の破綻を事実をもって突きつけたという訳である。

第二に、狭山をめぐるこのような路線的破綻が党的危機に発展し、組織的大混乱にのたうちまわっている、ということである。狭山闘争の革命的発展は、同時に日共カクマルというふたつの反革命差別集団との対峙をいっそう革命的なかたちで発展させるものであった。二重対峙・対カクマル戦＝反ファッショ解放戦争を絶対的基軸に、狭山闘争がカクマル、日共の反革命の本質、全人民闘う部落民の不倶戴天の敵としての本質を満天下に暴きたて、かれらを決定的窮地に追いつめたことは、同時に、「日共唯一の前衛党」を基本路線とする「こえ」派の右翼スターリン主義としての欺瞞性、中途半端性、反動性を鋭く暴きだすものとなったのである。狭山闘争に対する反革命的敵対を通して、ついに反革命差別集団として完成した日共に対して、「こえ」派は、七四年三月の解同二九回大会を機に「日共・宮本一派」なる規定づけを行ない、自らを日共と区別するかのような擬装的ポーズをとりながら、実は、「日共唯一の前衛党」なる基本路線の破綻をとりつくりわんとするといった、醜悪な自己保身策動を繰り上げたのである。しかし、狭山闘争の革命的発展は、こうしたかれらのネオ・スターリン主義の本質、右翼スターリン主義的欺瞞性を無慈悲に暴きたて、党的危機のとめどない激化をもたらしてしまった

のである。「日共規定問題」をめぐる深刻な組織分裂的危機、「こえ」派中央による反対派への肅清と査問劇こそ、こうしたかれらの党的危機のもっとも端的な表現にほかならない。「こえ」派中央は、まさに「日共唯一

の前衛党」なる組織的基本路線が狭山闘争の高揚と日共との闘争の激化のなかで破産してしまっているにもかかわらず、それに反動的に固執し、維持せんとして、未曾有の党的危機がどのようなかたちで「收拾」されたかとはまったく関係なく、狭山闘争の革命的発展と比例しながら、かれらの危機が深まることは、いづれにせよ、まったく避けられないのである。それは、「日本の声」派が「日本の声」派であり、右翼スターリン主義であるかぎり、決して避けて通ることのできない冷徹たる唯物論的現実にほかならないのである。こうして、「日本の声」派の右翼スターリン主義としての欺瞞的延命路線は、狭山闘争の高揚とその革命的発展のなかで、完全に行きづまり、その反動性と反階級性を決定的に自己暴露し、党的危機に逆に結びつくことによって、右翼スターリン主義のさらなる没落と分解を促進する決定的モメントに転化してしまつたという訳である。

(2) 反動的逆流の一環 とつての「こえ」派

「こえ」派の狭山闘争への反動的日和見主義的敵対を規定する第二の要因は、路線的、党的危機を深める「こえ」派が、そこからの反動的延命脱出の道を狭山闘争への反動的逆流と化すことの中にもとめている、ということである。狭山闘争の高揚のなかで、路線的、組織的、党的危機を深めれば深めるほど、「こえ」派はそこから反動的脱出口を狭山闘争への反動的敵対物、日和見主義的妨害物としての完成にもとめ、いっそう卑劣な手段を駆使した狭山骨抜き策動を繰り上げるのである。反革命カクマルの白色テロルの導入策動、解同の名を語った革命的戦闘的潮流への反動的パージ攻撃などは、こうした事態の端的なあらわれであり、狭山闘争をめぐるかれらの危機がいかに深刻なものであるかを逆証するものにほかならないのである。しかも、それは、日帝・寺尾による暗黒差別判決と期を一にし、それに乗じ、励まされながら展開されているのであって、それはあえて言えば反動的逆流の一環ともいふべき策動なのである。

とくに、狭山闘争へのファシスト・カクマルの白色テロルの導入策動は、徹底的に弾劾されなくてはならない。

かれらは、部落民の不倶戴天の敵、全人民の敵、ファシスト・カクマルを動員しても、狭山闘争の革命的発展を圧殺せんとする右翼スターリン主義の反動的野望をむきだしにしているのであり、また、それほど狭山闘争をめぐる「こえ」派の危機は深刻だということなのである。

もともと「日本の声」派は、世界的危機—日帝の体制的危機—朝鮮侵略戦争前夜情勢、二重対峙・対カクマル戦—反ファシスト解放戦争を最尖端、最基軸とする日本階級闘争の激動的発展とその一環をなす狭山闘争の革命的発展という事態に対して、革命党と革命闘争の絶滅・解体のなかに自己の反革命的政目的を見出す武装スターリニスト反革命として登場する以外に右翼スターリン主義としてのいかなる延命の展望もありえないにもかかわらず、かれらは、そうした反革命的強靱性も首尾一貫性も、徹底性も持ち合わせていない。このことは、一重にかれらの右翼スターリン主義としての中途半端性、欺瞞性、ペテン性、社民的脆弱性に規定されたものにほかならず、かれらがスターリニスト党としてもじつに中途半端な、くだらない、とるにたりない党派でしかないことをはつきりと意味しているのである。

だが、だからといって「こえ」派がスターリン主義としての反革命性や凶暴性を投げ捨ててしまったというのでは断じてなく、ある時はファシスト・カクマルと連合

し、その白色ゲバルトに依拠したり、またある時には、解同の道義的權威を使い、反動的に利用しながら、革命的政目的を貫こうとするのである。右翼スターリン主義としての本質的脆弱性をこうした他者依存主義的な凶暴性によって補完し、スターリン主義の政目的を貫こうとするところにかれらの右翼スターリン主義としての今日的独自性と其の卑劣な傾向がある、ということなのである。

狭山闘争へのファシスト・カクマルの導入策動もまた、こうしたものとしておさえられなくてはならない。「こえ」派は、狭山闘争の高揚と革命的発展の展望が自らの党的危機をいっそう深刻なものとしていることに対し、狭山闘争の正面からの破壊以外延命の展望がありえないにもかかわらず、かれらは反革命カクマルの反革命的テロルを狭山闘争の内部に持ち込み、戦列をファシストの白色支配に委ねることによって、自らのスターリン主義的政目的を貫こうとしているのである。狭山闘争をめぐる総破綻的危機を、ファシスト・カクマルの導入—狭山破壊によってのりきろうという卑劣な策動を強めているのである。だから、かれらは、動労内一部カクマル分子の反革命的経済主義を賛美し、ファシスト・カクマルの反革命的差別主義的な狭山破壊—介入策動やそれによって必然的に生み出された差別主義的言動を批判しない効なたたかいたということなのである。第二に、一・二八—一五・二三闘争の爆発的高揚に示される最高裁決戦の全人民的発展の展望が、路線的、党的危機を激化させる「こえ」派のうえに、さらにいっそう重々しい重圧となつてのしかかり、かれらの総破綻的危機の傷口を情容赦なくおしひろげるものとなつていのである。狭山闘争の全人民的高揚の度合いに応じて、かれらの危機は深まっていくという訳なのである。また、だからこそ、「こえ」派はその反動的総力をあげて狭山闘争への敵対策動を繰り上げ、その日和見主義的解体、骨抜き化を画策するのである。ファシスト・カクマルの狭山闘争への導入—破壊策動にせよ、革命派への解同の名を語つた反動的統制攻撃にせよ、狭山闘争の高揚に対する「こえ」派の悲鳴であり、死の苦悶のまぎれもない表現にほかならないのである。十・三—首都大決戦の全人民的爆発は、このような「日本の声」派の反動的策動をこっぴどみに爆砕し、突き破つてはじめてたたかいとられるものなのである。

ばかりか擁護するといった恥ずべき態度をとり、自らがファシストどもの破壊策動の小道具とされていることに諾々としているという仕末なのである。

戦闘的部落民をはじめとした革命派の力強いたたかいは基礎に、狭山闘争が高揚し、革命的方向へむかつて発展するなかで、「日本の声」派は反動的陣営へみごとにはじきとばされ、寺尾判決を基軸とした反動的逆流の決定的一環となりさがり、革命派へのなりふりかまわぬ攻撃、ファシスト・カクマルの導入といった狭山骨抜き化策動を繰り上げているのである。

だが、このような卑劣な延命策動は、当然のことながら、その反動的意図を徹底的に粉碎されようとしている。第一に、わが二重対峙・対カクマル戦—反ファシスト解放戦争の勝利を当面の突破口とする先制的内戦戦略の圧倒的物質化のたたかいが、凄じい勢いで展開され、階級闘争総体をいっそう激動的局面へと牽引していくなかで右翼スターリン主義・「こえ」派が依つて立つ階級的基盤たる階級闘争の平和的停滞をいまや根底からくつがえしているばかりか、ファシスト・カクマルの白色テロリズムと反革命差別主義の動員という卑劣な策動を情容赦なくふみつぶしてしまつていのである。ファシストへの赤色テロルの爆発、戦争上の徹底した勝利こそが、「こえ」派の反動的策動の息の根をとめてしまふもつとも有

③ 解放運動の反動的妨害物としての「こえ」派

「日本の声」派の狭山闘争への反動的、日和見主義的策動を規定づける第三の要因は、朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まり、部落差別攻撃の破局的強まりのなかで、体制内改良主義（構改）路線を基本路線とする「こえ」派式部落解放運動路線が完全に行きづまり、総破綻的危機を深め、そこからの脱出口を部落解放闘争へのスターリン主義的妨害物、裏切り者としての完成のなかに求めているということである。

① 体制的危機の深まりと部落差別攻撃の激化

三〇年代的危機をもこえる世界的危機の重圧を受けて体制的危機を激化させる日帝は、天皇制・天皇制イデオロギーの前面化を頂点とした統治形態のボナパルティ

への部落差別のもちこみとその分断・解体、といった攻撃が決定的に強められていること、第三に、融和主義、利権主義の積極的育成をテコとした部落解放闘争の骨抜き化・解体、プロレタリア革命闘争と部落解放闘争の結合的發展に対する予防反革命的圧殺攻撃、部落解放闘争それ自身への「八鹿」型直接弾圧の強化、第四に、これらすべてを侵略と侵略戦争へむけてイデオロギー的に統合するものとして、「国民融和」「同胞融和」の排外主義イデオロギーの鼓吹、などの諸側面である。朝鮮侵略戦争前夜情勢のもとの日帝の部落差別攻撃は、基本的には以上のような方向性のもとにきわめて破局的な様相を呈しながら展開されているのである。

いわゆる同対審査攻撃は、こうした日帝の部落差別人民分断攻撃の総路線の基軸をなすものである。そして、それは体制的危機の重圧を受けて戦後同和政策が破綻し、鋭い体制的危機要因に転化してしまったことを、部落差別攻撃の絶望的エスカレートで突破せんとする恐るべき攻撃の体系にほかならない。それゆえ、それは従来の欺瞞的同和政策の単純延長線上に位置するものではなく、それとは画然と区別され、日帝の朝鮮侵略戦争をめぐる動向に対応して部落差別攻撃をいっそう破壊的、極限的に貫こうとする恐るべき攻撃なのである。こうした攻撃の激化は、日帝の欺瞞的部分的同和政策によ

ズムの転換の攻撃、排外主義・差別主義・権威主義の攻撃をすさまじい勢いで繰り上げ、侵略戦争態勢の構築を急ピッチでなしとげようとしている。狭山差別裁判を頂点とする部落差別人民分断攻撃こそは、国内階級支配の侵略的再編のための基軸的攻撃たるボナパルティ的行動と結びつき、一体のものとして、さらには日帝・百年の侵略と圧制のなかでつちかわれてきた伝統的体制維持策、「最後の切り札」として、いまや破局的な強まりをみせているのである。そのいくつかの基本的特徴点を示すとすれば、第一に、日帝の新植民地主義的侵略・侵略戦争政策と一体不可分のものとして繰り上げられている「不況のりきり」策、超赤字国債を軸にして繰り上げられている「不況の奪の徹底した展開による不況脱出策が、部落民の生活、伝統的生業を破壊、切り捨てとなってあらわれ、部落民の失業・半失業を未曾有の規模で拡大せしめていること（日帝の体制的危機にともなう経済的諸矛盾の部落民への犠牲的集中の攻撃）、第二に、これらを物的基礎に、部落差別をボナパルティズム的反動支配体制の確立、侵略戦争態勢の構築へむけて積極的に動員するために、「血のイデオロギー」、「部落は悪の巢」などの差別主義イデオロギーの煽動、部落民への直接的差別迫害の激化、社会不安の醸成と反体制エネルギーの部落差別への転化、日共、カクマルなどの反革命差別集団を使つた階級闘争

る一定の改善事業とそのイデオロギー的ユートピア性を統合基軸とした、戦後部落（差別）政策の全面崩壊をもたらし、部落大衆の蓄積された怒りと不満を爆発的に高めるものとなっているのである。同時に答申攻撃は、戦後の運動基盤を「上からの内乱」的攻撃で徹底的に破壊しようとする攻撃である。「東京都政問題」「兵庫県政問題」をはじめとして全面的に普遍化しはじめた日帝の硬直的態度は、既成解放運動の戦後的形式と枠すらも、すでに妥協の余地のないものと化していること、従来の同和行政がすでに日帝にとって深刻な行きづまりに直面し、逆に体制的危機要因にすらなりかねないという危機感を端的に表現するものなのである。こうして、答申攻撃に本来胎まれていた解放運動の暴力的破壊の攻撃、部落差別を剥きだしのかたちで激化させるといった攻撃が、たとえば日帝・権力中枢と民間差別団体との合作によってばらまかれた『地名総鑑』『部落リスト』というかたちをとつてすでに現実のものとなつてきているのである。朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まりのもとで、部落差別攻撃は破局的なかたちで強まりをみせている、ということなのである。

(2) 既成解放運動の混迷化と「一」え」派の反動的役割

朝鮮侵略戦争前夜情勢—部落差別攻撃（答申攻撃）の激化という情勢の到来は、不可避的に解放運動総体を歴史的試練のまえに立たせるものとなっている。とくに、日帝の相対的安定—高度成長を背景に、帝国主義の同和政策を引き出すことを運動上の基本路線としてきた既成の解放運動諸潮流は、おしなべて総破綻に直面し、著しい混迷と分解・分裂化の危機に投げ込まれているのである。すなわち、一方で、剥きだしの部落差別攻撃を激化させ、同和予算をつぎつぎと削減・凍結させながら、他方で、幻想のみ煽るという日帝の今日の政策は、ますます狭隘化し、縮少する同和事業とその利権獲得をめぐる融和主義の上層の醜悪な対立・抗争を深刻なかたちでエスカレートさせている。同時に、こうした融和主義的上層の同和予算をめぐる利権的抗争が、部落大衆の要求を何らかの行政的施策を引き出すことで実現しようとすることを基本路線としてまた既成の解放運動諸潮流の内部に不可避的に反映するものとなり、同和事業の利権獲得をめぐるここでも深刻な分裂と対立を激化させているのである。

ここで、われわれがはっきりさせなければならぬこととは、このような既成解放運動諸潮流の分裂化、混迷化は戦後部落解放運動の歴史的な終焉を意味していること、スターリン主義と社会民主主義によって、行政闘争路線として主導的に指導されてきた戦後解放運動の総体が侵略戦争前夜情勢—部落差別攻撃の破局的激化のなかで歴史的破産に直面し、しかもそれにかわりうる他のいかなる指導路線をも提起できずに、結局は帝国主義に屈服していくほかないという、そういった時代の到来を意味していることである。従って、問われているのは、帝国主義の相対的安定を前提とし、帝国主義の行政施策をひきだすことを運動路線にかわる新たな革命的指導路線、帝国主義の体制的危機を革命に転化し、プロレタリア革命の勝利を通して部落解放を達成するという革命的指導路線の確立こそが必要とされていることとなのである。

実際、融和主義指導部の混迷、分裂、抗争の長期化、深刻化—融和的行動化にもかかわらず、部落大衆の怒りとたたかいはまさに爆発寸前であり、既成指導部の無力化と反動化、帝国主義への屈服をのりこえて部落大衆が直接行動におどり出る情勢、部落大衆が自主的、創造的にあらゆる形態をとりながら帝国主義との闘争に決起するという情勢、一言でいえば、部落解放運動の活性化と

流動化がドラスティックにひらかれているのである。一、二八—五・二三闘争の空前の爆発の高揚と、解同の全国的な規模での同盟休校闘争の爆発は、このような部落解放運動の基本動向をきわめて鮮明なかたちで浮き彫りにしているのであり、とくに首都における狭山中央総決起のたたかいと固く結合した同盟休校十万人のたたかいは、部落解放運動の活性化と流動化をいっそう広汎で大規模なものとしていくひとつの水路となつてたたかわれ、狭山闘争の全人民的発展の決定的一環として爆発したものである。

今日、決定的に問われていることは、このような部落解放運動の活性化、流動化がいかなる政治的方向性のもとに集約されていくのか、どのような路線の展望のもとに発展していくのかという問題、換言すれば、革命党のたたかいとその指導路線の真価が決定的に問われる情勢に、部落解放運動が今日突入しているということである。この間の狭山最高裁決戦の高揚は、われわれが既成指導部の無力化と後退をのりこえてたたかいは革命的戦闘的に牽引しぬくことによつて、帝国主義の体制的危機—日米帝の朝鮮侵略戦争前夜情勢—革命的情勢の急速な接近という中であつては、「帝国主義の体制的危機を革命へ」「侵略を内乱へ」という革命的総路線で武装した革命的戦闘的たたかひのみが勝利をかちとることができるとい

うこと、日帝との革命的対決を鮮明にした大衆的、戦闘的実力闘争の非妥協的貫徹こそが、部落解放運動の活性化と流動化を革命的、戦闘的方向に導くことができるということを改めてくつきりとさせているのである。まさに、このようなときに右翼スターリン主義、「日本の声」派は、体制的危機にかられた部落差別攻撃の激化と部落解放運動の活性化、流動化のなかで、体制内改良路線（構改路線）の無力性と対応不能性、したがってその反動性と反階級の本質を決定的にさらけだし、党的、路線的、総破綻的危機を深めながら、それゆえにこそ、そこからの反動的脱出を帝国主義の体制支柱化の道のかなかに、さらなる行政依存主義的、利権主義的腐敗のなかにもとめ、部落解放運動のスターリン主義的敵対物、裏切り者としての本質をいよいよあらわにしているのである。いいかえれば、朝鮮侵略戦争前夜情勢—部落差別攻撃の激化のなかで、帝国主義の同和政策に依拠した行政依存主義的、融和的運動形式—戦後解放運動が歴史的破産に直面してしまつたことに対して、かれらはそれを帝国主義へのさらなる屈服とその反動的尖兵化によつて、すなわち、右翼スターリン主義の立場から帝国主義・行政といっそうゆ着するという方向性をトコトン純化する

ことによつてのりきつていこうとしているのである。このような右翼スターリン主義の動向について、さら

に幾分具体的にみていくならば、今日的な右翼スターリン主義の反動的役割は、既成解放運動のもつとも右翼的で反動的な要素を結集し、体現するものだ、ということである。戦後型部落解放運動の運動的「イデオロギー」の象徴たる朝田派の協調主義は、日帝の相対的安定「高度成長」で部分的に進行した部落民労働力の資本制の諸企業への差別的吸収という現象の延長線上に「部落解放」を展望し、それを行政的施策をもって促進することを基本路線としてきたのであった。「部落差別の本質」「部落差別の社会的存在意義」「社会意識としての差別観念」などを柱とする、いわゆる「三つの命題」論は、このような基本路線（行政闘争路線）の理論的表現であり、部落解放運動の体制内改良主義的歪曲を自己合理化する反動的紋章にこそほかならなかつたのである。だが、朝田派の協調主義によるこうした体制内改良主義路線——行政闘争路線は、日帝の高度成長の破綻——体制的危機の激化のなかで、また本来、帝国主義が金融資本的蓄積構造のなかで部落問題を決して解決しえないということに本質的に規定されながら、完全に行きづまり、自ら寄つて立つ物的基盤を喪失することによって、今日、運動的にも、イデオロギー的にも倒産を遂げたのである。

体制的危機の深まり——部落差別攻撃激化のなかで、朝田派の協調主義がその社会民主主義的脆弱性に規定さ

ところで、このような右翼スターリン主義の動向に対し、これとは相対的に独自の方向性を志向するものとして、いわゆる「中研グループ」なるものが存在するのであるが、かれらは、朝鮮侵略戦争前夜情勢——部落差別攻撃の激化——既成解放運動の混乱と分裂化——部落解放運動の活性化、流動化という情勢のもとで、部落解放運動の活性化、流動化にあおられながら、またそれに依拠しているかのような左翼的ポーズをとりながら、実は既成解放運動の今日的破綻を革命的戦闘的潮流への異常なまでの抑制を強めることによつてとりつくりとする路線を追求しているものであり、本質的に既成解放運動の枠、したがつて体制内改良主義の枠を是が非でも防衛せんとする点では、「こえ」派となら変るものではないのである。このような、「中研グループ」の立場、体制内改良主義の立場から解放運動の利権主義的腐敗の問題が「幹部の腐敗」の問題としてかまびすしくとりあげられたとしても、それは、単に運動に対する姿勢の問題、道義上の問題という水準でしか考えられていないのである。今日の解放運動の利権主義的腐敗の問題、既成指導部の道義上の威信低下、腐敗の深刻化は、個人や一部のグループの傾向や運動への姿勢の問題にとどまるものではなく、戦後部落解放運動の伝統的な主導路線たるスターリン主義と社会民主主義による行政闘争路線、行政依

れ、なす術もなく自己崩壊してしまつたことに比べ、「こえ」派は、帝国主義の欺瞞的、部分的同和事業に運動的「イデオロギー」的に依拠した体制内改良主義（構改）路線の総破綻の危機を深めながらも、だが、朝田派の協調主義のごとく自己崩壊するのではなく、右翼スターリン主義の立場からいっそう反動的なカタチで延命脱出を画策するのである。すなわち、基本的な方向としては、日帝の部落差別攻撃に屈服し、その反動的尖兵と化し、部落解放運動の反動的妨害物として完成する道を歩みながらある場合には、帝国主義が生み出すもつとも腐敗したものの、例えば反革命カクマルの白色テロル、天皇制イデオロギーやその白色テロルと結びついたり、部落解放運動の改良主義的腐敗が生みだす利権的グループ、融和主義的反動派を自らのうちにとりくみ、動員し、自らの身体の一部と化すことによつて、延命しようとする道歩んでいるのである。このような反動的策動をもつて、かれらは既成解放運動の歴史的破産をもつとも右翼的なカタチでとりつくり、延命しようとするのであり、こうした過程を通して、「こえ」派は部落解放運動の右翼スターリン主義的妨害物、裏切り者としてどんどん鈍化していくのである。既成解放運動の最右翼的補完物というわれわれの規定は、このような意見において全く正しいものなのである。

存主義路線が不可避免的に生み出した必然的産物であり、それゆえ、その指導理念と原理の根底的転覆を問題にしないで、同じ体制内改良主義の枠内から指弾したとしても問題の革命的解決には全く結びつかないのである。行政依存主義的腐敗や利権主義的墮落に対する真の革命的批判は、それらを不可避免的に生み出した戦後部落解放運動のスターリン主義的、社会民主主義的歪み、その指導原理を根底的にのりこえ、新たな革命的指導理念に基づいた革命的部落解放闘争の断固たる創造であり、その総路線の力強い物質化以外にありえないのである。そして、さらにそれは、自らの反動的延命脱出のために利権主義的腐敗と結びついたり、自らのうちにとりこんだりしながら、実は解放運動のそうした歪曲を右翼スターリン主義の立場から擁護・促進する「日本の声」派の体制内改良主義路線と革命的に対決し、それを根底的に爆砕するというものでなくてはならないのである。行政依存主義的腐敗や利権主義的墮落に対する革命的批判は、今日部落解放運動の右翼的転換の主導基軸たる「日本の声」派批判と結びつけられ、かれらの反動的策動の息の根をとめ、葬り去ることによつて、真に実りあるものとなることができるのである。

従つて、次のこともまたおのずから明らかである。われわれは、このような既成解放運動の歴史的破産と、右

翼スターリン主義・「日本の声」派の反動的策動—解放運動の右翼転換に対し、部落解放運動の今日的な活性化、流動化にすっかり依拠し、それを狭山闘争の革命的発展に結びつけ、狭山闘争の勝利のためのたたかいをめぐって「こえ」派の反動性を徹底的に暴露し、追いつめ、息の根をとめてしまおうということ、狭山闘争の革命的発展を推進基軸に、部落解放運動の革命的ヘゲモニーを握りしめていくというものでなければならぬのである。

4 「こえ」派の反動的敵

対のりこえ、十・三一

首都大決戦の空前の

爆発へ

右翼スターリン主義・「日本の声」派とのたたかいの意義は、もはや満天下に明らかである。

第一の意義は、狭山闘争の革命的発展に対する反動的逆流の一環として、スターリン主義的敵対を強める「こえ」派との対決が、狭山闘争の歴史的勝利にとって欠くことのできない決定的課題におしあげられている、とい

うことである。

十・三一決戦を頂点とする最高裁決戦が、石川氏奪還か否かを決する死闘的正念場であり、狭山闘争の歴史的勝利の帰趨をかけた決戦であり、革命的部落解放闘争の今日と未来をかけた一個の歴史的決戦であることは、主客のあらゆる情勢からみて、もはや決定的に明らかである。そして、十・三一首都大決戦の空前の爆発は、一・二八—五・二三の爆発的高揚にみられるように、今や全く不可避免なのである。問題は、部落大衆、労働者人民の膨大な爆発的エネルギーを、狭山闘争勝利の原則にそって正しく方向づけること、さらにそうすることによって一・二八—五・二三の高揚が決して一時的なものではなく、急激に成長しつつある不可逆的な物質力として、日帝・藤林体制にたたきつけられるかどうかにある。言いかえれば、革命派の革命的指導性と鮮明な大方針の提起、革共同と革命勢力の戦争勝利を基礎とした、死活をかけたたたかひによって、すべてが決定されるという決戦の局面が文句なしにひらかれているのである。

問題がこのようにたてられていればこそ、われわれは、右翼スターリン主義・「日本の声」派の狭山闘争への反動的敵対を粉碎し、戦列の革命的、戦闘的統一のためにいまこそ、奪闘しなくてはならないのである。

今日、「日本の声」派の狭山闘争骨抜き化策動は、日

帝・藤林体制の反動的本質を真剣に検討しようとせず、狭山闘争を中央政治闘争—大衆の実力闘争としてたたかうことを否定し、たたかひを「地方分散化」させようとする傾向となつてあらわれている。かれらは、狭山闘争が革命的中央政治闘争として力強く発展する中で、自らの構改路線による狭山闘争圧殺、骨抜き化策動—体制内収拾策動が破綻し、党的危機を深め、そこからの絶望的脱出の道を狭山闘争の右翼スターリン主義的圧殺、革命的中央政治闘争としての狭山闘争解体のなかに求めるあ

と総括され、最高裁闘争は対権力闘争、革命的中央政治闘争—大衆の実力闘争としてではなく、「国民に焦点をあてた世論形成運動」として展開されるとしているのである。

がきを強めているのである。そして、かれらは、狭山闘争の革命的中央政治闘争としての発展を否定するためにのみ、「狭山闘争—世論形成・国民運動」なる方針をもちだしてきているのである。だが、こうしたかれらの「方針」とは、実は次のような深刻な敗北主義的認識を基礎にもちだされたものにほかならない。すなわち、「第二番で運動が拡がったとは思わない」「解同の号令一下で動いただけ」「今後はえん罪を前面に出して、国民に焦点をむけた闘いが必要」「狭山闘争は部落解放闘争としてではなく、石川君救援運動としてすすめるべき」と山上弁護士が、「こえ」派の意図を代弁しているように、深刻な清算主義的、敗北主義的認識がその基礎に横たわっているのである。控訴審段階の「敗北」が「狭山闘争を国民運動として発展させえなかつたところにある」

最高裁決戦が、このような「こえ」派によるズブズブの敗北主義・清算主義・日和見主義方針によって導かれるとするならば、事態は明白である。われわれは、「こえ」派の敗北主義的・清算主義的方針の最大の問題性が、狭山闘争の革命的発展の原動力であり、牽引力たる中央政治闘争としての爆発の否定、ないしは敵対という点にこそあることを徹底的に明確にさせ、批判し、葬り去るためにたたかわなくてはならない。「こえ」派の敗北主義的、裏切りの方針を粉碎するたたかひは、最高裁決戦のもつとも直接的な課題であり、当面する十・三一寺尾判決二周年大闘争をいかにたたかうかという点でも焦眉の課題をなしているのである。より積極的な言い方をすれば、「狭山闘争の歴史的勝利と十・三一首都大決戦の空前の爆発へむけて、スターリン主義の制動下にある戦列をときはなち、高揚させ、日帝・藤林体制との力対力の全面激突の陣型を正しく配置するという狭山闘争勝利の主体的条件形成のたたかひにほかならないのである。

「日本の声」派とのたたかひの第二の意義は、それが

既成解放運動のスターリン主義的、体制内改良主義的歪曲をのりこえて、七〇年代部落解放運動の革命的ヘゲモニーを革命的戦闘的潮流がしっかりと握りしめていくたための当面する基軸的課題をなしている、ということである。

すでに検討したように、朝鮮侵略戦争前夜情勢の深まり一日帝の体制的危機の激化というなかで、既成解放運動の諸潮流は押しなべて混迷と分裂化を深めながら、基本的方向として、いっそう深刻な行政依存主義的泥沼の中にはまりこみつつある。このような既成解放運動の歴史的破産とさらなる反動化の中で、右翼スターリン主義の立場から行政依存主義をいっそう深め、帝国主義の尖兵と化すことのなかに反動的活路を見い出そうとしているのが、「日本の声」派にほかならない。「こえ」派の部落解放運動指導路線といつても、「路線」としての体裁すら整ったものではなく、従来朝田派の協調主義の改良主義、融和主義に「構改」路線的な意味付与を行ったり、「左翼的」な言辞を弄しながら朝田路線を一段と右翼的反動的に深め、帝国主義への屈服をイデオロギー的運動的に準備し、合理化するものでしかないのである。部落解放運動は、今日こうした「こえ」派を主導基軸とする右翼転換のなかで歴史的分岐点に到達しているのである。帝国主義侵略戦争への協調主義的隷属の道か、帝

国主義の打倒かという選択が絶対的、不可避的に問われる時代が到来しているのである。

「こえ」派とのたたかいは、七〇年代部落解放運動の革命的指導責任をほかならぬわが革命的戦闘的潮流こそが、担いけるという主体的決意に裏うちされた立場から、既成解放運動の伝統的なスターリン主義的歪曲とその指導路線、指導原理を転覆し、その最右翼的補完物をなす「こえ」派の右翼スターリン主義的敵対を突き破り、七〇年代革命の一環として発展するわが革命的部落解放闘争の路線の正当性、有効性、現実性を決定的に明らかにするたたかいはほかならないのである。そして、それは同時に、日帝の体制的危機と部落差別攻撃の激化のものでうつつ積する部落大衆の怒りとたたかいは、右翼スターリン主義的制動と統制の軛のもとから解き放ち、部落解放闘争の革命的発展に結びつけていく決定的導水路である。

最後に、結論としてしめくくるとすれば、右翼スターリン主義「こえ」派とのたたかいは、さしあたって狭山闘争の革命的発展か、その反動的、日和見主義的解体かをめぐって熾烈なる攻防局面に突入すると同時に、革命的戦闘的潮流が狭山闘争の歴史的勝利を踏み台に七〇年代部落解放闘争の革命的ヘゲモニーを握りしめることができるかどうかの決定的分水嶺だということである。

言いかえれば、今日の「こえ」派とのたたかいのなかに狭山最高裁決戦の歴史的勝利の展望が、七〇年代部落解放運動の帰趨が掛け値なしにかかっている、ということなのである。

全国の同志諸君！ たたかう部落の兄弟姉妹諸君！
「日本の声」派の反動的敵対突き破り、いざ十・三一首都大決戦へむかって進撃せよ！

差別裁判うちくだこう



一、西から東に無実を叫び

荊冠旗のもとわれらは進め

差別裁判うちくだこう

差別裁判うちくだこう

二、狭山差別の裁判を

断固われらは闘かわん

石川青年取りもどそう

石川青年取りもどそう

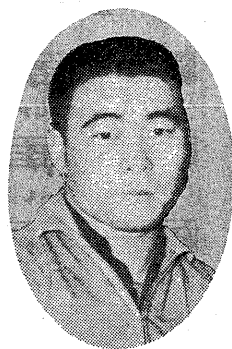
三、わが行動隊無実を叫び

三百万のきょうだいと

差別裁判うちくだこう

差別裁判うちくだこう

資料



最高裁決戦への 石川一雄氏の 戦闘宣言

① 五・二三闘争アピール

寺尾差別判決を弾劾し権力の牙城に痛打を

五・二三狭山大集会実行委主催による、狭山不当逮捕十三周年糾弾闘争に決起された同志、友人、すべての支援者各位に敬電をお届けいたします。

十三周年のきようは、私が国家権力のイケニエにされた屈辱の日であり、以来暗夜の獄に自由をうばわれていますが、いまの私は十三年前の石川一雄ではなく社会復帰につぶしのきく人間に成長したことを思えば、拘禁生活も決して無駄ではなかったとつとめて良い方へ考えています。もちろんこのように人間変革をとげられましたのは、ひとえに皆様方の絶大なる御支援御指導があったからこそとまず日頃の支えにたいし、心から感謝の意をあらわします。それにくらべ、現今の日帝支配階級の危機は十三年前のとき以上に、崩壊寸前にあり、もはやどんな方策を用いてもこの激流をせきとめることは不可能と思われ自民党政府もろとも転覆は時間の問題であるとみています。

とどころできょうここに一・二八闘争以来、再び隊列をととのえて、最高裁決戦の帰すうをかけたたたかいたとてのぞんでいただいたわけですが、本闘争はあの欠陥を呈した高裁闘争の二の舞は絶対踏んではならず、

しかし、いかなる戦術を行使すべきかはいまさら私が掲げるまでもなく同志の皆さんはよく把握しておられるのでふれませんが、ただ村上―吉田体制への寺尾美化的な武装解除はこのうえない危険であり、むしろ保釈却下からみて、権力の牙城たる村上―吉田の極悪非道の差別体制を粉砕しうる完全武装のもとに、実力闘争にうってでてほしいのであります。

とくに、前述のごとく体制的危機にのたうつ日帝・国家権力は、最後のあがきとして、どんな策動をこうじるかされませんので、寸時の油断なく身がまえつつ、寺尾の徹頭徹尾部落差別につらぬかれた暗黒性、未曾有の差別判決を弾劾し、同時に日帝・村上―吉田体制に決定的痛打をあげることこそ、狭山闘争の勝利の推進軸であるのみならず、あすの部落解放と労働者人民の革命的発展に直結するものと確信いたします。

とにかく無実の私にたいし、反革命差別判決をくだした支配階級は、部落大衆と労働者人民の差別分断支配の重要な環として部落差別を政治的法制的に徹底強化する階級支配をあきらかにしているだけに、狭山闘争は必然的に政治闘争として展開されるでしょうし、また私もそう望みます。そういう意味において、解同と全労働者階級との結合は国家権力を倒すのに不可欠であるばかりか私の狭山闘争のすそ野をひろげ、全人民的に発展させる

うえて万々歳であります。同志の皆さんあつての私、今後も同志の連帯感を深めつつ、あすの勝利をめざしてたたかいぬく決意であります。

なにとぞ皆さんも獄中にいる石川一雄のわがままにも意をとめられ、そして同志愛的に目をかけつつ、国家権力の悪虐非道差別犯罪を満天下に暴露し、そしてこの先いくばくもないことがわかる父母に一日でも孝行がしてやれるよう皆さんのお力をもって歴史的勝利の血路をきりひらいて下さいますよう心よりお願い申し上げて石川一雄の電文アピールといたします。

終わりにのごみ、皆様の御健康と今後いっそうの御活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございます。

五月二十三日

石川一雄

② 八・三革共同大政治集会へのアピール

10・31最高裁決戦へ最大級の死闘的闘いを

日比谷公会堂に結集された戦闘的青年労働者の同志諸君・並びに日帝・国家権力の直接攻撃と対峙しつつ日夜諸闘争に御活躍されておられる全ての皆さん、本日は御多忙の中を革共同大政治集会に御参加下さり誠に御苦勞様に存じます。私は石川一雄であります、今日此処に本集会が開催されることを前進社の某戦士の面会を通して伺い知り、拙筆乍ら御挨拶を兼ねて日頃の無音のお詫びと近況報告と共に、今狭山闘争は最高裁決戦の最後の重要段階を迎えておりますので是非とも同志皆さん方のその爆発的エネルギーをもって日帝・吉田体制による上告棄却策動を粉碎し、完全勝利へ導いて貰いたく一筆執らせて頂きました。

訴えに先だち近況報告として、現在、私はベッド生活を余儀なくされている事は皆さんもよく御存知の通りでありますけど、一・二年前頃のあの気息さや乾喉等々で苦痛に悶々していた頃と比して昨今の自覚症状の腰痛を除けば粗順調に快癒へ向っていると思われまますので、先ず皆さん方に御安心を願うと共に、私の容体を氣遣って返信用の切手等々同封のお手紙を下さる心温かい全国の支援者各位にも安堵の胸を撫下ろしてもらいたいと思ひ

んも藤林―吉田体制の上告棄却策動に対し粉碎しうる態勢を構築し、巨大な組織をもって完全勝利へと闘い抜いて下さいますよう心よりお願い申し上げます。

もつとも反動藤林を最高裁の長にすえたのは何も狭山差別裁判の強行が目的ばかりでなく、又ロッキード事件による自民党政府の政治的な危機を救うためばかりではありません。朝鮮反革命戦争の危機・議会制ブルジョア独裁の危機に直面している日帝・国家権力は無実の私に対し反革命的差別判決を出す事によって、これを突破口として更に部落差別の強化―固定的永遠化―差別分断支配の強化―帝国主義的国民統合攻撃を強めると共に、戦闘的部落解放運動への反革命差別弾圧で融和運動への屈服を迫り、階級闘争全体を押し潰さんが為に労働者階級に憎悪を剝出しにする藤林の登場とあいなり権力の舞台装置を調えたのであります。ここにこそ、日帝・国家権力の焦りと「死の苦悶」の色が窺われるといえましようし、そうであるが故に今こそ我々下層労働者人民は強固な団結もって起立し革命的勝利への大道を切り開く為に不可避である日帝打倒に決死をもつて襲いかかり、権力者共を問答無用とばかり、革命的勝利への一押しとして最期の完膚なきまでに鉄槌を叩き込んで、完全なる息の根を止めなければならぬのであります。

ます。

日帝・藤林体制を粉碎しうる態勢の構築を

さて早速私事の訴えの核心に入らせてもらいますと前述の如く、今私の狭山闘争は最終的決戦段階を迎えている事から狭山支援者各位にありましては来る一〇・三一を狭山最高裁決戦の最大級の死闘的戦場と化し、歴史的大水路を切り開くには労働者人民の圧倒的な大衆的決起を作り出す以外ないととらえ、日夜懸命に御活動を賜われておりますので日々運動体も拡大されつつあり、全人民の大衆による一〇・三一の大爆発を目指して情勢は有利に展開している事を獄壁を貫いて私の耳にも届く現今にあつて私もこうした皆さん方の限らない御支援御声援の期待に御応えすべく獄中闘争を貫徹し、無罪を勝取る為に正に死を賭けて不眠不休の訴えのペンを走らせ続けているのであります、何せ狭山の担当裁判官は皆曲者ばかり、反動藤林を最高裁の長とする吉田体制で固められていることを直視すれば、最高裁は上告棄却策動を進めている事は大である。よつてこの策動を粉碎する側の闘いに若し決定打を欠くようなことになれば、即奈落への転落を意味するだけに余程心してかからないと日帝・藤林―吉田体制に押し流されてしまふ危険性を孕んでいる事の警戒心を強めて闘っておりますのでどうか皆さ

狭山闘争の完全勝利をもって部落解放へ

勿論そんなことは私に言われる迄もなく活動家の皆さん方にありましては何もかも見通していればこそ、この革命的発展の到来である七六年の後半に生命を投出して御奮闘されているのであります。従つて同志達を前にして「プロレタリア革命的発展は部落の解放と諸労働者人民の解放なくしてありえない」等と労働者人民との結合の必要性を強調し、訴えることはないけれども、然し未、その事は兎も角、革命的社會変革の権力闘争を更に拡大し、飛躍させるには一切の闘いの陣型・布陣を打ち鍛え戦列を強化することの一点を重視し、全力で取り組んで欲しくそして又今こそ同志皆さん方の力量が問われているといえましよう事から、死闘的且つ決死的総攻撃のもとに日帝・権力体制を粉々に打ち砕き、日頃の皆さんの経験的その真価を示してもらいたいものであります。私も皆さん方と志は同じであり、一心同体である以上、身体は獄中にゆう閉され、自由は利かないけれども同志達の闘いに少しでもお役に立つ様を訴えに力を注がなければならぬとしそで今の取組みの一環として真の民主主義社會建設に全人民的大衆の結合は不可欠からその方向性を誤ることなく訴え活動に意を尽くしてゆく所存であります。

さて最後に、反動寺尾が反革命的極悪非道な有罪判決を下したのは支配階級の部落差別を政治的法制的に固定化すべく寺尾をして政治判決を出させた事実から当然その攻撃先は日帝・支配階級へ向けて頂かねばなりませんし、そして更に日帝の先兵として暗黒の不当な差別判決を下した寺尾を弾劾してもらうわけでありますがその前に何よりも私の自由を取戻して頂く上で、同志達もつて口頭弁論事実審理を行わせる当面の最も重要課題としてこの事実調べを勝取って頂かねばなりません。不自由な生活を強いられて居るくらいもどかしいものはなく、そうであるが故に一日も早く束縛から解放されるよう最高裁決戦の絶対必勝を期し、死力を尽して闘ってもらうと共に、狭山闘争の歴史的勝利をもって明日の部落解放の足がかりの土台を作って頂きたいのであります。

然しだからといって私は長期拘留を強いられると自身の身を哀いて泣き事を申している訳ではありませんし、何よりも私のバックにはこの様に兄弟、同志達がいて居り、私の狭山闘争を完全勝利まで永続的に闘い抜いて下さるといふ気根の御支援が賜われる以上、勝利の日もそう遠くないことを確信し、私も一路勝利へ向って奮進する事をお伝え致し、この辺で石川一雄の御挨拶を終りたいと思います。

貴重なお時間を私の訴えの場を与えて下さり、本当に

ありがとうございます。本集会が実りある成果を得て終られますことを祈りつつ。

一九七六年八月三日

東 拘

石川一雄

八・三革共同大政治集会に
御参集の革命的同志諸君へ

部落解放第二〇回全国青年集会への

石川一雄氏のメッセージ

第二十回全国青年集会、岡山県立体育館にお集まり下さった各県下代表者の兄弟姉妹の皆さん、及び一般各位全ての皆々様、本日は炎天の中をこの意義ある全青に御参加下さり誠に御苦勞様に存じます。部落解放運動の気運は年々高まりつつある中で、私達の祖先、先輩達が苦闘の末に築いてくれた土台に則り、日夜部落解放の為に懸命に努力されておられる兄弟達のその一致団結の歩調こそが解放への第一歩であると思えますし、又こうして皆さん方がお年寄りに代って解放運動に熱意を燃やし積極的に取組んで下さっておられるので、近い将来私達部落民が差別社会から解放され、人間として人間らしい生活が出来る日がそう遠くないと確信いたします。

何れにせよ若い皆さん方がその有り余るエネルギーを私達部落民の悲願達成の為に注いでおられることに対し先ず何をおいても心から敬意を払わずにおられませんし、又私石川一雄は今日のように兄弟達が確固たる意志統一のもとに解放へ意欲を漲らせ、御奮闘しておられる有志を知るにつけ頼もしく思うと同時に、獄中にゆう閉さ

れている私は兄弟達と手を取合つて解放運動の手助けが出来えないことを無念でなりません。

それもこれも寺尾の暗黒的差別判決の結果であり、この裁判の名に値しない不当判決を下した寺尾への満腔の怒りは膨ふるばかりで八つ裂きにしてやりたい程であります。「疑わしきは罰せず」とは人類の歴史の教訓として貴重な人権思想であり、且つ「疑わしきは被告の利益に従え」というのも訴訟上の原則であることも皆さん方は知っておられるでしょう。又その言は「百人の犯人を免するとも一人の無実の者を作らない」という近代刑法の精神を具現した言葉であると共にその言葉に含まれるものは人が人を裁くという至難の業から誤判は絶対に避けられないことを予期されて生まれたものであることも説明を要す迄もなく皆さん方はよく御存知のことと思えます。

が然し法の番人である筈の裁判官寺尾は大多数の国民が私達の身近な日常生活に知って置かなければならない人権侵害の所在さえも無頓着で居ることを幸いにそれらの大原則を平然と踏みにじり暗黒的な極めて政治色の濃い差別判決を下した一点に私は本会場へお越し下さった支援者各位は勿論のこと、全国民の大衆に識って頂きたく心より希うと共に法の名のもとに人間の生命を自由に奔ぶこともできる現体制にメスを入れ、真の「法精神」が守られるように厳しい監視の目を光らせていて欲しく

声を大に訴えずにおれませぬ。

確かにわが日本国は自由主義国でありそして裁判における証拠評価判断に致つても証拠の採用は裁判官の自由心証に任ざれていることも知つておりますけれども然しそれでも恣意や非合理が潜入していい筈がなく、何よりも私達国民の人権を守る皆は裁判所であり、従つて正義と公平なる裁判をして呉れる所である裁判所によつて非道なる判決を下され、裁判官に公平さ、良心をまかぬり棄てられてしまつたら私達の基本的な人権の保障は誰が守り、そしてその保障は何処に求めるべきかというこゝとなつてしまふのであります。

前述の如く近代刑法の原則は「疑わしきは被告の」であるからして原則上は犯人たりえる全物的証拠が揃わない場合は、当然のこととして、有罪判決を下せないにも拘わらず、なおかつ私に対し超反動的な不当判決の攻撃をかけてきた裏には、自らの階級の本能において鋭く、嗅ぎ取つた寺尾は、詰まり裁判所の權威の維持と併せて治安警察の危機を救うべく権力犯罪を隠匿する為には部落民への憎悪に摩替えること以外になく、因つて部落出身者の私が矢面に立つて私を襁褓に言つて世論の非難の眼を私と三百万兄弟に向けさせたのであります。

従つて私の無実性を誰よりもよく知つていたのは外ならぬ不当判決を下した寺尾当人であり、そして寺尾判決

恐らく支配階級は寺尾の有罪判決によつて水を得たカッパの如く勇氣がでたに違ひなく、今後は兄弟達の解放闘争、或は部落差別を利用した差別的権力犯罪を暴くべき差別裁判糾弾闘争を繰上げる兄弟達に対し、憎悪を剥出した大弾圧、集中攻撃をかけてくるものと思われ、現に五・二三闘争において何人か不当逮捕された事を聞いて知つています。

そういう意味からして寺尾の有罪判決は権力側に弾圧権を与えた事になり、と同時に部落解放闘争の階級的発展にクサビを打つただけにとどまらず部落大衆と労働者人民の差別分断支配の重要な環として部落差別を政治的法的に徹底強化する階級意志を打立てた事は明白であるだけに攻撃方法を曖昧に導かれては最高裁判所の勝利が危険であるばかりか仮に無罪を獲得できたとしても灰色の恐れがあり、そうなつては今日まで兄弟達が私財を投出して狭山闘争に注いで下さつた労力は水泡と帰し、解放への途も遙か彼方へ押しやられて終うかも知れないのです。

従つて最高裁判所で犯罪の白黒を争点とした部落民への権力犯罪を認めさせるには先ず口頭弁論、事実審理を勝ちとられる大衆闘争のうねりを巻起す事にあり、であるからして兄弟皆さんには何をいしても大衆闘争を実現して頂く意味からも部落差別の本質と社会的存在意義を

を見れば随処に部落民ならば残虐な犯罪もやりかねない如く敵意を剥出した判決文を作成したのであります。判決文の内容から推して減刑するよりむしろ控訴棄却の極刑をもつて一般国民の前に「部落は悪の温床だ!!」極悪非道な犯罪を犯すのは部落民以外にない!! 部落民は社会悪で、邪魔物だ!!」と煽り立てたことが窺われます。

だが然し死刑のままでは当然最高裁判所は事実審理を行なつて白黒の決着をつけなければならず、そうなれば自白と容観的事実が似あわぬ事から私の無実は必至となり、それでは私への無罪の途を開く結果となつて権力犯罪が暴露されれば必然的にその責任の追及先は国家権力にむけられ、ひいては寺尾自身の生活にも重大な影響を及ぼすことになるであろうことから一番無難である一等減刑を出し、最高裁への事実審理の途を閉そくしたものとされます。換言すれば最高裁は慣例として原判決が死刑、公安事件として判断した時を除いて殆ど公判を開かないことを十分承知の寺尾は最高裁が一枚の紙片をもつて決定できるとともに差別裁判をゴリ押しする事のできる途を用意したのでありますから寺尾は如何に悪意に満ちた判決を下したか論ずる迄もありませんがさうであるが故に私は兄弟達に断固糾弾してもらいたいのであります。

益々鮮明に打ち出し、差別糾弾闘争の歴史的社会的今日の意義を把えかえし、そして訴える活動において差別の真相を具体的に国民の前に訴えて大衆運動の輪を広げつつ努力を払わなければならぬと思ふのです。詰まり、部落の現状を曖昧に把えて訴えては何時迄経つても一般国民に理解して貰えず、延ては解放闘争に集まつてきてもらえないことと思ふので、前述のように先ずもつて歴史的社会的に形成され、構造化されてきた部落差別とは如何なるものであり、そして歴史的社会的に存在してきた部落民とは如何なるもので、如何なる存在下にあつたのかを自己の活動において不可欠であるこれらの差別の歴史を把握し、訴えに活かしてもらいたいと思ふのです。諄い様ですが、実践の伴わない口先だけで「部落解放」と叫んだところでそれだけではごく限られた人にしか解つてもらえないのでありますから一般大衆に私達部落民が社会から幾重にも差別されてきた現実を知つてもらつた上で、解放運動に御協力を仰ぐ以上、先ずどう訴えたら国民に理解してもらえ、そしてお力添えを賜われるかと云えば矢張り訴え側が第三者の立場に立つて説得力をもつ活動に取組まなければダメだという事であり、もつとも監獄にあつて自由が利かない私の右の言動から、「身の程知らない野郎だ!! 余計なことをぬかすな!!」と非難されるかもしれませぬし、又肝心要の私自身の訴

えから脱線し、あらぬ方へ走ってしまったっている事から、「貴重な時間を無駄にするな！」とお叱りを受けそうなので、この辺で訴えの核心に入って失礼させてもらうことにします。

今私の狭山闘争は公判闘争始まって以来、最大の死闘的正念場に入っている事は皆さん方も御存知の通りであります。そこで御協力を賜わる事を最後のなお願ひとして解同の提起する闘ひの基本路線を厳守して頂く事は勿論のこと、更に今後の闘ひにおいては是非共、皆さんに再認識して欲しい点は現在の狭山最高裁決戦の大攻防をめぐる基本動向の核心的諸問題であり、そしてかかる闘ひの検討を通して思想的理論的立脚点を更に鮮明化して頂きたいのです。私の狭山事件は一般的な単なる冤罪事件でない事は兄弟姉妹の前にして言及致しませんけれども私が無念の思いを禁じえませんが、法律という絶対権力の支えに依ってあらゆる真理・真実をも創り得てしまう警察・検察の司法権力とそして裁判という名を借りた法律解釈の実験材料、私はモルモットにされてしまっているという事であり、故に私はこの司法暴力に吐きどころのない怒りと憎しみを増すばかりなのであります。

寺尾判決は単なるゴマカシの論理で一審判決を擁護しているだけでなく、狭山差別事件のデッチ上げを企らんと国家権力の差別違法捜査や別件逮捕等々を全面的に擁

護した全く反動的差別判決であるだけに私は断じて許せないであります。勿論皆さん方にありましては寺尾判決については解放新聞等を通じて概要を御存知でしょうけれども、この寺尾判決は全く法的論証性も道義的正當性もない予断と偏見に満ちた差別不当判決を出しておきながら自分は正しい遵法者であるかの如くうそぶいているので、私は余計糺にさわるのです。本当に寺尾の有罪判決が法に則ったものであれば本件は罪状からしてどう情状面が酌量されたところで死刑から免脱される筈がなく、故に寺尾が私を犯人と確信しながら絞首台へ送らずに減刑したのは、私を黒として断定出来なかつた何よりの証左であるわけです。

だがさりとて無罪にしては法の威信に関わる大問題に発展しかねない闘争情勢から減刑をもって法の体面を守つたのに相違ないのです。だから私は寺尾は自分のことを神の如くうそぶいているのでその鼻の柱をへし折る為にも何がなんでも最高裁で無罪を勝取らなければならぬいと懸命に闘っているのです。だが勝利はそう簡単にはわが掌中に収められる筈がなく、それは最高裁は寺尾判決絶対護持を階級的使命とし、上告棄却をうって出ようとしていた事が十二分窮われるからであり、そこで兄弟皆さん方に一層の御奮闘をお願いするわけでありませう。

以上のような私の決意からしても私は無実の罪で十四

年という永い拘禁生活を強いられているので辛くないと申せば嘘になります。でも私のバックにはこのように兄弟姉妹を筆頭に多くの心ある一般大衆の皆さん方が温かい支援の手を差し伸べて下さって居りますし、又人間は苦しみの中にあつてこそ初めて自己の精神力を鍛える事もできるのであり、且つ苦あらば楽きたるの如く近い将来必ずや無罪を勝ちとつて笑える日が来る事を確信し、今の獄中生活は私の精神修業の場であり、自己変革の為の一時の仮の住居であると自分に言い聞かせつつ更に不退転に獄中闘争を貫徹し、明日の光を目指して闘いぬく決意で居ります。

自分勝手の言いたい放題を述べて来ましたがその点を悪しからずお許し願つて何卒皆さん方も無実の者を罪人にさせぬよう今後も最高裁闘争において完全無罪が勝取れる迄は力の限り御支援御指導下さいますよう心よりお願い申し上げます。石川一雄の御挨拶を終りたいと思ひます。貴重な会合のお時間を私の訴えの為に割いて頂き本当に心から感謝の意を表わします。御静聴ありがとうございます。本会が実りありますよう祈りつつ。

一九七六年七月三十一日

東京拘置所在監十四年

右 石川 一雄

水平社の 輝煌を浴びて

人間の 尊厳守りて われ闘わん

—一九七五・一・一—

関巡査しんゆうと決めた心はくだかれて

思なみだう涕の寒夜は長し

—一九七二・一・一四—

冬に耐え春に萌えつつあれ草の

根強き力われも学ばん

—一九六九・六・一五—

石川 一雄

編集後記

▼革命と反革命との決定的な軍事決戦の秋をむかえ、さらに戦争の血みどろの勝利を基礎に、十・二一闘争、十・三一狭山大決戦の空前の高揚を目前にして、『荊冠』第十号はここに発行された。わが同志会、部落研は、戦争と闘争の決定的武器として、とりわけ十・三一首都決戦の空前の大爆発への唯一無二の武器として、本号の徹底した学習と活用を訴える。

▼偉大な七・六新潟、七・一五角野重せん滅という戦果をはじめとしてわれわれは三・一四宣言以来の半年間、二重対峙・対カクマル戦の圧倒的勝利をきりひらいてきた。この地平のうえにわが革命派の主導権のもと戦争史上最大の決戦の秋がおとずれている。朝鮮侵略戦争前夜情勢を最焦点とする内外情勢の激動的展開、とりわけロッキード政治危機の破局的展開は、わが先制的内戦戦略Ⅱ三

・一四宣言の革命性、唯一性をあかあかと輝かしている。いまこそその物質化をかけ、全同志が百%戦争主義者として自己を総武装し、戦争勝利のためにいっさいをなげうって戦いぬかなければならない。三・一四宣言の真価をいよいよ発揮し、結「党」以来最大の危機にのたうつファシスト・カクマルの絶望的白テロ策動をたたきつぶし、攻防両面における戦争の大勝利をかちとれ!

▼狭山闘争は最大最高の白熱点に突入した。狭山最高裁決戦は、一・二八―一五・二三、八月全青の革命的な高揚をひきつぎ、いよいよ十・三一空前の首都決戦の爆発を確実のものとしてい。「上告棄却」策動を強めガムシヤラな狭山正面突破をはかる日帝・藤林体制との、一歩もひくことのできぬ力対力の激突の正念場をむかえたのだ。本号は「十・三一特集号」として、まさに十・三一大爆発の革命的牽引車として、いかに

なくその威力を発揮することを確信する。戦争勝利を基礎に、石川氏とたくく連帯して、わが路線と方針のもと、ありとあらゆる大衆的創造的決起の先頭にたち、そのいっさいを十・三一空前の首都総決起の実現へむけて猛然とたたかひぬくならば、勝利への道は確実にきりひらかれることはまちがいない。

▼さらに本号では、戦争的敗北と大情勢の激動化の重圧のもとで未曾有の党的危機にたたきこまれ、白テロルの凶暴化と容帝反共主義的変質を深めるカクマルの狭山最高裁決戦への敵対をあげき出し、さらなる無慈悲な壊滅的批判を展開した。また九号につづき、「人権擁護闘争の一環」論なるウルトラ合法主義、体制内改良主義を唱えて、ますます右翼スターリン主義的敵対物としての馬脚をあらわにしている「日本のこえ」派への追撃的批判を展開した。

いざ戦争勝利へ、十・三一勝利へ。

反帝反スターリン主義世界革命 勝利へ革共同の綱領的論文集!!



労働者人民必読の
前進社出版物

本多延嘉 著作選

既刊二巻
各1900円

第一巻 I レーニン主義の継承か レーニン主義の解体か II 革共同全国委員会に結集せよ 反スターリニズムのたたかい(田宮テーズ)他四篇 III 三全総の旗の下に 三全総政治報告ならびに宣言 他一篇 IV 中国文化大革命批判 毛沢東過渡期社会論批判 他三篇 V 十・八羽田闘争から七〇年代激動へ

第二巻 I 戦争と革命の基本問題 戦争と革命の復権のために II カクマル反革命打倒 反ファッショ解放戦争勝利へ 革命闘争と革命党の事業の堅実で全面的な発展のために他三篇 III 中間主義党派批判 社青同解放派、第四インター、第二次プリント批判 IV 天皇制・天皇制イデオロギー批判

| | | | |
|---------|---------------|--------|--------|
| 編集発行 | 一九七六年一〇月二〇日発行 | 荊冠 | No. 10 |
| 荊冠編集委員会 | | (一六〇円) | |

野島二郎著

革共同の内戦論

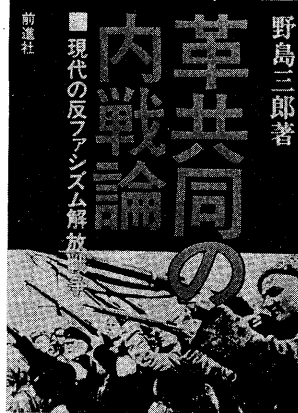
増刷出来!

現代の反ファシズム解放戦争

二重対峙・対カクマル戦の意義と展望を明らかにする

三〇年代フランス、スペインの歴史的分析をつうじた

内乱・内戦―蜂起の総路線の理論的集大成



- 野島二郎著
- 現代の反ファシズム解放戦争
- 前達社
- I 三〇年代の国際階級闘争から今日何を学ぶべきか
 - II 内乱・内戦―蜂起の総路線の深化と発展のために
 - III 「侵略を内乱へ」の旗たかく強大な革命的前衛党を建設せよ
 - IV 「十一月」と入管闘争の質をふまえ内乱的死闘の時代勝ちぬけ
 - V フランスの内乱と人民戦線

- 激化と前革命的情勢／人民戦線、共産党のブルジョアの屈服／工場占拠闘争の革命的高揚と人民戦線／反動の開始と人民戦線の崩壊／第二次大戦の勃発とスターリン主義／共産党のドゴールへの屈服と戦後革命の敗北／ベトナム問題と人民戦線／フランス領植民地における人民戦線
 - VI スペイン内戦とスターリン主義
- スペイン革命の教訓／スペイン革命における革命党とスターリン主義／書評／他

四六判上製584頁 価3000円

戦略的総反攻の旗印として

七〇年代階級闘争の道しる

べとして

勝利の大道を照らしだす

戦うプロレタリアの

週刊政治新聞

週刊・月曜日発行
定価 一部六頁一五〇円
購読料 一年七五〇〇円
半年四〇〇〇円

革命的共産主義者同盟全国委員会機関紙



■各月の革共同の重要論文、基本論文 ■豊富な日韓政治資料 ■諸戦線、共闘関係からの発言 ■獄中同志の理論的政治的精華を集めた

武装し戦う革共同の月刊誌



革命的共産主義者
同盟全国委員会
政治機関誌

定価 200円
B5判 52頁

前進社

| | | | |
|-------|----------------|----------------|-------------|
| 本社 | 東京都豊島区千早町1-11 | (03) 974-5501 | 振替 東京 88857 |
| 神奈川支社 | 横浜市中区長者町9-170 | (045) 251-6655 | 振替 横浜 50058 |
| 関西支社 | 大阪市大淀区大淀町中2-6 | (06) 451-7485 | 振替 大阪 16016 |
| 中国支社 | 広島市東千田町1-1-29 | (0822) 43-4873 | 振替 広島 30027 |
| 九州支社 | 福岡市西区荒江2-12-21 | (092) 831-0454 | 振替 福岡 18659 |

全国部落青年戦闘同志会機関紙

進撃 5号

一部50円

- 10.31空前の首都総結集へ
- 反革命差別者集団カクマル、日共を粉砕せよ

荆冠 第九号

九五〇円

- 反革命カクマル完全打倒し、狭山最高裁決戦の歴史的勝利かちとれ
/ 鳶 賢治
- 戦略的総破綻にあえぐ日共の反革命差別主義的純化 / 原田 徹
- 「日本の声」派の反動的敵対を狭山闘争の革命的爆発で粉砕せよ
——右翼スターリン主義・「日本の声」派批判——
/ 加茂 進

この差別裁判を許すな

狭山闘争 (上) 前進社出版部

狭山最高裁決戦勝利の指針！